

第56期令和8年度第1回
香川地方最低賃金審議会
会 議 次 第

令和8年7月2日（木）15：45～
高松サンポート合同庁舎北館7階
702会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 香川県最低賃金の改正諮問について
- (2) 「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の承認について
- (3) 令和8年度最低賃金の審議の進め方等の承認について
- (4) 最低賃金審議会令第6条第5項の決議について
- (5) その他

3 閉 会

第 1 回香川地方最低賃金審議会資料目次

- 資料No. 1 第 56 期香川地方最低賃金審議会委員名簿
- 資料No. 2 香川地方最低賃金審議会運営規程
- 資料No. 3 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程
- 資料No. 4 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程
- 資料No. 5 香川地方最低賃金審議会会議公開要綱
- 資料No. 6 香川地方最低賃金審議会（「冷凍調理食品製造業」、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船用機関製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」）最低賃金専門部会運営規程
- 資料No. 7 第 56 期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿
- 資料No. 8 令和 8 年度最低賃金の審議の進め方等について（案）
- 資料No. 9 令和 8 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
- 資料No.10 令和 7 年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況
- 資料No.11 香川の賃金概況（令和 8 年）
- 資料No.12 香川県の雇用情勢（令和 8 年 4 月分）、労働市場の動向（令和 8 年 4 月）
- 資料No.13 香川県内経済情勢報告（令和 8 年 4 月）
- 資料No.14 香川県金融経済概況（2026 年 6 月 10 日）
- 資料No.15 令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理
- 資料No.16 価格交渉促進月間(2026 年 3 月)フォローアップ調査結果 中小企業庁
- 資料No.17 香川県における中小企業の労働事情－令和 7 年度中小企業労働事情実態調査報告書－香川県中小企業団体中央会
- 資料No.18 「要請書」
（全国労働組合総連合四国地区協議会）
- 資料No.19 「最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書」
（J A L 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会）

別途配付資料

- ① 消費者物価指数（高松市）（令和8年5月分）香川県政策部統計調査課
- ② 香川県の雇用情勢（令和8年5月分）、労働市場の動向（令和8年5月）
- ③ 2026（令和8）年度労働行政のとりくみ（香川労働局）
- ④ 令和8年度版最低賃金決定要覧
- ⑤ 賃金引き上げの支援策（パッケージ）
- ⑥ 令和8年度「業務改善助成金」のご案内
- ⑦ 「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内
- ⑧ 「働き方改革推進支援助成金」 勤務間インターバル導入コースのご案内
- ⑨ 「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（運送業等）のご案内
- ⑩ 「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（病院等）のご案内
- ⑪ 「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（建設業）のご案内
- ⑫ 「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（情報通信業、宿泊業）
のご案内
- ⑬ 「働き方改革推進支援助成金」 団体推進コースのご案内
- ⑭ 「キャリアアップ助成金」のご案内
- ⑮ 「香川働き方改革推進支援センター」利用案内
- ⑯ 日本標準産業分類 313 船舶製造・修理業、船用機関製造業

第56期 香川地方最低賃金審議会委員名簿

令和8年4月21日現在

香川労働局

区分	氏名	現職	備考
公益代表表	おかざき みえこ 岡崎 美恵子	公認会計士	
	かごいけ のぶひろ 籠池 信宏	弁護士 公認会計士	
	たかつか じゅんこ 高塚 順子	高松大学経営学部 教授	
	ひらの みき紀 平野 美紀	香川大学 副学長 香川大学法学部 教授	
	もとき まさみち道 元 木 将道	弁護士	
労働者代表表	かわそめ あきこ子 川 染 暁	U Aゼンセンアオイ電子労働組合 執行副委員長	
	つちだ かずき樹 土田 和樹	三菱電機労働組合丸亀支部特別執行役員 電機連合東四国地方協議会 兼 電機連合香川地域協議会 事務局長	
	なかむら とおる亨 中 村 とおる	タダノ労働組合 執行委員長 J A M四国香川地区協議会 議長	
	にし お尾 こういち 西 尾 耕一	日本労働組合総連合会香川県連合会 副事務局長	
	はやし だいすけ介 林 大 介	U Aゼンセン香川県支部 支部長	
使用者代表表	いで みちよ代 井出 往代	太洋木材株式会社 取締役副社長 太洋開発株式会社 取締役副社長 株式会社太洋木材市場 取締役副社長	
	おくだ たくみ己 奥田 拓己	株式会社北四国グラビア印刷 代表取締役社長	
	しらいし こういち幸 白石 幸一	香川県経営者協会 専務理事・事務局長	
	たな つぐけいじ二 棚次 啓二	株式会社クロダ 代表取締役社長	
	ひがき くにひこ彦 檜 垣 邦彦	今治造船株式会社 常勤監査役	
任命年月日	令和7年4月21日（任期は、令和9年4月20日まで） ※林委員は令和7年10月20日任命 任期は令和9年4月20日まで ※西尾委員は令和7年12月1日任命 任期は令和9年4月20日まで		

(注)

各側委員は五十音順

香川地方最低賃金審議会運営規程

(目的)

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により、香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

2 小委員会の委員は、審議会委員の中から、各側委員3人ずつ合計9人とする。

3 小委員会の会務を総理するため、委員長及び同代理を置く。委員長及び同代理は、公益委員をもってあてる。

(委員のテレビ会議システムによる出席及び欠席)

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に通知しなければならない。

- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

- 第5条 会長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
 - 4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見の提出)

- 第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書又は議決書を香川労働局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年3月15日から施行する。

香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

(名称)

第1条 本委員会は、香川地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「委員会」という。）という。

(会議)

第2条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるとき委員長が招集する。

2 委員会は、各側委員が少なくとも1人出席しなければ開くことができない。

3 委員会の委員に事故あるときは、他の審議会委員が代理することができる。この場合、各側委員のうち少なくとも1人は本委員会の委員でなければならない。

4 委員会は、審議会における重要事項のうち、審議会から付託された事項及び委員会が必要と認める重要事項について審議する。

(議事録)

第3条 会議の議事については、議事録を作成する。

(報告)

第4条 委員長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(準用)

第5条 委員会に関するその他の運営は、最低賃金審議会の運営に準ずるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、令和6年7月31日から施行する。

香川地方最低賃金審議会 香川県最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(構成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員のテレビ会議システムによる出席及び欠席)

第5条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

- 第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和6年7月19日から施行する。

香川地方最低賃金審議会会議公開要綱

（目的）

第1条 この要綱は、香川地方最低賃金審議会の本審議会及び専門部会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し、香川地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱について定める。

（会議の公開）

第2条 運営規程第6条及び部会運営規程第7条に基づく会議の公開又は非公開の決定は審議会等において行う。

（公開の掲示）

第3条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集については審議会等の開催日の原則14日前（審議会の日程により、異なる場合もある。）に、香川労働局において掲示する。

（傍聴の申込）

第4条 審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の原則6日前（審議会の日程により、異なる場合もある。）までに、はがき又は電子メールにより労働基準部賃金室あてに申込みとする。

2 希望者1人の申込みについて、申込書1枚を提出するものとする。ただし、介助者が必要な場合は、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

（抽選）

第5条 傍聴人は、原則として5名とする。

2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。

3 抽選結果については、電話等で通知する。

4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

（名簿）

第6条 公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。

（傍聴）

第7条 傍聴人には、傍聴整理券を発行する。

2 傍聴人は、指定時刻までに、傍聴整理券と同一番号の傍聴人席に着席するものとする。

3 傍聴人には、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項を周知するものとする。

(退去)

第8条 審議中に、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し事務局から是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、事務局から庁舎退去命令を発出するものとする。

(非公開)

第9条 公開する審議会等であっても、会長又は部会長は会議の一部を非公開とすることができる。

(報道関係)

第10条 審議会等を公開する場合には、第4条及び第5条の規定にかかわらず、報道関係者については、席が許す限り取材を認めることとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会等の開始直前まで等とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長又は部会長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

香川地方最低賃金審議会
冷凍調理食品製造業
最低賃金専門部会運営規程

（目的）

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

（会議の招集）

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月27日から施行する。

香川地方最低賃金審議会
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(構成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、香川労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和6年9月25日から施行する。

香川地方最低賃金審議会
船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金専門部会運営規程

（目的）

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

（会議の招集）

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、香川労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和7年9月29日から施行する。

香川地方最低賃金審議会
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会運営規程

（目的）

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

（会議の招集）

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、香川労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でな

い者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和6年9月25日から施行する。

第56期 香川地方最低賃金審議会

運営小委員会委員名簿

区分	氏名	現職
公益代表委員	籠池 信宏	弁護士 公認会計士
	高塚 順子	高松大学経営学部 教授
	元木 将道	弁護士
労働者代表委員	立石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 事務局長
	中村 亨	タダノ労働組合 執行委員長 JAM四国香川地区協議会 議長
	三屋 智広	UAゼンセン香川県支部 支部長
使用者代表委員	奥田 拓己	株式会社北四国グラビア印刷 代表取締役社長
	白石 幸一	香川県経営者協会 専務理事
	檜垣 邦彦	今治造船株式会社 常勤監査役

(注)各側委員は五十音順

指名年月日 令和7年7月15日

令和8年度最低賃金の審議の進め方等について（案）

1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。
この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。
- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和8年10月1日を努力目標とする。

3 特定最低賃金について

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 令和8年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金について

は、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。

- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹的労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和8年12月15日を努力目標とする。

- (4) 令和9年度の申出については、令和8年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

資料No. 9

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月30日(水)		10月30日(金)
9月1日(火)		9月16日(水)		10月1日(木)		10月31日(土)
9月2日(水)		9月17日(木)		10月2日(金)		11月1日(日)
9月3日(木)		9月18日(金)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月4日(金)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月5日(土)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月6日(日)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月7日(月)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月8日(火)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月9日(水)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月10日(木)		9月25日(金)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月12日(土)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月27日(火)		11月26日(木)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月28日(水)		11月27日(金)
10月2日(金)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月3日(土)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月4日(日)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月5日(月)		10月20日(火)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月6日(火)		10月21日(水)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月7日(水)		10月22日(木)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月8日(木)		10月23日(金)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月9日(金)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月10日(土)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月11日(日)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月12日(月)		10月27日(火)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月13日(火)		10月28日(水)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(火)		9月16日(水)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月2日(水)		9月17日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月3日(木)		9月18日(金)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月4日(金)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月5日(土)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月6日(日)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月7日(月)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月8日(火)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月9日(水)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月10日(木)		9月25日(金)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月12日(土)		9月28日(月)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月28日(水)		11月27日(金)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月2日(金)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月3日(土)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月4日(日)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月5日(月)		10月20日(火)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月6日(火)		10月21日(水)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月7日(水)		10月22日(木)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月8日(木)		10月23日(金)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月9日(金)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月10日(土)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月11日(日)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月12日(月)		10月27日(火)		11月11日(水)		12月11日(金)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月13日(火)		10月28日(水)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月30日(月)		12月30日(水)
10月30日(金)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
10月31日(土)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月1日(日)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月2日(月)		11月17日(火)		12月2日(水)		1月1日(金)
11月3日(火)		11月18日(水)		12月3日(木)		1月2日(土)
11月4日(水)		11月19日(木)		12月4日(金)		1月3日(日)
11月5日(木)		11月20日(金)		12月7日(月)		1月6日(水)
11月6日(金)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月7日(土)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月8日(日)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月9日(月)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月10日(火)		11月25日(水)		12月9日(水)		1月8日(金)
11月11日(水)		11月26日(木)		12月10日(木)		1月9日(土)
11月12日(木)		11月27日(金)		12月11日(金)		1月10日(日)
11月13日(金)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月14日(土)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月15日(日)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月16日(月)		12月1日(火)		12月15日(火)		1月14日(木)
11月17日(火)		12月2日(水)		12月16日(水)		1月15日(金)
11月18日(水)		12月3日(木)		12月17日(木)		1月16日(土)
11月19日(木)		12月4日(金)		12月18日(金)		1月17日(日)
11月20日(金)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月21日(土)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月22日(日)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月23日(月)		12月8日(火)		12月22日(火)		1月21日(木)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月24日(火)		12月9日(水)		12月23日(水)		1月22日(金)
11月25日(水)		12月10日(木)		12月24日(木)		1月23日(土)
11月26日(木)		12月11日(金)		12月25日(金)		1月24日(日)
11月27日(金)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月28日(土)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月29日(日)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月30日(月)		12月15日(火)		1月4日(月)		2月3日(水)
12月1日(火)		12月16日(水)		1月5日(火)		2月4日(木)
12月2日(水)		12月17日(木)		1月6日(水)		2月5日(金)
12月3日(木)		12月18日(金)		1月7日(木)		2月6日(土)
12月4日(金)		12月21日(月)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月5日(土)		12月21日(月)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月6日(日)		12月21日(月)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月7日(月)		12月22日(火)		1月12日(火)		2月11日(木)
12月8日(火)		12月23日(水)		1月13日(水)		2月12日(金)
12月9日(水)		12月24日(木)		1月14日(木)		2月13日(土)
12月10日(木)		12月25日(金)		1月15日(金)		2月14日(日)
12月11日(金)		12月28日(月)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月12日(土)		12月28日(月)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月13日(日)		12月28日(月)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月14日(月)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月15日(火)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月16日(水)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月17日(木)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月18日(金)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月19日(土)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月20日(日)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月21日(月)		1月5日(火)		1月20日(水)		2月19日(金)
12月22日(火)		1月6日(水)		1月21日(木)		2月20日(土)
12月23日(水)		1月7日(木)		1月22日(金)		2月21日(日)
12月24日(木)		1月8日(金)		1月25日(月)		2月24日(水)
12月25日(金)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月26日(土)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月27日(日)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月28日(月)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月29日(火)		1月13日(水)		1月27日(水)		2月26日(金)
12月30日(水)		1月14日(木)		1月28日(木)		2月27日(土)
12月31日(木)		1月15日(金)		1月29日(金)		2月28日(日)
1月1日(金)		1月18日(月)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月2日(土)		1月18日(月)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月3日(日)		1月18日(月)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月4日(月)		1月19日(火)		2月2日(火)		3月4日(木)

令和7年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

香川労働局

区 分	開 催 月 日 と 主 な 議 題			
香川地方 最低賃金審議会	① 令和7年7月15日 ・香川県最賃の改正諮問 ・審議会運営規程等承認 ・審議の進め方等承認 ・令6条5項適用の決議	② 令和7年7月30日 ・参考人意見聴取	③ 令和7年8月6日 ・特定(機械、船舶、電気) 最賃改正の必要性の有無 の諮問 ・中賃の目安伝達	④ 令和7年8月18日 ・特定(機械、船舶、電気) 最賃改正の必要性の有無の 答申 ・特定(機械、船舶、電気) 最賃の改正諮問
	⑤ 令和7年8月20日 ・香川県最賃の改正決定 ・部会報告について採決 により結審、答申 ・答申内容:時間額1,036円 (+66円、6.80%アップ)	⑥ 令和7年9月8日 ・香川県最賃の答申内容に 係る異議申出について審議 ・7.8.20付け答申どおり決定す ることが適当との答申 (+66円、6.80%アップ)	⑦ 令和7年10月29日 ・香川県特定(船舶、電気)最 の改正決定 ・部会報告について採決によ り結審、答申 ・答申内容:船舶時間額1,159円 (+66円、6.04%アップ) ・答申内容:電気時間額1,090円 (+60円、5.83%アップ)	⑧ 令和8年3月12日 ・令和8年度特定最賃改正等の 意向確認 ・令和8年度審議の進め方等 の審議
7.4.21 委員委嘱 交代7.10.20 7.12.1				
運営小委員会 7.7.15 委員指名	① 令和7年8月6日 ・特定(機械、船舶、電気)最 賃改正の必要性の有無審議			
公益委員会	① 令和7年6月23日 ・令和7年度香川地方最低賃 金審議会の運営			
実地視察	① 令和7年9月9日 ・事業場実地視察			
専 門 部 会	香川県最低賃金 7.7.29 委員委嘱	① 令和7年7月30日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・生活保護関連資料説明	② 令和7年8月6日 ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ 令和7年8月7日 ・令和7年新規学卒者初任給 情報等説明 ・金額審議
	香川県最低賃金 7.7.29 委員委嘱	⑤ 令和7年8月20日 ・金額審議 ・意見の一致に至らず、公益案 について採決。時間額1,036円。 (+66円、6.80%アップ) 部会報告を取りまとめ本審へ 報告		④ 令和7年8月18日 ・金額審議
	冷凍調理食品製造業最低賃金			
はん用機械器具、生産用機械器 具、業務用機械器具製造業最低 賃金 7.9.4 委員委嘱	① 令和7年9月29日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認	② 令和7年10月1日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ 令和7年10月7日 ・金額審議(公益案)全会一致 ・答申内容:時間額1,158円 (+66円 6.04%アップ) 令和7.12.15 指定日発効	
船舶製造・修理業、船用機関製 造業最低賃金 7.9.4 委員委嘱	① 令和7年9月29日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認	② 令和7年10月8日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ 令和7年10月15日 ・金額審議 ・反対1、賛成4で結審 本審へ報告 ・報告内容:時間額1,159円 (+66円、6.04%アップ)	
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造 業最低賃金 7.9.4 委員委嘱	① 令和7年9月29日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認	② 令和7年10月6日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ 令和7年10月14日 ・金額審議	④ 令和7年10月20日 ・金額審議 ・反対3、賛成4で結審 本審へ報告 ・報告内容:時間額1,090円 (+60円、5.83%アップ)

香川の賃金概況

- 1 都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（男女計）
- 2 性、都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（男女別）
- 3 一般労働者の所定内給与額の推移
- 4 短時間労働者（パートタイム）の時間給の推移
- 5 短時間労働者（パートタイム）の男女別産業別の時間給額及び年間賞与その他特別給与額
- 6 職種別所定内給与額
- 7 男女別年齢階級別の所定内給与額の格差
- 8 香川県の男女別学歴別所定内給与額の推移及び東京都との格差

令和8年
香川労働局労働基準部賃金室

1 都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(男女計)

都道府県	男女計							
	年 齢	勤 続 年 数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって支給する		年間賞与 その他 特別 給与額	労働者数
					現 金 給与額	所定内 給与額		
	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人
全 国	44.4	12.7	162	11	370.5	340.6	1009.6	2892 371
北 海 道	45.8	12.0	162	11	322.8	297.1	792.0	105 134
青 森	46.8	13.3	163	8	282.4	263.9	619.0	23 957
岩 手	46.7	13.2	163	11	301.1	275.0	651.8	22 879
宮 城	44.7	13.0	162	11	342.3	313.7	885.6	50 585
秋 田	46.8	14.0	162	8	294.8	275.8	726.2	17 611
山 形	44.8	13.6	163	9	293.5	272.2	715.8	21 834
福 島	44.8	12.9	163	10	318.4	293.6	731.3	41 323
茨 城	45.1	13.3	161	11	362.3	330.7	986.3	68 553
栃 木	44.1	12.8	162	12	350.8	317.7	963.9	44 347
群 馬	44.7	13.2	163	11	338.6	308.4	882.0	48 500
埼 玉	45.7	12.8	163	12	357.0	325.4	851.7	120 074
千 葉	45.1	12.9	162	12	371.4	339.1	892.5	103 406
東 京	43.4	12.6	159	10	448.5	418.3	1397.8	572 461
神 奈 川	44.6	12.4	160	12	402.9	368.6	1086.3	176 208
新 潟	45.3	14.2	163	10	316.7	291.8	826.1	46 895
富 山	45.2	13.7	164	9	329.7	304.8	877.7	24 590
石 川	44.2	13.0	162	11	331.7	305.6	877.6	26 502
福 井	44.5	13.7	163	9	326.4	301.6	888.5	16 574
山 梨	45.6	12.9	162	11	348.2	317.3	924.2	15 491
長 野	45.7	13.4	164	10	334.8	308.9	899.3	41 360
岐 阜	44.7	13.5	164	11	340.1	311.8	879.9	38 852
静 岡	44.0	12.9	163	12	345.8	314.5	911.9	84 993
愛 知	43.2	13.4	163	13	380.4	341.6	1138.9	200 256
三 重	44.5	13.7	162	12	356.9	321.1	883.0	37 074
滋 賀	43.6	13.2	160	12	362.1	327.0	991.6	27 532
京 都	44.2	12.4	162	11	366.8	337.4	935.0	51 467
大 阪	43.9	12.0	162	10	376.5	348.9	986.4	240 971
兵 庫	44.9	12.9	162	13	369.1	334.9	1026.0	100 454
奈 良	44.4	11.6	163	11	350.6	321.8	803.2	17 730
和 歌 山	45.2	12.9	166	10	329.5	301.9	814.0	14 118
鳥 取	45.2	13.6	163	8	299.1	278.7	706.4	11 330
島 根	45.3	13.3	162	12	311.7	282.6	724.7	13 246
岡 山	43.7	12.3	163	12	332.2	300.6	852.9	39 328
広 島	44.8	12.9	163	12	351.9	320.2	910.5	57 501
山 口	45.3	13.5	162	12	338.9	306.7	914.9	25 102
徳 島	45.9	13.7	162	8	327.9	305.9	775.8	14 780
香 川	44.6	13.2	163	11	340.2	310.1	899.7	19 941
愛 媛	45.1	13.1	163	10	316.8	290.8	806.9	23 762
高 知	45.6	13.0	161	7	306.7	285.8	629.8	12 817
福 岡	44.4	12.0	161	11	342.7	314.3	890.9	107 720
佐 賀	44.8	13.0	163	10	305.8	279.7	790.9	17 038
長 崎	45.6	12.0	163	10	308.1	284.6	770.8	23 723
熊 本	44.8	12.5	163	10	317.1	291.0	802.4	30 144
大 分	45.4	12.3	163	10	318.5	295.2	751.2	20 972
宮 崎	46.0	11.9	163	9	287.6	268.3	664.7	19 331
鹿 児 島	44.9	12.3	164	9	313.1	289.3	771.7	27 883
沖 縄	44.2	10.3	163	7	294.8	277.4	576.8	26 021

資料出所 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。

2 性、都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(男女別)

都道府県	男								女							
	年齢	勤年 続数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって支給する		年間賞 与 その他 特別 給与額	労働者数	年齢	勤年 続数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって支給する		年間賞 与 その他 特別 給与額	労働者数
					現金 給与額	所定内 給与額							現金 給与額	所定内 給与額		
歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人	
全 国	45.2	14.2	163	13	410.0	373.4	1187.0	1806 997	43.2	10.4	159	7	304.7	285.9	714.3	1085 374
北海道	47.0	13.7	164	14	357.6	325.2	936.5	62 572	44.1	9.5	159	7	271.5	255.8	579.5	42 562
青 森	47.2	14.4	165	11	314.5	290.2	731.3	13 570	46.2	11.9	161	5	240.5	229.5	472.2	10 388
岩 手	47.3	14.3	165	14	328.7	295.1	735.4	14 230	45.7	11.4	162	6	255.6	242.0	514.2	8 649
宮 城	45.7	14.5	164	13	384.4	348.3	1069.7	31 224	43.1	10.4	160	7	274.3	257.8	588.7	19 361
秋 田	47.6	15.2	163	10	322.6	298.6	815.3	10 502	45.7	12.1	160	5	253.8	242.2	594.7	7 109
山 形	45.4	14.4	165	11	328.8	302.1	842.1	12 300	44.2	12.7	161	7	247.9	233.7	552.9	9 534
福 島	45.4	13.9	164	12	355.0	323.6	841.4	25 656	43.8	11.3	161	7	258.4	244.5	551.0	15 667
茨 城	45.5	14.7	162	13	400.6	361.8	1158.5	45 015	44.3	10.8	159	7	289.1	271.2	657.1	23 538
栃 木	44.6	14.1	163	15	387.1	346.2	1127.7	28 855	43.2	10.5	160	7	283.3	264.6	658.9	15 492
群 馬	45.1	14.6	164	13	370.6	333.8	1008.3	31 683	44.0	10.7	161	7	278.2	260.4	644.1	16 816
埼 玉	46.2	14.2	165	14	392.0	353.7	994.5	76 766	44.9	10.4	159	7	295.0	275.2	598.7	43 308
千 葉	46.0	14.3	164	15	409.8	369.8	1026.4	65 130	43.4	10.4	158	7	306.1	286.8	664.6	38 276
東 京	44.6	13.9	160	11	493.1	459.1	1622.9	358 634	41.3	10.3	156	9	373.8	349.9	1020.3	213 827
神奈川	45.2	14.2	161	14	448.0	406.3	1310.0	110 394	43.6	9.6	156	8	327.3	305.5	711.2	65 814
新 潟	45.7	15.3	165	12	349.8	318.8	978.0	28 836	44.6	12.4	160	6	264.0	248.7	583.4	18 060
富 山	45.5	14.9	165	12	365.9	334.5	1010.2	15 394	44.7	11.9	161	6	268.9	255.2	655.9	9 197
石 川	45.0	14.4	164	14	371.5	337.6	1040.7	16 109	42.9	10.7	159	6	270.1	255.9	624.7	10 393
福 井	44.4	14.6	164	12	367.9	336.5	1036.8	9 861	44.6	12.4	162	5	265.4	250.3	670.6	6 713
山 梨	45.9	14.1	163	13	385.6	348.0	1108.0	9 759	44.9	10.9	160	7	284.4	265.2	611.1	5 732
長 野	45.7	14.7	166	11	369.4	338.2	1041.5	25 989	45.6	11.3	161	7	276.4	259.3	658.7	15 370
岐 阜	45.3	15.2	166	13	378.5	343.0	1047.8	25 229	43.7	10.3	161	7	269.0	253.8	569.0	13 623
静 岡	44.4	14.6	165	14	385.9	347.3	1096.5	53 530	43.2	10.1	161	8	277.5	258.7	597.8	31 463
愛 知	44.1	15.0	164	16	415.6	368.8	1311.5	138 573	41.4	9.9	160	8	301.3	280.3	751.0	61 684
三 重	45.0	15.3	163	15	399.5	354.5	1035.8	23 878	43.6	10.7	161	7	279.8	260.8	606.6	13 197
滋 賀	43.9	14.3	162	15	395.3	352.7	1130.4	18 074	43.2	11.0	158	7	298.7	277.8	726.4	9 458
京 都	44.9	13.8	164	14	406.8	369.8	1083.2	30 902	43.1	10.5	159	7	306.6	288.7	712.3	20 565
大 阪	45.3	13.7	164	12	413.2	380.3	1163.1	147 986	41.7	9.2	158	7	318.2	299.1	705.3	92 985
兵 庫	45.0	14.2	164	16	408.9	366.0	1212.1	64 487	44.8	10.6	158	7	297.8	279.2	692.3	35 967
奈 良	44.5	12.9	164	13	382.8	348.0	919.2	10 558	44.2	9.7	160	7	303.2	283.3	632.3	7 171
和歌山	45.6	14.5	168	13	367.9	331.7	990.2	8 720	44.6	10.4	163	6	267.3	253.8	529.3	5 398
鳥 取	45.3	14.6	165	11	324.3	298.1	798.8	6 553	45.0	12.3	161	5	264.5	252.0	579.7	4 778
島 根	45.9	14.6	163	16	343.0	305.3	809.1	7 871	44.5	11.5	159	6	265.7	249.3	601.2	5 375
岡 山	44.1	13.9	164	14	370.3	330.7	1007.6	23 825	43.1	9.8	162	7	273.7	254.4	615.2	15 503
広 島	45.2	14.5	164	14	391.8	351.8	1069.8	36 674	44.1	10.1	161	7	281.7	264.6	630.0	20 827
山 口	45.5	14.6	163	15	374.7	334.4	1046.6	16 324	45.0	11.3	161	7	272.3	255.2	670.0	8 778
徳 島	45.8	14.9	164	12	368.6	338.9	938.9	8 134	46.0	12.2	161	4	278.0	265.5	576.1	6 645
香 川	44.7	14.3	166	13	376.4	339.2	1050.3	12 307	44.4	11.4	159	7	281.8	263.1	656.9	7 634
愛 媛	45.5	14.5	164	13	354.0	320.8	952.5	14 643	44.6	10.8	161	6	257.0	242.6	573.2	9 119
高 知	45.5	13.8	163	11	342.7	315.3	766.7	6 679	45.8	12.2	159	4	267.5	253.6	480.9	6 137
福 岡	44.9	13.2	163	14	383.5	347.0	1070.4	64 922	43.6	10.2	159	6	280.7	264.8	618.6	42 798
佐 賀	45.3	14.3	164	12	341.4	308.2	949.9	9 791	44.2	11.2	162	6	257.7	241.3	576.2	7 247
長 崎	46.2	12.9	165	14	344.8	313.1	912.9	13 290	44.9	10.9	161	6	261.4	248.3	589.9	10 433
熊 本	45.4	13.8	165	13	352.0	319.3	951.0	18 208	43.8	10.4	162	7	263.9	247.8	575.7	11 935
大 分	45.7	13.4	163	14	358.3	325.1	872.6	12 056	45.0	10.7	163	5	264.6	254.8	587.1	8 916
宮 崎	46.8	13.0	165	12	322.3	296.8	772.4	10 320	45.0	10.7	162	5	247.9	235.7	541.3	9 012
鹿 児 島	45.8	13.8	165	11	346.0	314.7	901.5	16 527	43.6	10.1	162	5	265.1	252.4	582.7	11 356
沖 縄	44.9	11.3	164	9	317.7	295.6	660.0	14 457	43.3	9.0	161	5	266.3	254.6	472.8	11 564

資料出所 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。

3 一般労働者の所定内給与額の推移

男女計

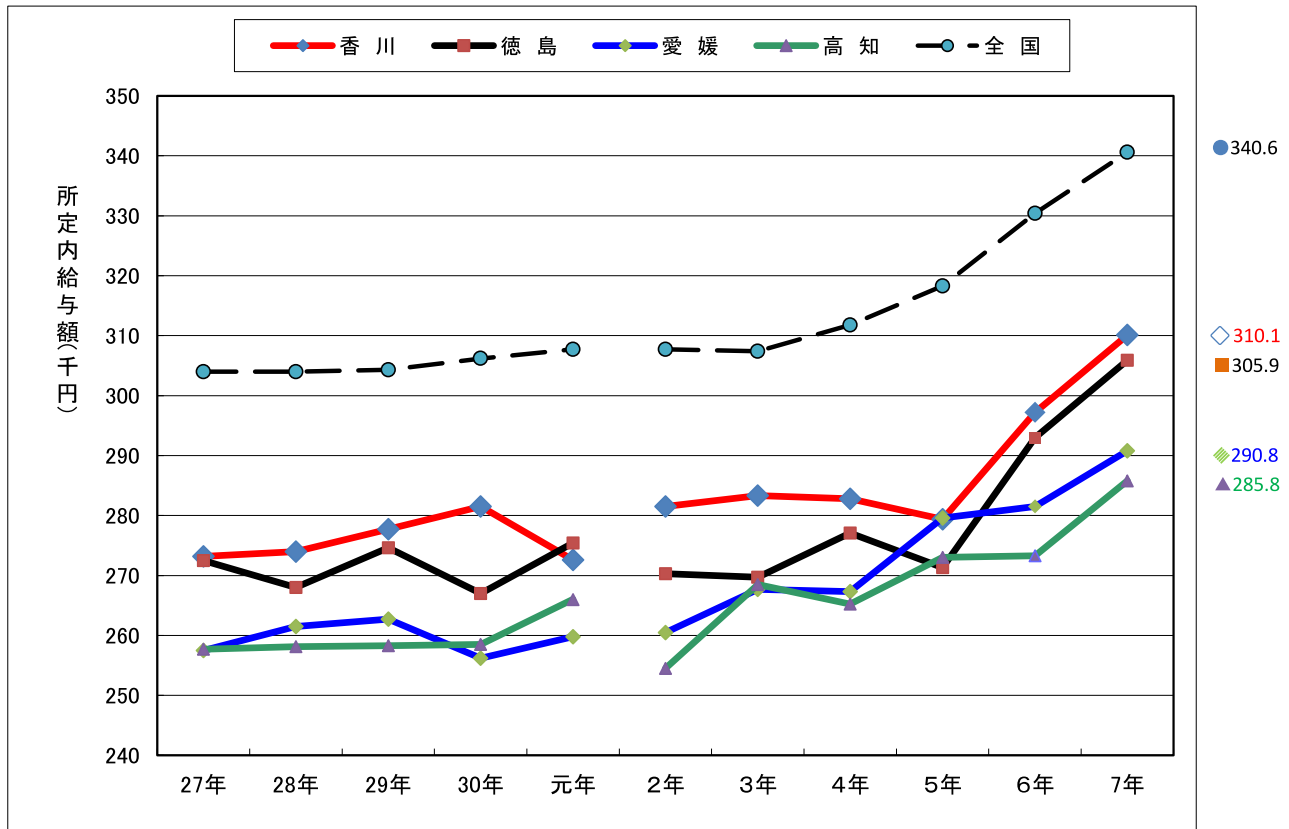
産業計・規模計 (単位:千円)

	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
香川	273.2	274.0	277.7	281.5	272.6	281.5	283.3	282.8	279.4	297.2	310.1
徳島	272.5	268.0	274.6	267.0	275.4	270.3	269.7	277.1	271.3	293.0	305.9
愛媛	257.5	261.5	262.7	256.2	259.8	260.5	267.7	267.3	279.6	281.5	290.8
高知	257.7	258.1	258.3	258.5	266.0	254.5	268.5	265.2	273.0	273.3	285.8
全国	304.0	304.0	304.3	306.2	307.7	307.7	307.4	311.8	318.3	330.4	340.6

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

2 「所定内給与額」とは、きまって支給する現金給与額（労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含まれる。また、手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。）のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。



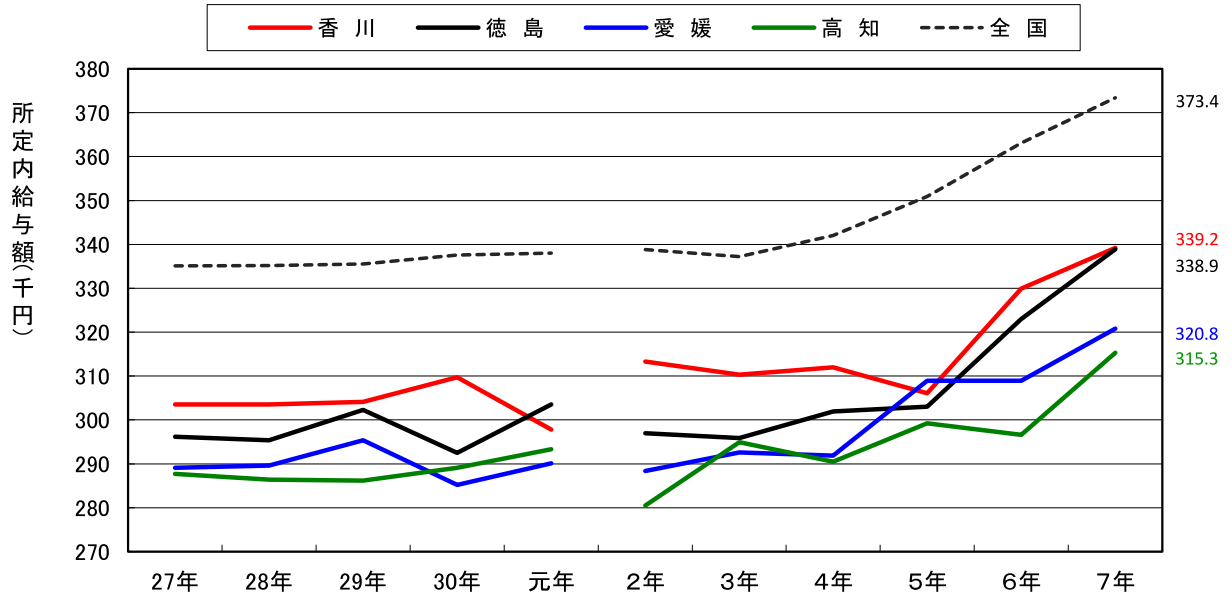
男性

産業計・規模計 (単位:千円)

	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
香川	303.5	303.5	304.1	309.7	297.8	313.3	310.3	312.0	306.1	329.9	339.2
徳島	296.2	295.4	302.3	292.5	303.5	297.0	295.9	301.9	303.0	323.0	338.9
愛媛	289.1	289.6	295.4	285.2	290.1	288.4	292.6	291.9	308.9	308.9	320.8
高知	287.7	286.4	286.2	289.1	293.3	280.5	294.9	290.5	299.2	296.6	315.3
全国	335.1	335.2	335.5	337.6	338.0	338.8	337.2	342.0	350.9	363.1	373.4

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。



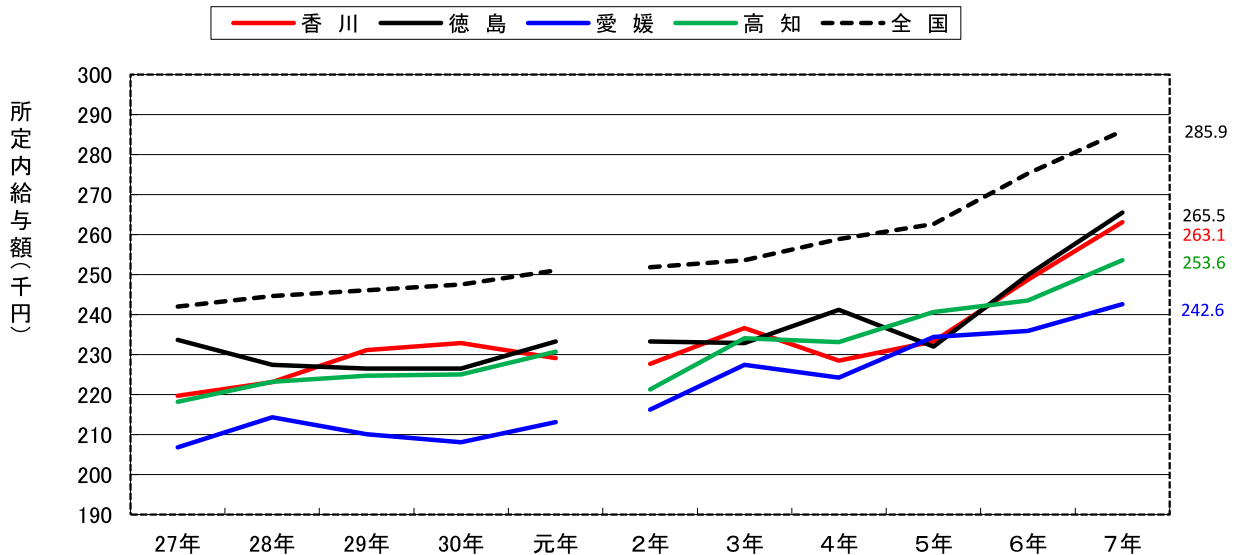
女性

産業計・規模計 (単位:千円)

	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
香川	219.7	223.1	231.1	232.9	229.1	227.7	236.6	228.5	233.3	248.7	263.1
徳島	233.7	227.4	226.5	226.5	233.3	233.3	232.9	241.2	232.0	249.9	265.5
愛媛	206.8	214.3	210.1	208.1	213.1	216.2	227.4	224.2	234.4	235.9	242.6
高知	218.2	223.2	224.7	225.0	230.7	221.3	234.1	233.1	240.6	243.5	253.6
全国	242.0	244.6	246.1	247.5	251.0	251.8	253.6	258.9	262.6	275.3	285.9

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。



4 短時間労働者(パートタイム)の時間給の推移

男女計

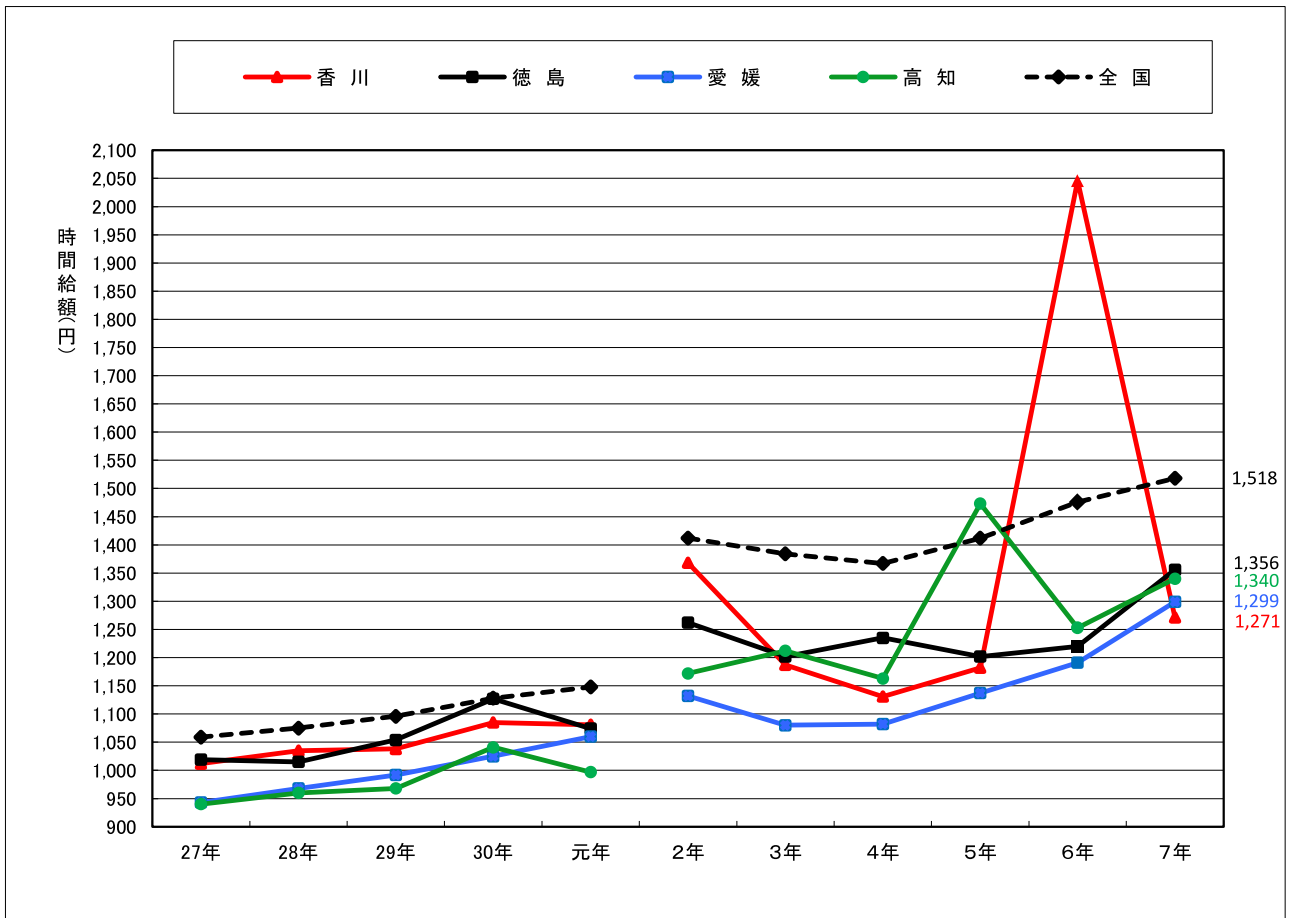
産業計・企業規模計 (単位：円)

	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
香川	1,012	1,035	1,038	1,085	1,081	1,368	1,187	1,131	1,182	2,046	1,271
徳島	1,019	1,015	1,054	1,127	1,074	1,262	1,202	1,235	1,202	1,220	1,356
愛媛	943	968	992	1,025	1,060	1,132	1,080	1,082	1,137	1,191	1,299
高知	940	960	968	1,041	997	1,172	1,212	1,163	1,473	1,253	1,340
全国	1,059	1,075	1,096	1,128	1,148	1,412	1,384	1,367	1,412	1,476	1,518

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。

2 令和元年までは、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている労働者を除外している。

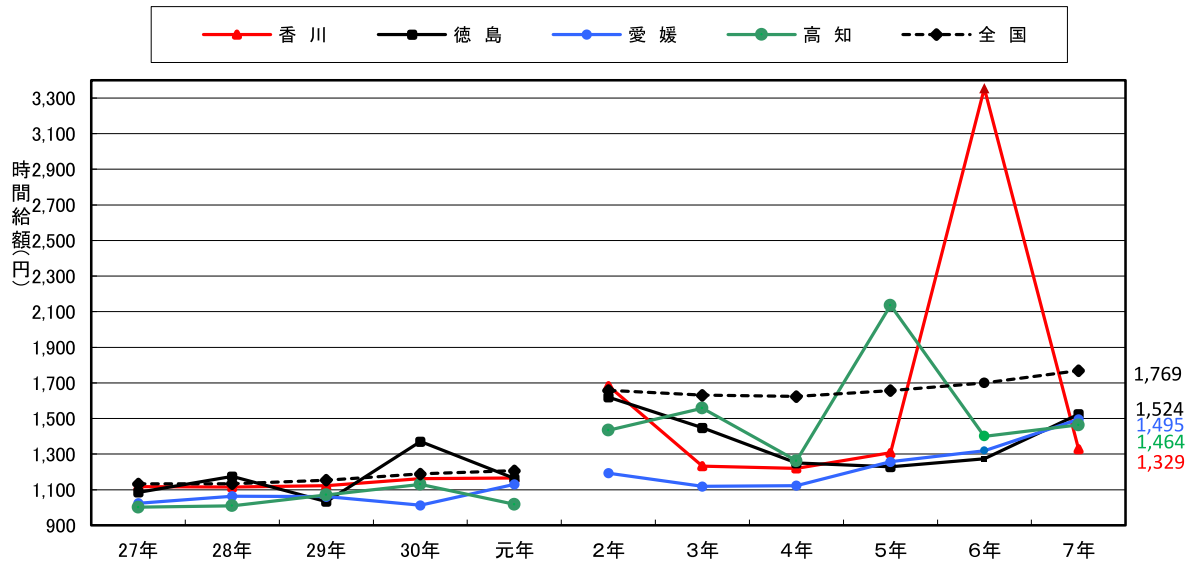


男性

産業計・企業規模計 (単位：円)

	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
香川	1,118	1,115	1,122	1,162	1,165	1,683	1,233	1,220	1,307	3,355	1,329
徳島	1,085	1,174	1,033	1,370	1,164	1,620	1,448	1,250	1,228	1,273	1,524
愛媛	1,024	1,064	1,061	1,013	1,130	1,193	1,119	1,123	1,257	1,319	1,495
高知	1,002	1,010	1,071	1,130	1,018	1,434	1,558	1,262	2,136	1,400	1,464
全国	1,133	1,134	1,154	1,189	1,207	1,658	1,631	1,624	1,657	1,699	1,769

注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。
 2 男女計の注) 2に同じ。



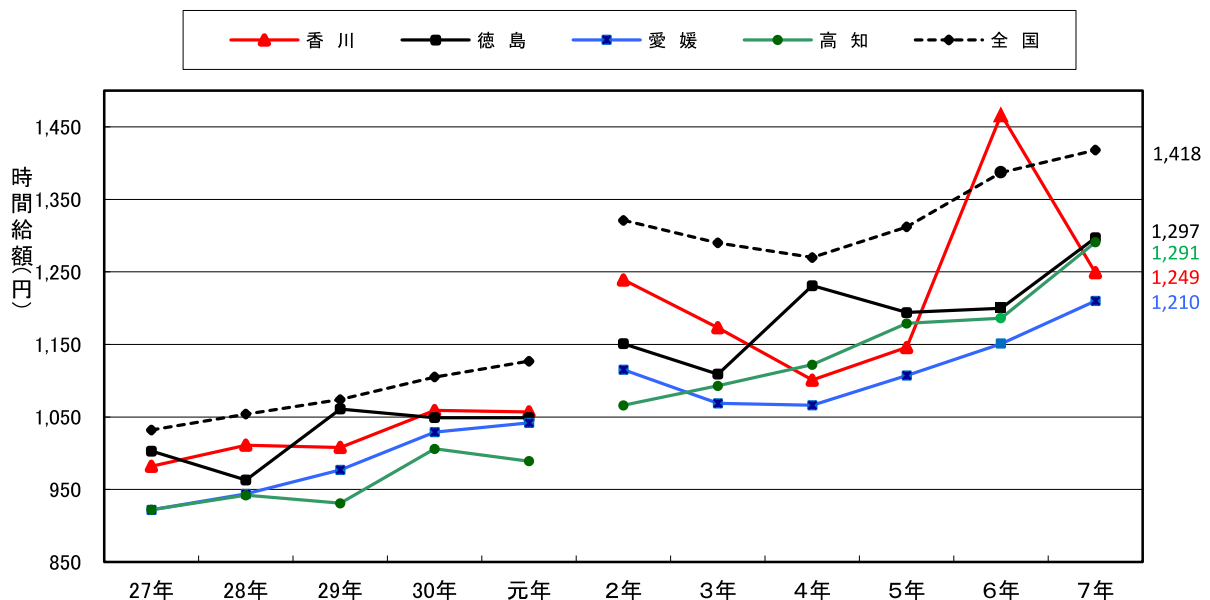
女性

産業計・企業規模計 (単位：円)

	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
香川	982	1,011	1,008	1,059	1,057	1,239	1,173	1,101	1,146	1,467	1,249
徳島	1,003	963	1,061	1,049	1,049	1,151	1,109	1,231	1,194	1,200	1,297
愛媛	922	944	977	1,029	1,042	1,115	1,069	1,066	1,107	1,151	1,210
高知	922	942	931	1,006	989	1,066	1,093	1,122	1,179	1,186	1,291
全国	1,032	1,054	1,074	1,105	1,127	1,321	1,290	1,270	1,312	1,387	1,418

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。
 2 男女計の注) 2に同じ。



5 短時間労働者(パートタイム)の男女別産業別の時間給額及び年間賞与その他特別給与額

令和7年 香川県:企業規模計

区 分	男 性						女 性					
	年齢 (歳)	勤続年 数(年)	実労働 日数 (日)	1日当たり 所定内 実労働 時間数 (時間)	時間給額 (円)	年間賞与 その他特 別給与額 (千円)	年齢 (歳)	勤続年 数(年)	実労働 日数 (日)	1日当たり 所定内 実労働 時間数 (時間)	時間給額 (円)	年間賞与 その他特 別給与額 (千円)
産 業 計	48.6	5.9	14.7	5.0	1,329	26.8	49.2	7.4	15.8	5.1	1,249	49.1
製 造 業	58.8	10.9	18.2	5.6	1,182	83.6	55.9	8.9	18.5	5.3	1,110	56.7
卸売・小売業	50.3	7.1	17.4	4.8	1,173	17.8	50.3	7.9	16.6	5.0	1,158	26.0
宿泊業, 飲食 サービス業	31.2	3.2	12.1	4.6	1,087	2.8	38.7	4.7	13.0	4.7	1,105	4.4
サービス業	62.9	5.0	15.3	5.3	1,166	6.9	57.2	6.3	16.4	5.2	1,149	12.6

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。

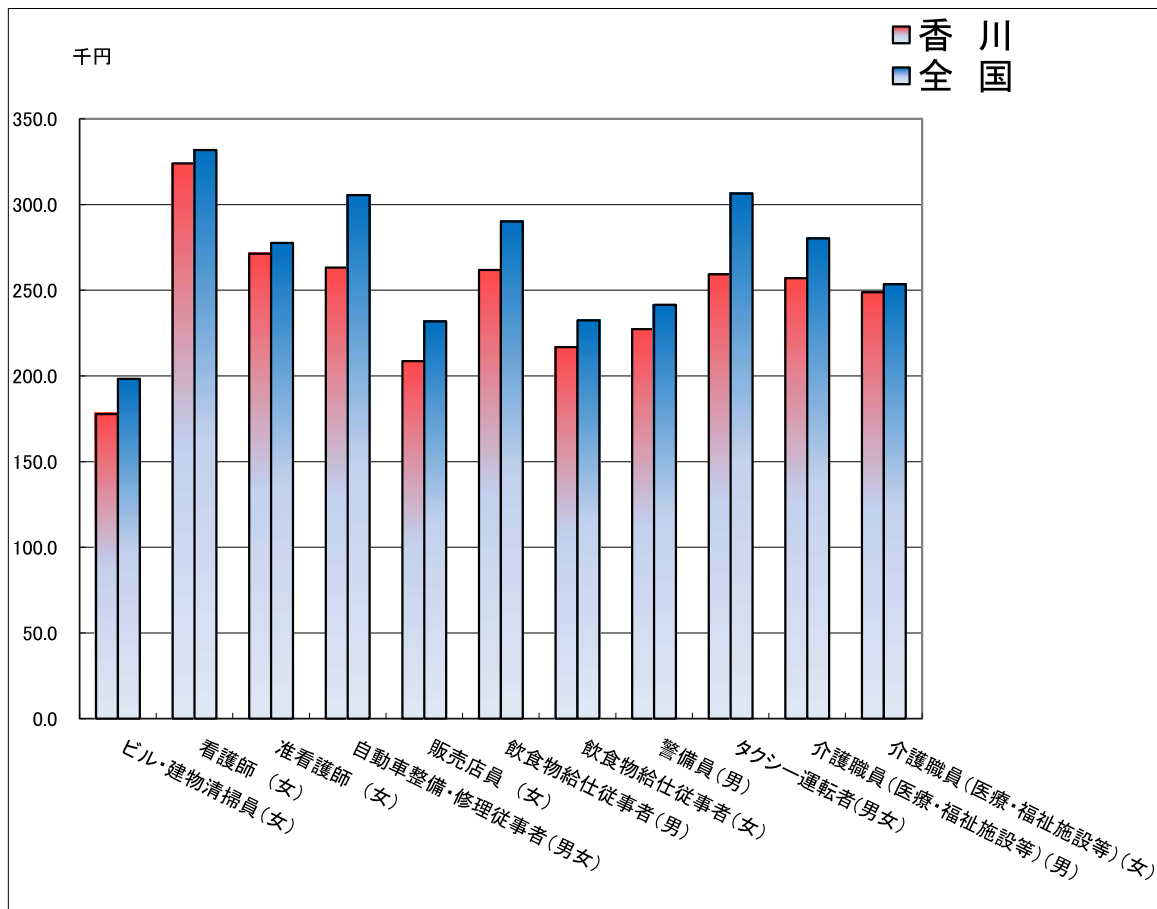
6 職種別所定内給与額

令和7年 産業計・企業規模計 (単位:千円)

職 種	香 川	全 国
土木従事者・鉄道線路工事従事者(男女)	298.4	299.9
ビル・建物清掃員(男)	195.0	233.7
ビル・建物清掃員(女)	177.7	198.3
看護師 (女)	324.0	331.8
准看護師 (女)	271.3	277.6
自動車整備・修理従事者(男女)	263.2	305.5
販売店員 (女)	208.6	231.8
飲食物給仕従事者(男)	261.8	290.1
飲食物給仕従事者(女)	216.8	232.4
警備員(男)	227.3	241.5
タクシー運転者(男女)	259.3	306.4
介護職員(医療・福祉施設等)(男)	257.0	280.2
介護職員(医療・福祉施設等)(女)	248.8	253.5

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。



7 男女別年齢階級別の所定内給与額の格差

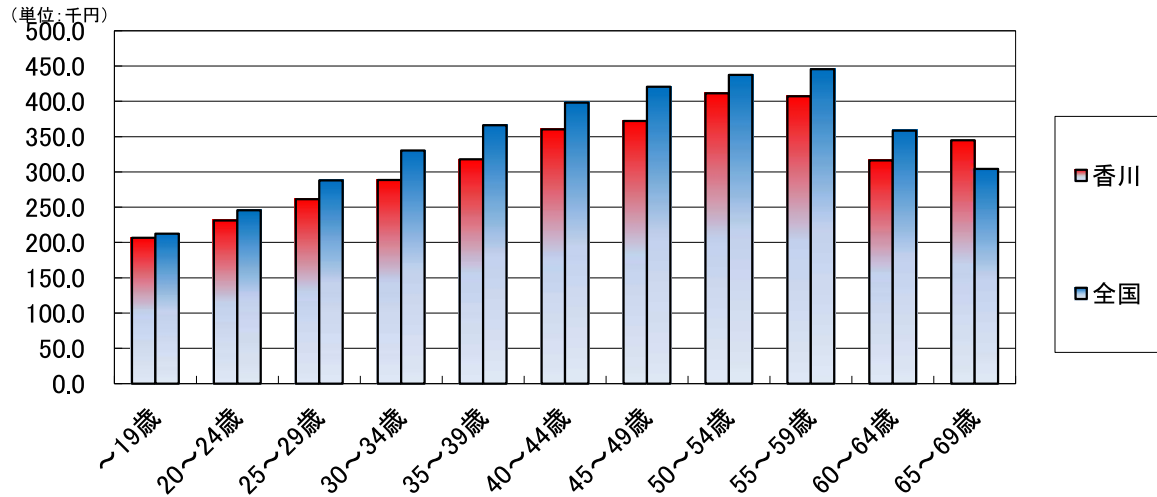
男性

令和7年 産業計・企業規模計 (単位:千円)

	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
香川	206.7	231.2	261.4	288.6	317.9	360.3	372.2	411.4	407.2	316.3	344.9
全国	212.5	245.7	288.0	330.4	366.2	398.2	420.7	437.5	445.6	358.5	304.3

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。



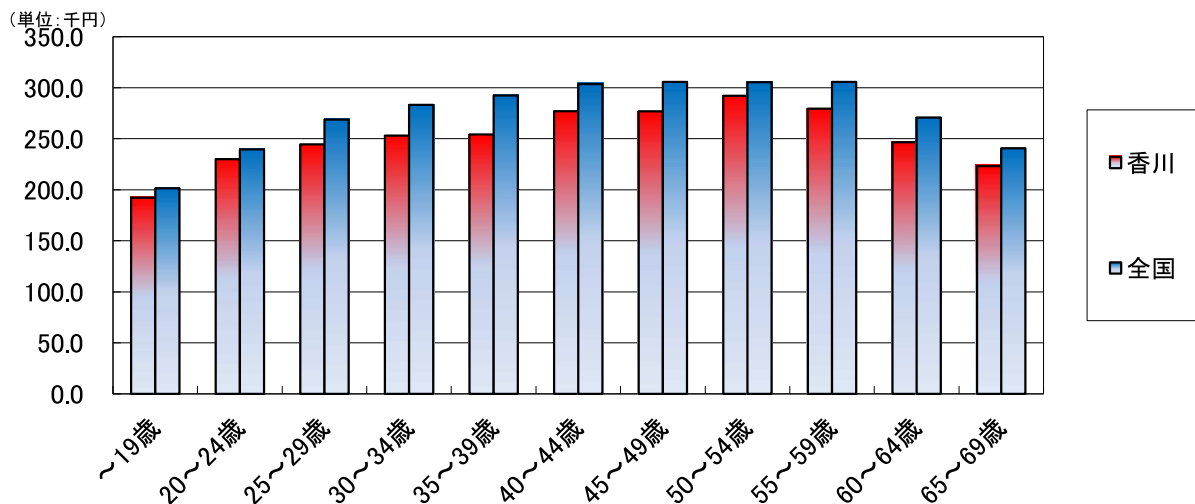
女性

令和7年 産業計・企業規模計 (単位:千円)

	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
香川	192.2	230.0	244.5	253.1	254.2	277.0	276.9	292.1	279.5	246.6	223.2
全国	201.4	239.6	268.8	283.2	292.4	303.6	305.7	305.4	305.7	270.8	240.7

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われている。



8 香川県の男女別学歴別所定内給与額の推移及び東京都との格差

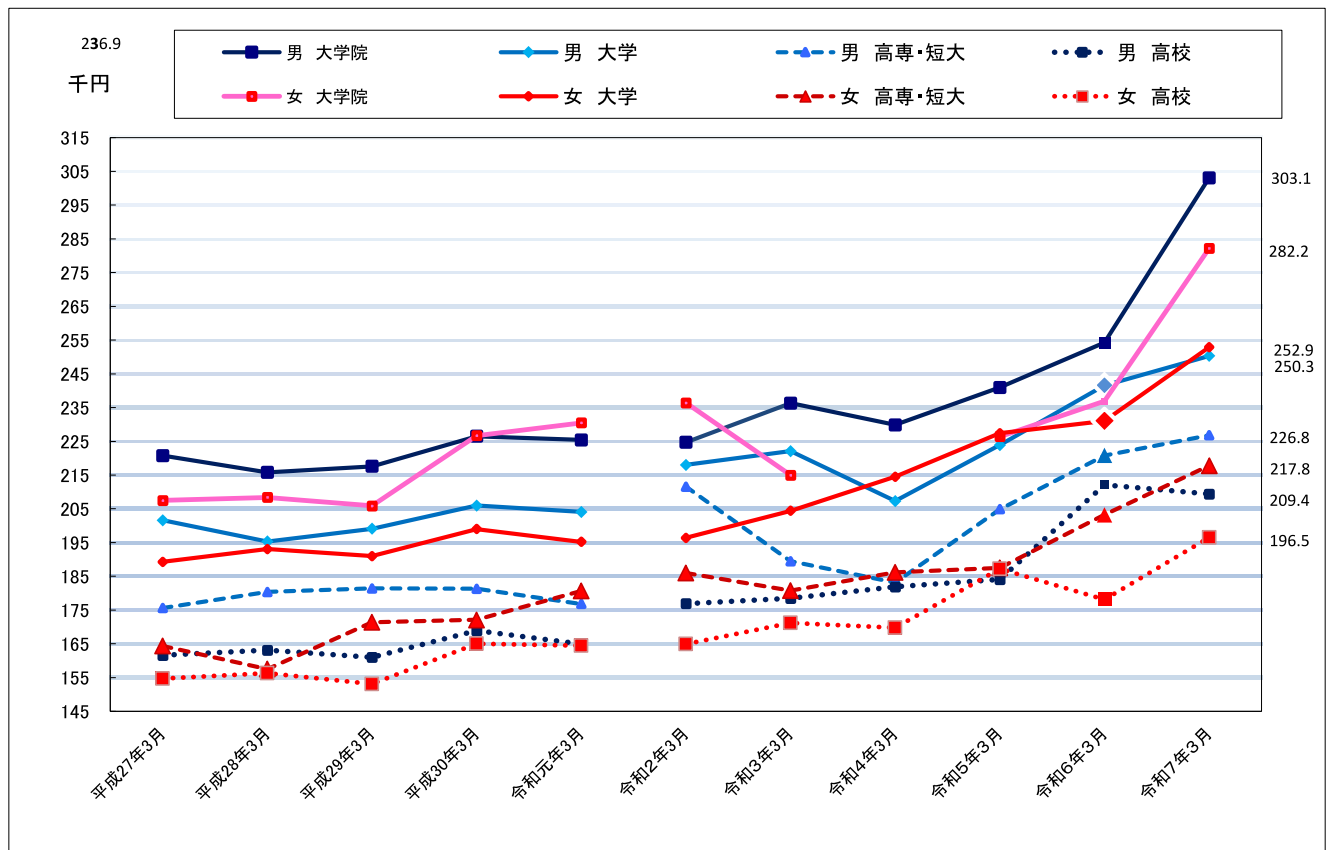
産業計・企業規模計 (格差:東京=100)

卒業年月	男								女							
	大学院		大学		高専・短大		高校		大学院		大学		高専・短大		高校	
	所定内 給与額 (千円)	格 差	所定内 給与額 (千円)	格 差	所定内 給与額 (千円)	格 差	所定内 給与額 (千円)	格 差	所定内 給与額 (千円)	格 差	所定内 給与額 (千円)	格 差	所定内 給与額 (千円)	格 差	所定内 給与額 (千円)	格 差
令和7年3月	303.1	96.8	250.3	89.9	226.8	91.2	209.4	93.0	282.2	91.0	252.9	92.8	217.8	80.4	196.5	88.6
令和6年3月	254.3	81.7	241.6	95.0	220.8	83.2	212.1	101.2	236.9	84.5	231.0	90.8	203.2	83.2	178.1	86.2
令和5年3月	241.0	84.0	223.9	91.6	204.9	84.8	184.1	94.1	226.4	86.6	227.4	93.0	187.5	81.3	187.2	103.0
令和4年3月	229.9	80.1	207.3	86.2	183.1	88.2	181.9	91.4			214.5	90.1	186.2	86.5	169.8	84.0
令和3年3月	236.3	92.0	222.1	95.2	189.5	92.7	178.5	92.8	215.0	85.0	204.4	89.9	180.8	89.3	171.2	80.9
令和2年3月	224.7	87.7	218.0	94.0	211.6	94.2	176.9	97.3	236.4	82.5	196.4	86.3	186.0	87.5	164.9	88.3
令和元年3月	225.4	90.5	204.1	91.1	176.8	88.6	164.9	93.2	230.5	91.9	195.2	90.3	180.7	89.5	164.5	91.3
平成30年3月	226.5	87.1	206.0	93.7	181.3	94.6	168.9	96.3	226.7	91.8	199.0	94.7	172.1	90.9	165.0	94.6
平成29年3月	217.6	90.3	199.1	91.6	181.4	96.8	161.0	92.5	205.9	84.8	191.0	90.1	171.4	90.8	153.1	90.1
平成28年3月	215.8	89.8	195.3	91.6	180.4	95.1	163.1	93.1	208.4	86.5	193.1	92.5	157.5	81.3	156.3	91.9
平成27年3月	220.8	95.5	201.6	95.1	175.6	95.0	161.6	89.0	207.5	88.7	189.3	91.5	164.4	88.8	154.7	90.7

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。

2 令和元年までは、所定内給与額に通勤手当は含まれていない。



香川県の雇用情勢（令和8年4月分）

- 4月の有効求人倍率（季調値） **1.39倍**（前月差 ▲0.01ポイント）
- 正社員の有効求人倍率（原数値） **1.16倍**（前年同月差 ▲0.05ポイント）
- 雇用情勢判断「求人が求職を上回って推移しているものの、このところ持ち直しの動きに弱さがみられる。今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」

1 求人倍率

- 有効求人倍率(季調値)は、前月より0.01ポイント低下。177か月連続で1倍台(全国第7位、全国1.18倍)
- 正社員の有効求人倍率(原数値)は、前年同月より0.05ポイント低下(全国第10位、全国0.95倍)

年 月	7年11月	12月	8年1月	2月	3月	4月
有効求人倍率	1.39	1.41	1.43	1.40	1.40	1.39
正社員有効求人倍率	1.22	1.26	1.24	1.20	1.20	1.16

(注) 1. 有効求人倍率(季調値)の季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。
2. なお、有効求人倍率(季調値)の令和7年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。

2 新規求人

- 新規求人(原数値)は、8,468人(前年同月比 4.3%増) 3か月ぶりの増加
増加した主な産業は、サービス業(他に分類されないもの)、運輸業、郵便業、卸売業、小売業 等
減少した主な産業は、宿泊業、飲食サービス業、建設業、不動産業、物品賃貸業 等

年 月	7年11月	12月	8年1月	2月	3月	4月
前年同月比(%)	▲13.2	6.3	4.5	▲15.1	▲1.0	4.3

3 新規求職

- 新規求職(原数値)は、4,658人(前年同月比 1.2%減) 2か月ぶりの減少

年 月	7年11月	12月	8年1月	2月	3月	4月
前年同月比(%)	▲2.7	7.6	1.8	▲1.5	5.9	▲1.2

※令和3年9月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者が含まれている。

香川労働局発表
令和8年5月29日(金)
午前 8:30 解禁

1. 労働市場

(1) 概況 有効求人倍率 1.39 倍 (前月を 0.01 ポイント下回る)全国 7 位

4月の香川県の有効求人倍率(季節調整値で前月比)は、1.39倍(全国7位)と前月より0.01ポイント低下した。平成23年8月以降、177か月連続で1倍台となっている。

新規求人(原数値で前年同月比)は、産業別では、サービス業(他に分類されないもの)、運輸業、郵便業、卸売業、小売業等で増加し、宿泊業、飲食サービス業、建設業、不動産業、物品賃貸業等で減少となり、全体で4.3%増と3か月ぶりに増加した。有効求人(原数値で前年同月比)は、3.3%減と3か月連続で減少した。新規求職(原数値で前年同月比)は1.2%減と2か月ぶりに減少、有効求職(原数値で前年同月比)は4.1%増と8か月連続で増加した。

公共職業安定所別の有効求人倍率(原数値)は、高松1.41倍、丸亀1.28倍、坂出1.36倍、観音寺1.20倍、さぬき0.77倍、土庄1.45倍となった。

正社員の有効求人倍率(原数値で前年同月比)は、1.16倍と0.05ポイント低下した。正社員の新規求人は1.7%増、非正社員の新規求人は7.0%増となったことから、新規求人に占める正社員求人の割合は50.1%と前年同月より1.3ポイント低下した。

このことから、香川県の雇用情勢判断を「求人が求職を上回って推移しているものの、このところ持ち直しの動きに弱さがみられる。今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」とした。

○ 有効求人倍率の推移(季節調整値)

	7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	8年 1月	2月	3月	4月
香川県	1.50	1.50	1.48	1.48	1.45	1.44	1.42	1.39	1.41	1.43	1.40	1.40	1.39
四国	1.32	1.32	1.31	1.32	1.30	1.31	1.29	1.28	1.30	1.30	1.30	1.30	1.32
全国	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18

(注) 1. 新規学卒者を除き、パートタイムを含む全数。 2. 令和7年12月以前の数値は、新季節指数により改定。
3. 有効求人倍率(季節調整値)の季節調整法は、センサス局法II(X-12-ARIMA)による。

(2) 正社員の職業紹介状況 有効求人倍率 1.16 倍 (前年同月を 0.05 ポイント下回る)

正社員の有効求人倍率は1.16倍となり、前年同月を0.05ポイント下回った。8か月連続で前年同月を下回った。

項目	年 月	8年3月	8年4月	7年4月	前年同月比、差 (%、ポイント)
正社員新規求人数	(人)	3,840	4,242	4,171	1.7
正社員有効求人数	(人)	11,565	11,422	11,428	▲0.1
正社員就職件数	(件)	486	503	509	▲1.2
常用フルタイム有効求職者数	(人)	9,631	9,862	9,469	4.2
正社員有効求人倍率	(倍)	1.20	1.16	1.21	▲0.05
正社員充足率	(%)	12.7	11.9	12.2	▲0.3

(注) 1. 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数(なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれているため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる)
2. 充足率=正社員就職件数/正社員新規求人数×100

(3) 求人動向

新規求人数 8,468人 (前年同月比 4.3%増加)

パートを含む新規求人(原数値)は、前年同月比 4.3%増と3か月ぶりに増加した。産業別では、建設業(9.0%減)、製造業(1.8%増)、情報通信業(5.3%減)、運輸業、郵便業(24.5%増)、卸売業、小売業(15.0%増)、宿泊業、飲食サービス業(16.0%減)、生活関連サービス業、娯楽業(7.5%増)、医療、福祉(1.4%増)、サービス業(13.8%増)等となった。

○産業別新規求人数の前年同月比の推移

産 業	7年11月	7年12月	8年1月	8年2月	8年3月	8年4月
農 林 漁 業	▲ 33.3	▲ 24.3	77.8	▲ 33.3	11.1	119.2
鉱 業 採 石 業 砂 利 採 取 業	▲ 100.0	▲ 50.0	▲ 100.0	▲ 16.7	50.0	▲ 100.0
建 設 業	0.5	▲ 26.9	14.4	14.6	▲ 2.1	▲ 9.0
製 造 業	▲ 10.9	15.7	0.5	4.8	▲ 3.7	1.8
食 料 品 製 造 業	▲ 4.9	▲ 3.1	▲ 5.2	▲ 16.2	▲ 2.2	▲ 8.8
織 維 工 業	66.7	11.1	116.0	107.4	▲ 14.8	0.0
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	▲ 20.5	40.0	35.4	69.2	▲ 8.5	▲ 13.8
印 刷 ・ 同 関 連 業	5.6	21.6	▲ 29.6	▲ 13.2	▲ 3.9	▲ 23.2
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	▲ 21.3	▲ 17.4	21.4	▲ 31.8	▲ 20.0	11.6
金 属 製 品	▲ 20.6	0.0	11.2	10.2	▲ 30.6	8.6
は ん 用 機 械 器 具	▲ 38.1	▲ 5.4	1.7	▲ 11.8	22.9	9.2
生 産 用 機 械 器 具	▲ 7.1	13.0	▲ 10.5	6.9	11.8	▲ 2.8
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路	▲ 70.0	183.3	260.0	▲ 78.9	▲ 27.8	262.5
電 気 機 械 器 具	▲ 12.1	24.2	▲ 12.2	8.3	52.6	18.0
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	5.2	▲ 14.6	▲ 27.5	40.0	▲ 13.1	▲ 5.9
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	33.3	7.1	21.1	▲ 16.7	21.4	▲ 66.7
情 報 通 信 業	▲ 2.3	95.8	▲ 32.7	▲ 13.2	242.9	▲ 5.3
運 輸 業 郵 便 業	▲ 8.5	▲ 22.3	20.3	▲ 9.0	▲ 35.7	24.5
卸 売 業 小 売 業	▲ 25.5	11.0	▲ 10.8	▲ 25.3	▲ 15.7	15.0
卸 売 業	2.2	14.6	▲ 10.6	▲ 16.3	▲ 36.9	41.1
小 売 業	▲ 36.9	8.1	▲ 10.9	▲ 30.3	1.7	0.9
金 融 業 保 険 業	▲ 3.9	19.6	28.6	▲ 10.5	▲ 2.8	▲ 33.7
不 動 産 業 物 品 賃 貸 業	▲ 39.3	▲ 8.2	▲ 1.9	▲ 50.6	▲ 6.4	▲ 23.9
学 術 研 究 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	24.5	43.8	21.3	▲ 7.1	11.7	39.8
宿 泊 業 飲 食 サ ー ビ ス 業	▲ 31.7	▲ 20.8	▲ 15.6	▲ 18.5	▲ 3.0	▲ 16.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 娯 楽 業	0.3	3.5	24.0	13.7	15.2	7.5
教 育 学 習 支 援 業	▲ 35.4	▲ 35.3	28.4	▲ 62.0	▲ 15.4	▲ 9.8
医 療 福 祉	▲ 12.8	15.4	7.4	▲ 19.5	15.2	1.4
医 療 業	▲ 7.8	14.9	2.4	▲ 21.2	11.7	▲ 9.1
社 会 保 険 ・ 福 祉 ・ 介 護	▲ 16.7	15.4	11.0	▲ 17.3	17.0	10.2
複 合 サ ー ビ ス 事 業	▲ 21.9	10.0	▲ 11.0	0.0	78.9	▲ 24.3
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	▲ 10.5	25.0	1.6	▲ 26.9	▲ 2.2	13.8
公 務 ・ そ の 他	▲ 0.6	54.8	4.1	▲ 4.0	▲ 11.7	30.5

(注) パートタイムを含む全数。令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

- 建設業 一部充足等のため減少した。
- 製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造においては増員等のため増加、食料品製造においては一部充足等のため減少した。
- 運輸業、郵便業 欠員補充等のため増加した。
- 卸売業、小売業 卸売業においては求人提出時期のずれ等のため増加、小売業においては増員等のため増加した。
- 不動産業、物品賃貸業 一部充足等のため減少した。
- 宿泊業、飲食サービス業 宿泊業においては求人提出時期のずれ等のため減少、飲食サービス業においては一部充足等のため減少した。
- 生活関連サービス業、娯楽業 欠員補充等のため増加した。
- 医療、福祉 医療においては求人提出時期のずれ等のため減少、福祉においては欠員補充等のため増加した。
- サービス業 労働者派遣業において、受注の増加等のため増加した。

(4) 求職の動向 **新規求職者数 4,658人 (前年同月比 1.2%減少)**

パートを含む新規求職者(原数値)は、前年同月比 1.2%減と 2 か月ぶりに減少した。うち、一般求職者は 0.7%減と 2 か月ぶりの減少、パート求職者は 1.8%減と 3 か月ぶりに減少した。

○職業別常用有効求人倍率 (倍)

専 門 ・ 技 術 的 職 業	2.00
事 務 的 職 業	0.56
販 売 の 職 業	2.21
サ ー ビ ス の 職 業	2.92
生 産 工 程 の 職 業	2.33
輸 送 ・ 機 械 運 転 の 職 業	2.23
建 設 ・ 採 掘 の 職 業	6.18
運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 の 職 業	1.09

(注)1. 各職業は、雇用期間 4 か月未満の臨時、季節を除きパートを含む常用の原数値。
2. 職業分類は、平成 21 年 12 月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分。

※ 職業別の求人・求職の状況について、詳しくは香川労働局ホームページの「事例・統計情報」欄掲載の「労働市場情報」をご覧ください。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>)

[年齢別の動き]

パートを除く常用新規求職者は前年同月比 0.5%減と 2 か月ぶりに減少した。常用有効求職者は前年同月比 4.2%増と 8 か月連続で増加した。

○年齢別常用求職者の前年同月比の推移 (%)

		年 齢 計	24 歳以下	25～34 歳	35～44 歳	45～54 歳	55 歳以上	60 歳以上
常用 新規 求職	7 年 12 月	5.4	▲9.7	8.2	12.8	4.5	6.3	▲4.8
	8 年 1 月	3.2	▲3.8	2.0	▲3.6	8.7	6.4	14.6
	2 月	▲3.4	▲8.2	▲6.0	▲12.0	▲3.8	7.2	15.3
	3 月	8.0	6.0	8.7	▲3.3	6.7	17.9	6.4
	4 月	▲0.5	▲1.4	4.0	▲0.9	▲1.3	▲2.4	▲1.4
常用 有効 求職	7 年 12 月	5.0	▲6.5	3.8	4.8	3.7	12.6	6.9
	8 年 1 月	5.0	▲3.0	3.2	3.9	5.6	9.8	7.2
	2 月	4.1	▲3.0	1.9	1.1	5.1	9.5	9.1
	3 月	4.0	▲2.3	2.2	1.5	2.7	11.0	9.1
	4 月	4.2	▲2.5	3.7	3.1	3.5	8.4	5.6

(注)雇用期間 4 か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

[求職理由別の動き]

パートを除く常用新規求職者のうち、在職者は前年同月比 3.4%減と 3 か月連続の減少、離職者は 0.8%増と 2 か月連続で増加した。うち、事業主都合離職者は 13.4%増と 4 か月連続の増加、自己都合離職者は 1.0%減と 2 か月ぶりに減少した。無業者は 1.6%減と 3 か月ぶりに減少した。

○求職理由別常用新規求職者の前年同月比 (%)

		年 齢 計	24 歳以下	25～34 歳	35～44 歳	45～54 歳	55 歳以上	60 歳以上
計		▲0.5	▲1.4	4.0	▲0.9	▲1.3	▲2.4	▲1.4
求 職 理 由	在 職 者	▲3.4	▲15.6	7.2	▲15.1	▲7.0	12.0	24.2
	離 職 者	0.8	0.0	5.1	10.0	2.4	▲6.3	▲6.5
	事業主都合	13.4	10.0	0.0	42.1	24.2	4.7	▲9.4
	自己都合	▲1.0	0.7	5.4	1.0	▲5.0	▲6.2	7.0
	無 業 者	▲1.6	13.8	▲20.0	▲12.5	▲12.1	9.4	16.7

(注)雇用期間 4 か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

(注)令和 3 年 9 月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

(5) 就職の動向 就職件数 1,185 件 (前年同月比 6.4%減少)

パートを含む就職件数は、前年同月比 6.4%減と 2 か月連続で減少した。うち一般は 3.9%減と 4 か月連続の減少、パートは 9.1%減と 2 か月連続の減少となった。

パートを含む新規就職率は 25.4%で、前年同月を 1.5 ポイント下回った。

○就職件数の前年同月比 (%)

	全 数	一 般	年 齢		パート
			44 歳以下	45 歳以上	
7 年 12 月	▲2.6	1.7	▲6.7	11.5	▲6.5
8 年 1 月	4.6	▲2.2	▲5.5	1.7	13.4
2 月	0.3	▲5.2	▲12.5	2.6	5.9
3 月	▲7.8	▲14.4	▲22.7	▲6.6	▲0.4
4 月	▲6.4	▲3.9	6.3	▲13.5	▲9.1

(注) 令和 3 年 9 月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数が含まれている。

(6) 雇用保険関係 受給者実人員 3,489 人(前年同月比 24.7%増加)

[受給者実人員の動き]

受給者実人員は、前年同月比 24.7%増と 10 か月連続で増加した。

○年齢別受給者実人員 (人、%)

	受給者実人員	前年同月比
年 齢 計	3,489	24.7
29 歳以下	499	24.4
30～44 歳	827	14.7
45～59 歳	1,291	29.2
60 歳以上	872	28.8
44 歳以下	1,326	18.2
45 歳以上	2,163	29.1

[事業主都合離職者の動き]

事業主都合離職者数は、前年同月比 19.6%増と 4 か月連続で増加した。

建設業は 2 か月連続の増加、製造業は 2 か月連続の増加、運輸、郵便業は 2 か月連続の減少、卸売・小売業は 5 か月ぶりの減少、宿泊業、飲食サービス業は 4 か月ぶりの増加、医療、福祉は 2 か月連続の増加、サービス業は 3 か月連続で増加した。

○産業別事業主都合離職者 (人、%)

	事業主都合離職者数	前年同月比
産 業 計	507	19.6
建設業	41	41.4
製造業	53	8.2
運輸、郵便業	13	▲23.5
卸売・小売業	53	▲35.4
宿泊、飲食サービス業	39	5.4
医療、福祉	84	64.7
サービス業	101	119.6

(注) 1. 「高年齢+特例」被保険者を含む。

2. 経済情勢（2026年5月15日 日本銀行高松支店「香川県金融経済概況」より抜粋）

概況

- 香川県内の景気は、持ち直している。

すなわち、設備投資は増加している。個人消費は緩やかな増加基調にある。住宅投資は弱い動きとなっている。公共投資は持ち直している。こうした中、企業の生産は横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。

設備投資は、増加している。3月短観における設備投資（全産業）をみると、2025年度は、前年を上回る見込みとなっている。2026年度は、現時点では、前年を上回る計画となっている。

個人消費は、緩やかな増加基調にある。大型小売店の売上は、緩やかな増加基調にある。コンビニエンスストア売上高は、堅調に推移している。乗用車販売は、持ち直している。家電販売は、持ち直している。サービス消費は、回復を続けている。

住宅投資は、弱い動きとなっている。

公共投資は、持ち直している。

- 企業の生産は、横ばい圏内の動きとなっている。
化学は、増加している。食料品は、横ばい圏内の動きとなっている。汎用・生産用機械は、持ち直しの動きがみられる。金属製品は、弱めの動きとなっている。電気機械は、緩やかに持ち直している。輸送機械は、生産水準が幾分上昇している。
- 雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。
- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、1%台半ばのプラスとなっている。

2026年4月分

職業別 求人・求職状況

(常用的パートタイム)

香川労働局

有効求人数		有効求人倍率 (倍)		有効求職者数			
	構成比				構成比	男	女
7,198	100.0%	0.98	職業計	7,375	100.0%	2,536	4,836
4	0.1%	0.67	A 管理的職業従事者	6	0.1%	5	1
1,202	16.7%	1.58	B 専門的・技術的職業従事者	762	10.3%	153	609
2	0.0%	0.29	07製造技術者(開発)	7	0.1%	7	0
5	0.1%	0.22	08製造技術者(開発を除く)	23	0.3%	15	8
6	0.1%	0.26	09建築・土木・測量技術者	23	0.3%	21	2
30	0.4%	0.86	12医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師	35	0.5%	13	22
365	5.1%	1.47	13保健師, 助産師, 看護師	248	3.4%	9	239
174	2.4%	3.16	14医療技術者	55	0.7%	4	51
42	0.6%	1.20	15その他の保健医療従事者	35	0.5%	5	30
378	5.3%	2.18	16社会福祉専門職業従事者	173	2.3%	18	155
2	0.0%	0.04	22美術家, デザイナー, 写真家, 映像撮影者	46	0.6%	5	41
188	2.6%	2.09	05.06.17~21.23.24その他の専門的職業	90	1.2%	35	55
764	10.6%	0.56	C 事務従事者	1,366	18.5%	233	1,132
584	8.1%	0.48	25一般事務従事者	1,206	16.4%	188	1,017
82	1.1%	1.32	26会計事務従事者	62	0.8%	20	42
34	0.5%	1.89	28営業・販売事務従事者	18	0.2%	1	17
644	8.9%	2.21	D 販売従事者	291	3.9%	61	230
498	6.9%	1.91	32商品販売従事者	261	3.5%	41	220
18	0.3%	0.82	34営業職業従事者	22	0.3%	17	5
2,400	33.3%	3.36	E サービス職業従事者	715	9.7%	150	565
659	9.2%	3.49	36介護サービス職業従事者	189	2.6%	29	160
105	1.5%	2.92	37保健医療サービス職業従事者	36	0.5%	1	35
118	1.6%	4.21	38生活衛生サービス職業従事者	28	0.4%	2	26
635	8.8%	3.08	39飲食物調理従事者	206	2.8%	32	174
590	8.2%	5.13	40接客・給仕職業従事者	115	1.6%	16	99
94	1.3%	1.84	41居住施設・ビル等管理人	51	0.7%	46	5
195	2.7%	2.24	42その他のサービス職業従事者	87	1.2%	24	63
146	2.0%	3.17	F 保安職業従事者	46	0.6%	43	3
118	1.6%	1.37	G 農林漁業従事者	86	1.2%	56	30
331	4.6%	1.23	H 生産工程従事者	269	3.6%	122	147
2	0.0%	0.67	49生産設備制御・監視従事者(金属製品)	3	0.0%	3	0
5	0.1%	0.63	50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	8	0.1%	3	5
19	0.3%	0.95	52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	20	0.3%	16	4
199	2.8%	1.44	53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	138	1.9%	49	89
45	0.6%	3.00	54機械組立従事者	15	0.2%	9	6
35	0.5%	3.50	55機械整備・修理従事者	10	0.1%	8	2
4	0.1%	0.31	57製品検査従事者(金属製品を除く)	13	0.2%	1	12
1	0.0%	—	58機械検査従事者	0	0.0%	0	0
16	0.2%	0.29	59生産関連・生産類似作業従事者	56	0.8%	29	27
165	2.3%	1.35	I 輸送・機械運転従事者	122	1.7%	117	5
146	2.0%	1.74	61自動車運転従事者	84	1.1%	80	4
3	0.0%	0.14	64定置・建設機械運転従事者	21	0.3%	20	1
18	0.3%	0.78	J 建設・採掘従事者	23	0.3%	20	3
5	0.1%	—	65建設躯体工事従事者	0	0.0%	0	0
9	0.1%	1.50	66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	6	0.1%	5	1
0	0.0%	0.00	67電気工事従事者	8	0.1%	7	1
4	0.1%	0.44	68土木作業従事者	9	0.1%	8	1
1,406	19.5%	1.03	K 運搬・清掃・包装等従事者	1,371	18.6%	594	777
239	3.3%	1.59	70運搬従事者	150	2.0%	102	48
583	8.1%	1.56	71清掃従事者	373	5.1%	154	219
85	1.2%	1.23	72包装従事者	69	0.9%	13	56
1,363	18.9%	2.66	(福祉関連計)	512	6.9%	50	462

* 平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分により表章したものの。

* 有効求職者数には、オンライン上で求職登録した求職者数を含む。

2026年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

香川労働局

単位：円

職業計	フルタイム (月額)		パート (時間額)		求職者希望賃金
	上限	下限	上限	下限	フルタイム (月額)
職業計	280,321	~ 218,467	1,270	~ 1,158	221,852
A 管理的職業従事者	297,029	~ 241,737	-	~ -	391,667
B 専門的・技術的職業従事者	313,746	~ 235,532	1,623	~ 1,380	239,381
07製造技術者(開発)	316,792	~ 210,632	-	~ -	
08製造技術者(開発を除く)	343,974	~ 226,739	1,200	~ 1,080	
09建築・土木・測量技術者	386,533	~ 247,745	1,213	~ 1,080	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	497,135	~ 347,858	3,250	~ 2,506	
13保健師、助産師、看護師	290,796	~ 233,504	1,575	~ 1,341	
14医療技術者	298,563	~ 241,241	1,793	~ 1,461	
16社会福祉専門職業従事者	293,683	~ 229,973	1,434	~ 1,235	
C 事務従事者	239,937	~ 198,676	1,219	~ 1,137	200,143
25一般事務従事者	227,679	~ 195,221	1,217	~ 1,144	
26会計事務従事者	296,332	~ 215,915	1,298	~ 1,131	
28営業・販売事務従事者	274,522	~ 208,350	1,206	~ 1,125	
D 販売従事者	298,384	~ 227,499	1,150	~ 1,081	226,186
32商品販売従事者	257,111	~ 207,669	1,166	~ 1,091	
34営業職業従事者	315,733	~ 236,042	1,600	~ 1,215	
E サービス職業従事者	241,759	~ 204,885	1,225	~ 1,113	208,081
36介護サービス職業従事者	242,075	~ 202,150	1,312	~ 1,132	
37保健医療サービス職業従事者	222,414	~ 193,664	1,217	~ 1,112	
39飲食調理従事者	230,246	~ 206,718	1,182	~ 1,097	
40接客・給仕職業従事者	281,592	~ 233,084	1,153	~ 1,091	
41居住施設・ビル等管理人	193,304	~ 167,269	1,132	~ 1,121	
F 保安職業従事者	234,878	~ 194,593	1,161	~ 1,071	194,615
G 農林漁業従事者	279,617	~ 215,100	1,243	~ 1,100	215,714
H 生産工程従事者	273,673	~ 211,257	1,186	~ 1,089	215,946
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	244,561	~ 209,400	1,200	~ 1,200	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	291,542	~ 220,405	1,490	~ 1,160	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	242,688	~ 200,176	1,128	~ 1,065	
55機械整備・修理従事者	286,357	~ 212,869	1,212	~ 1,111	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	213,460	~ 193,100	1,048	~ 1,038	
58機械検査従事者	324,167	~ 223,500	1,090	~ 1,090	
59生産関連・生産類似作業従事者	338,733	~ 225,232	1,309	~ 1,105	
I 輸送・機械運転従事者	289,536	~ 233,413	1,276	~ 1,170	231,759
61自動車運転従事者	291,940	~ 234,746	1,265	~ 1,149	
64定置・建設機械運転従事者	327,827	~ 243,904	1,200	~ 1,125	
J 建設・採掘従事者	345,513	~ 228,585	1,085	~ 1,085	245,556
65建設躯体工事従事者	372,684	~ 233,759	-	~ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	356,444	~ 235,778	1,085	~ 1,085	
67電気工事従事者	341,116	~ 225,423	-	~ -	
68土木作業従事者	323,682	~ 220,341	-	~ -	
K 運搬・清掃・包装等従事者	244,452	~ 204,598	1,128	~ 1,095	207,465
70運搬従事者	262,522	~ 211,239	1,195	~ 1,132	
71清掃従事者	254,983	~ 207,928	1,121	~ 1,102	
72包装従事者	197,902	~ 184,394	1,101	~ 1,062	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	212,793	~ 194,422	1,114	~ 1,078	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2026年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

ハローワーク 高松

単位：円

	求 人 賃 金				求職者希望賃金
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	フルタイム (月額)
職業計	285,498	～ 221,194	1,263	～ 1,161	222,313
A 管理的職業従事者	298,296	～ 244,432	-	～ -	380,000
B 専門的・技術的職業従事者	318,767	～ 237,772	1,628	～ 1,380	244,000
07製造技術者(開発)	330,289	～ 211,312	-	～ -	
08製造技術者(開発を除く)	374,097	～ 231,834	-	～ -	
09建築・土木・測量技術者	389,562	～ 251,040	1,170	～ 1,070	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	595,679	～ 363,321	3,688	～ 2,663	
13保健師、助産師、看護師	296,986	～ 239,579	1,575	～ 1,371	
14医療技術者	300,898	～ 247,253	1,901	～ 1,459	
16社会福祉専門職業従事者	281,569	～ 223,726	1,366	～ 1,165	
C 事務従事者	241,174	～ 199,127	1,214	～ 1,145	204,056
25一般事務従事者	228,412	～ 195,479	1,216	～ 1,148	
26会計事務従事者	318,608	～ 225,186	1,262	～ 1,158	
28営業・販売事務従事者	290,434	～ 210,171	1,200	～ 1,150	
D 販売従事者	307,826	～ 237,722	1,114	～ 1,069	233,968
32商品販売従事者	283,943	～ 220,690	1,157	～ 1,092	
34営業職業従事者	314,254	～ 242,588	-	～ -	
E サービス職業従事者	241,300	～ 206,243	1,219	～ 1,117	214,000
36介護サービス職業従事者	243,063	～ 203,890	1,338	～ 1,157	
37保健医療サービス職業従事者	228,290	～ 199,653	1,128	～ 1,102	
39飲食調理従事者	231,976	～ 209,784	1,189	～ 1,097	
40接客・給仕職業従事者	249,047	～ 225,014	1,145	～ 1,089	
41居住施設・ビル等管理人	193,304	～ 167,269	1,127	～ 1,123	
F 保安職業従事者	228,323	～ 197,665	1,166	～ 1,058	200,000
G 農林漁業従事者	274,400	～ 213,030	1,265	～ 1,112	225,333
H 生産工程従事者	298,436	～ 217,800	1,184	～ 1,096	227,846
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	303,437	～ 220,047	1,200	～ 1,200	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	310,403	～ 214,378	1,250	～ 1,100	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	263,921	～ 206,049	1,156	～ 1,063	
55機械整備・修理従事者	289,279	～ 219,236	1,189	～ 1,110	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	-	～ -	-	～ -	
58機械検査従事者	300,000	～ 200,000	-	～ -	
59生産関連・生産類似作業従事者	383,564	～ 242,109	1,152	～ 1,120	
I 輸送・機械運転従事者	284,564	～ 228,153	1,263	～ 1,165	239,811
61自動車運転従事者	276,340	～ 224,288	1,263	～ 1,165	
64定置・建設機械運転従事者	345,292	～ 256,692	-	～ -	
J 建設・採掘従事者	352,964	～ 230,053	1,085	～ 1,085	256,667
65建設躯体工事従事者	377,275	～ 237,588	-	～ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	372,024	～ 235,374	1,085	～ 1,085	
67電気工事従事者	328,492	～ 222,297	-	～ -	
68土木作業従事者	326,443	～ 223,129	-	～ -	
K 運搬・清掃・包装等従事者	239,852	～ 204,670	1,110	～ 1,090	207,288
70運搬従事者	260,501	～ 213,679	1,113	～ 1,091	
71清掃従事者	220,675	～ 195,238	1,123	～ 1,105	
72包装従事者	205,125	～ 190,125	1,110	～ 1,080	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	206,175	～ 190,975	1,100	～ 1,078	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2026年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク 丸亀

単位：円

	求 人 賃 金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	
職業計	268,095	~ 218,005	1,321	~ 1,193	221,053
A 管理的職業従事者	285,400	~ 224,440	-	~ -	316,667
B 専門的・技術的職業従事者	304,956	~ 235,432	1,701	~ 1,446	233,418
07製造技術者(開発)	275,000	~ 210,000	-	~ -	
08製造技術者(開発を除く)	310,625	~ 219,375	1,250	~ 1,100	
09建築・土木・測量技術者	392,707	~ 247,767	-	~ -	
12医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師	382,167	~ 329,817	3,167	~ 2,600	
13保健師, 助産師, 看護師	279,303	~ 231,744	1,494	~ 1,228	
14医療技術者	309,594	~ 238,813	1,690	~ 1,470	
16社会福祉専門職業従事者	303,525	~ 232,754	1,676	~ 1,405	
C 事務従事者	231,597	~ 199,091	1,228	~ 1,110	191,630
25一般事務従事者	225,030	~ 198,917	1,213	~ 1,125	
26会計事務従事者	257,296	~ 197,595	1,465	~ 1,098	
28営業・販売事務従事者	262,592	~ 204,592	1,200	~ 1,050	
D 販売従事者	310,638	~ 213,736	1,233	~ 1,111	211,364
32商品販売従事者	210,468	~ 191,876	1,129	~ 1,081	
34営業職業従事者	354,463	~ 223,300	1,600	~ 1,215	
E サービス職業従事者	234,099	~ 205,504	1,243	~ 1,129	204,884
36介護サービス職業従事者	233,344	~ 205,569	1,269	~ 1,111	
37保健医療サービス職業従事者	215,392	~ 192,469	1,278	~ 1,148	
39飲食調理従事者	213,904	~ 194,181	1,215	~ 1,132	
40接客・給仕職業従事者	297,766	~ 235,259	1,173	~ 1,124	
41居住施設・ビル等管理人	-	~ -	-	~ -	
F 保安職業従事者	244,330	~ 161,573	1,153	~ 1,091	165,000
G 農林漁業従事者	293,587	~ 219,840	1,279	~ 1,142	200,000
H 生産工程従事者	260,690	~ 216,979	1,243	~ 1,086	209,474
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	211,094	~ 203,794	-	~ -	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	293,556	~ 235,529	-	~ -	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	224,086	~ 203,098	1,239	~ 1,077	
55機械整備・修理従事者	293,055	~ 212,706	1,250	~ 1,100	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	192,664	~ 191,702	-	~ -	
58機械検査従事者	365,000	~ 255,333	1,090	~ 1,090	
59生産関連・生産類似作業従事者	307,056	~ 213,084	-	~ -	
I 輸送・機械運転従事者	273,229	~ 228,860	1,281	~ 1,259	226,250
61自動車運転従事者	292,424	~ 239,398	1,219	~ 1,190	
64定置・建設機械運転従事者	312,166	~ 236,219	-	~ -	
J 建設・採掘従事者	331,922	~ 236,875	-	~ -	213,333
65建設躯体工事従事者	367,335	~ 238,798	-	~ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	309,272	~ 252,961	-	~ -	
67電気工事従事者	359,745	~ 231,745	-	~ -	
68土木作業従事者	316,831	~ 223,938	-	~ -	
K 運搬・清掃・包装等従事者	230,607	~ 204,611	1,173	~ 1,133	206,071
70運搬従事者	251,746	~ 214,228	1,286	~ 1,254	
71清掃従事者	268,319	~ 224,157	1,095	~ 1,083	
72包装従事者	184,401	~ 175,738	1,036	~ 1,036	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	209,279	~ 196,729	1,192	~ 1,110	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2026年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

ハローワーク 坂出

単位：円

	求 人 賃 金				求職者希望賃金
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	フルタイム (月額)
職業計	288,308	~ 215,540	1,276	~ 1,149	218,077
A 管理的職業従事者	326,000	~ 265,000	-	~ -	483,333
B 専門的・技術的職業従事者	308,438	~ 228,468	1,491	~ 1,282	233,030
07製造技術者(開発)	265,000	~ 190,000	-	~ -	
08製造技術者(開発を除く)	310,250	~ 215,583	1,100	~ 1,040	
09建築・土木・測量技術者	390,909	~ 227,727	-	~ -	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	-	~ -	2,000	~ 1,500	
13保健師、助産師、看護師	288,959	~ 228,659	1,540	~ 1,286	
14医療技術者	270,753	~ 240,136	1,756	~ 1,442	
16社会福祉専門職業従事者	282,478	~ 226,322	1,297	~ 1,174	
C 事務従事者	257,249	~ 202,150	1,238	~ 1,172	191,702
25一般事務従事者	237,595	~ 192,246	1,281	~ 1,199	
26会計事務従事者	375,000	~ 249,500	-	~ -	
28営業・販売事務従事者	248,833	~ 206,871	1,150	~ 1,117	
D 販売従事者	283,377	~ 214,017	1,368	~ 1,157	238,125
32商品販売従事者	237,169	~ 203,691	1,368	~ 1,157	
34営業職業従事者	309,369	~ 219,825	-	~ -	
E サービス職業従事者	270,382	~ 206,515	1,173	~ 1,082	201,250
36介護サービス職業従事者	246,847	~ 193,161	1,169	~ 1,092	
37保健医療サービス職業従事者	215,433	~ 192,600	1,200	~ 1,200	
39飲食調理従事者	269,333	~ 198,833	1,167	~ 1,077	
40接客・給仕職業従事者	362,500	~ 260,000	1,173	~ 1,069	
41居住施設・ビル等管理人	-	~ -	-	~ -	
F 保安職業従事者	306,000	~ 244,800	-	~ -	-
G 農林漁業従事者	265,400	~ 205,900	1,150	~ 1,100	200,000
H 生産工程従事者	262,502	~ 200,529	1,349	~ 1,124	221,538
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	240,541	~ 194,741	-	~ -	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	275,329	~ 205,357	1,700	~ 1,200	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	256,958	~ 199,208	1,063	~ 1,052	
55機械整備・修理従事者	260,943	~ 199,686	-	~ -	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	309,150	~ 226,500	-	~ -	
58機械検査従事者	-	~ -	-	~ -	
59生産関連・生産類似作業従事者	279,467	~ 207,613	1,450	~ 1,137	
I 輸送・機械運転従事者	318,241	~ 244,012	1,288	~ 1,205	215,556
61自動車運転従事者	320,459	~ 246,799	1,250	~ 1,140	
64定置・建設機械運転従事者	-	~ -	-	~ -	
J 建設・採掘従事者	360,417	~ 218,561	-	~ -	300,000
65建設躯体工事従事者	299,000	~ 184,000	-	~ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	340,240	~ 212,140	-	~ -	
67電気工事従事者	413,600	~ 218,800	-	~ -	
68土木作業従事者	345,614	~ 227,914	-	~ -	
K 運搬・清掃・包装等従事者	286,902	~ 215,337	1,180	~ 1,105	211,667
70運搬従事者	304,775	~ 221,380	1,199	~ 1,105	
71清掃従事者	341,263	~ 225,013	1,139	~ 1,111	
72包装従事者	214,286	~ 193,429	1,207	~ 1,090	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	244,392	~ 211,192	1,295	~ 1,095	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2026年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク 観音寺

単位：円

	求 人 賃 金				求職者希望賃金
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	フルタイム (月額)
職業計	275,731	~ 211,784	1,222	~ 1,121	219,004
A 管理的職業従事者	240,800	~ 184,000	-	~ -	400,000
B 専門的・技術的職業従事者	315,211	~ 230,000	1,543	~ 1,388	237,407
07製造技術者(開発)	250,000	~ 175,000	-	~ -	
08製造技術者(開発を除く)	220,000	~ 213,000	-	~ -	
09建築・土木・測量技術者	381,077	~ 239,615	1,300	~ 1,100	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	-	~ -	3,000	~ 2,600	
13保健師、助産師、看護師	274,800	~ 208,154	1,488	~ 1,248	
14医療技術者	294,455	~ 218,091	1,633	~ 1,525	
16社会福祉専門職業従事者	337,623	~ 260,419	1,235	~ 1,173	
C 事務従事者	228,230	~ 192,446	1,267	~ 1,148	194,706
25一般事務従事者	212,866	~ 188,583	1,236	~ 1,161	
26会計事務従事者	217,900	~ 199,700	1,100	~ 1,036	
28営業・販売事務従事者	258,100	~ 204,000	1,300	~ 1,150	
D 販売従事者	274,255	~ 212,848	1,127	~ 1,056	191,250
32商品販売従事者	248,480	~ 200,587	1,127	~ 1,056	
34営業職業従事者	308,622	~ 229,196	-	~ -	
E サービス職業従事者	221,446	~ 186,349	1,203	~ 1,079	196,800
36介護サービス職業従事者	230,904	~ 188,840	1,247	~ 1,110	
37保健医療サービス職業従事者	222,425	~ 191,950	1,525	~ 1,070	
39飲食調理従事者	202,241	~ 181,696	1,127	~ 1,093	
40接客・給仕職業従事者	-	~ -	1,077	~ 1,045	
41居住施設・ビル等管理人	-	~ -	-	~ -	
F 保安職業従事者	272,000	~ 204,000	-	~ -	-
G 農林漁業従事者	210,000	~ 205,000	1,057	~ 1,036	198,000
H 生産工程従事者	260,285	~ 196,811	1,058	~ 1,052	205,517
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	268,286	~ 221,143	-	~ -	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	271,968	~ 191,487	-	~ -	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	244,795	~ 195,596	1,053	~ 1,046	
55機械整備・修理従事者	241,844	~ 195,352	-	~ -	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	219,800	~ 186,296	-	~ -	
58機械検査従事者	250,000	~ 175,000	-	~ -	
59生産関連・生産類似作業従事者	272,683	~ 189,583	-	~ -	
I 輸送・機械運転従事者	308,938	~ 244,638	1,307	~ 1,111	230,000
61自動車運転従事者	323,162	~ 251,409	1,333	~ 1,086	
64定置・建設機械運転従事者	299,132	~ 211,547	1,200	~ 1,125	
J 建設・採掘従事者	337,735	~ 221,964	-	~ -	241,667
65建設躯体工事従事者	351,480	~ 209,500	-	~ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	388,160	~ 239,680	-	~ -	
67電気工事従事者	290,000	~ 228,000	-	~ -	
68土木作業従事者	333,640	~ 212,580	-	~ -	
K 運搬・清掃・包装等従事者	246,652	~ 199,873	1,139	~ 1,077	215,238
70運搬従事者	260,900	~ 204,734	1,242	~ 1,082	
71清掃従事者	212,019	~ 188,300	1,129	~ 1,108	
72包装従事者	-	~ -	1,069	~ 1,057	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	224,856	~ 192,335	1,104	~ 1,056	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2026年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

ハローワーク さぬき

単位：円

	求 人 賃 金				求職者希望賃金
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	フルタイム (月額)
職業計	287,874	~ 219,275	1,280	~ 1,130	233,584
A 管理的職業従事者	-	~ -	-	~ -	-
B 専門的・技術的職業従事者	303,731	~ 229,582	1,587	~ 1,288	230,667
07製造技術者(開発)	357,000	~ 260,000	-	~ -	
08製造技術者(開発を除く)	240,000	~ 200,000	-	~ -	
09建築・土木・測量技術者	361,793	~ 254,157	-	~ -	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	-	~ -	-	~ -	
13保健師、助産師、看護師	289,781	~ 211,560	1,800	~ 1,400	
14医療技術者	278,333	~ 223,333	1,500	~ 1,100	
16社会福祉専門職業従事者	261,375	~ 223,042	1,349	~ 1,263	
C 事務従事者	256,878	~ 203,156	1,212	~ 1,091	197,500
25一般事務従事者	257,750	~ 198,583	1,212	~ 1,091	
26会計事務従事者	-	~ -	-	~ -	
28営業・販売事務従事者	244,000	~ 211,500	-	~ -	
D 販売従事者	308,500	~ 222,500	1,188	~ 1,188	217,778
32商品販売従事者	-	~ -	1,188	~ 1,188	
34営業職業従事者	308,500	~ 222,500	-	~ -	
E サービス職業従事者	266,883	~ 201,208	1,308	~ 1,129	217,222
36介護サービス職業従事者	274,019	~ 198,767	1,402	~ 1,142	
37保健医療サービス職業従事者	255,000	~ 182,500	1,200	~ 1,040	
39飲食調理従事者	229,500	~ 212,500	1,101	~ 1,067	
40接客・給仕職業従事者	266,352	~ 228,123	1,156	~ 1,116	
41居住施設・ビル等管理人	-	~ -	1,295	~ 1,036	
F 保安職業従事者	-	~ -	-	~ -	-
G 農林漁業従事者	305,100	~ 225,000	1,320	~ 1,103	230,000
H 生産工程従事者	292,017	~ 218,911	1,161	~ 1,076	200,909
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	-	~ -	-	~ -	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	278,579	~ 223,939	-	~ -	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	250,092	~ 204,600	1,142	~ 1,080	
55機械整備・修理従事者	328,143	~ 219,286	1,350	~ 1,125	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	195,503	~ 183,003	1,048	~ 1,038	
58機械検査従事者	-	~ -	-	~ -	
59生産関連・生産類似作業従事者	386,600	~ 253,600	1,175	~ 1,050	
I 輸送・機械運転従事者	291,860	~ 247,192	1,350	~ 1,350	230,000
61自動車運転従事者	291,860	~ 247,192	1,350	~ 1,350	
64定置・建設機械運転従事者	-	~ -	-	~ -	
J 建設・採掘従事者	314,041	~ 227,006	-	~ -	233,333
65建設躯体工事従事者	400,000	~ 220,000	-	~ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	282,500	~ 243,133	-	~ -	
67電気工事従事者	336,100	~ 271,050	-	~ -	
68土木作業従事者	310,818	~ 215,236	-	~ -	
K 運搬・清掃・包装等従事者	232,625	~ 199,131	1,105	~ 1,073	177,500
70運搬従事者	229,633	~ 183,183	1,070	~ 1,070	
71清掃従事者	254,033	~ 224,500	1,137	~ 1,102	
72包装従事者	210,000	~ 190,000	1,100	~ 1,040	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	200,000	~ 180,000	1,045	~ 1,038	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2026年4月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

ハローワーク土庄

単位：円

	求人賃金				求職者希望賃金
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	フルタイム (月額)
職業計	250,742	～ 195,626	1,226	～ 1,107	203,721
A 管理的職業従事者	-	～ -	-	～ -	-
B 専門的・技術的職業従事者	288,111	～ 216,861	1,756	～ 1,401	240,000
07製造技術者(開発)	-	～ -	-	～ -	-
08製造技術者(開発を除く)	274,000	～ 227,500	-	～ -	-
09建築・土木・測量技術者	390,000	～ 219,000	-	～ -	-
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	-	～ -	-	～ -	-
13保健師、助産師、看護師	282,500	～ 232,500	1,792	～ 1,437	-
14医療技術者	-	～ -	-	～ -	-
16社会福祉専門職業従事者	242,500	～ 201,875	-	～ -	-
C 事務従事者	221,208	～ 182,202	1,128	～ 1,057	210,000
25一般事務従事者	189,974	～ 176,074	1,103	～ 1,059	-
26会計事務従事者	260,000	～ 179,724	1,200	～ 1,050	-
28営業・販売事務従事者	260,500	～ 200,000	-	～ -	-
D 販売従事者	228,504	～ 189,254	1,104	～ 1,078	-
32商品販売従事者	238,005	～ 192,339	1,104	～ 1,078	-
34営業職業従事者	200,000	～ 180,000	-	～ -	-
E サービス職業従事者	268,592	～ 214,948	1,251	～ 1,081	180,000
36介護サービス職業従事者	228,280	～ 189,994	1,552	～ 1,066	-
37保健医療サービス職業従事者	-	～ -	-	～ -	-
39飲食調理従事者	500,000	～ 360,000	1,126	～ 1,055	-
40接客・給仕職業従事者	-	～ -	1,162	～ 1,093	-
41居住施設・ビル等管理人	-	～ -	-	～ -	-
F 保安職業従事者	235,450	～ 211,525	-	～ -	-
G 農林漁業従事者	230,000	～ 200,000	1,036	～ 1,036	180,000
H 生産工程従事者	233,046	～ 181,283	1,094	～ 1,073	208,000
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	-	～ -	-	～ -	-
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	250,000	～ 190,000	1,100	～ 1,100	-
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	213,894	～ 180,714	1,101	～ 1,074	-
55機械整備・修理従事者	310,750	～ 179,488	-	～ -	-
57製品検査従事者(金属製品を除く)	-	～ -	-	～ -	-
58機械検査従事者	-	～ -	-	～ -	-
59生産関連・生産類似作業従事者	-	～ -	-	～ -	-
I 輸送・機械運転従事者	246,000	～ 209,300	1,173	～ 1,058	183,333
61自動車運転従事者	246,000	～ 209,300	1,173	～ 1,058	-
64定置・建設機械運転従事者	-	～ -	-	～ -	-
J 建設・採掘従事者	340,015	～ 196,997	-	～ -	180,000
65建設躯体工事従事者	-	～ -	-	～ -	-
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	343,273	～ 204,333	-	～ -	-
67電気工事従事者	450,000	～ 184,800	-	～ -	-
68土木作業従事者	217,000	～ 179,850	-	～ -	-
K 運搬・清掃・包装等従事者	224,828	～ 187,827	1,118	～ 1,050	220,000
70運搬従事者	242,021	～ 193,508	1,250	～ 1,075	-
71清掃従事者	-	～ -	-	～ -	-
72包装従事者	174,538	～ 174,538	1,037	～ 1,037	-
73その他の運搬・清掃・包装従事者	197,750	～ 175,550	1,110	～ 1,047	-

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

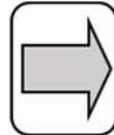
* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

香川県内経済情勢報告



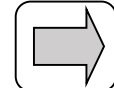
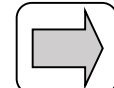
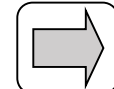
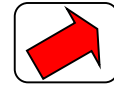


令和 8 年 4 月
財務省 四国 財務局

香川県内経済情勢報告

	令和8年1月判断	令和8年4月判断	総括判断の要点	1月判断との比較
総括判断	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	<p>個人消費は、百貨店・スーパーが堅調となっているほか、観光も回復していることから、全体としては緩やかに持ち直している。</p> <p>生産活動は、食料品が横ばいの状況にあるものの、化学、輸送機械が持ち直しつつあることから、全体としては緩やかに持ち直しつつある。</p> <p>雇用情勢は、持ち直しの動きに一服感がみられる。</p>	 (6期連続据え置き)

〔先行き〕

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに持ち直していくことが期待されるものの、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

項目	令和8年1月判断	令和8年4月判断	1月判断との比較
個人消費	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	
生産活動	緩やかに持ち直しつつある	緩やかに持ち直しつつある	
雇用情勢	持ち直しの動きに一服感がみられる	持ち直しの動きに一服感がみられる	
公共事業	前年度を下回っている	前年度並みとなっている	
住宅建設	前年を下回っている	前年を下回っている	
設備投資	7年度は前年度を上回る見込み	7年度は前年度を上回る見込み	

※ 8年4月判断は、前回8年1月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

個人消費

個人消費

緩やかに持ち直している

(6期連続据え置き)

- 百貨店・スーパーは、飲食料品に動きがみられることから、全体としては堅調となっている。
- コンビニエンスストアは、飲料やファーストフードに動きがみられることから、全体としては堅調となっている。

〔主なヒアリング結果〕

「百貨店・スーパー」

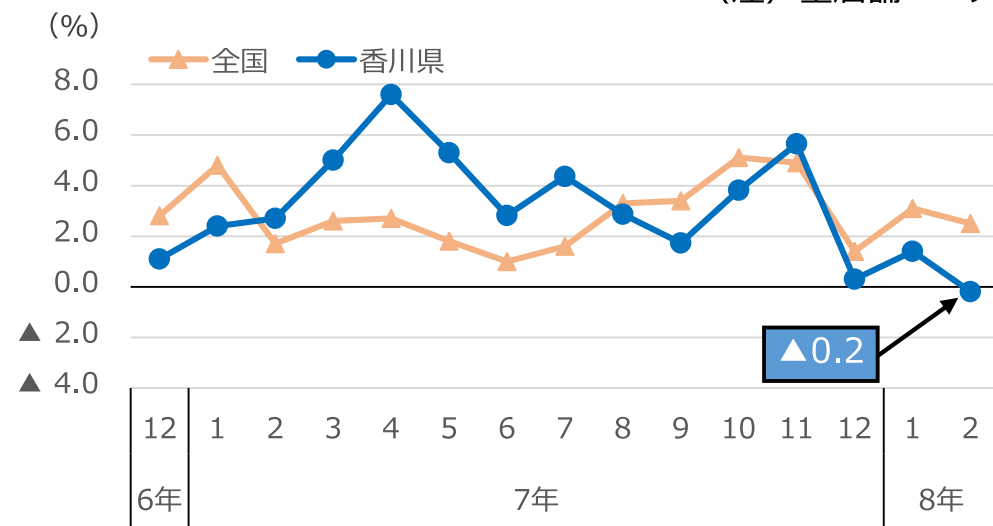
- 中食需要の高まりから、弁当・揚げ物・寿司が売上げを伸ばしている。
- 高級時計は、入荷するとすぐに売り切れる状況が続いており、売上げが好調。

「コンビニエンスストア」

- 気温の高い日が多かったことにより、飲料の売行きがよい。
- 価格の上昇や販売促進の効果により、ファーストフードの売上げが好調。

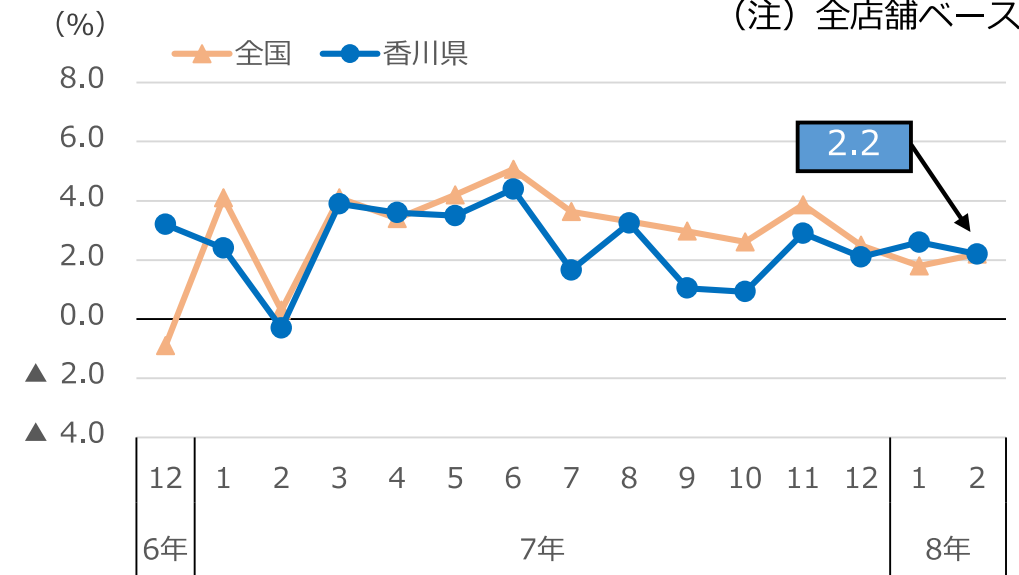
〔百貨店・スーパー販売額（前年同月比）〕

(注) 全店舗ベース



〔コンビニエンスストア販売額（前年同月比）〕

(注) 全店舗ベース



【出所】 経済産業省、四国経済産業局

個人消費

- ドラッグストアは、食料品等に動きがみられることから、全体としては順調となっている。
- 家電大型専門店は、パソコン等に動きがみられることから、全体としては堅調となっている。
- ホームセンターは、季節用品の動きが鈍いことから、全体としては弱含んでいる。
- 乗用車の新車登録・届出台数は、小型車及び軽乗用車は前年を上回っているものの、普通車は前年を下回っていることから、全体としては前年を下回っている。
- 観光は、各地でのイベントの効果などにより観光客が増加していることから、回復している。
- 旅行は、国内旅行、海外旅行ともに緩やかに持ち直しつつある。

〔主なヒアリング結果〕

「ホームセンター」

- 気温の高い日が多かったことにより、カイロや暖房用品の売上げが減少している。

「観光」

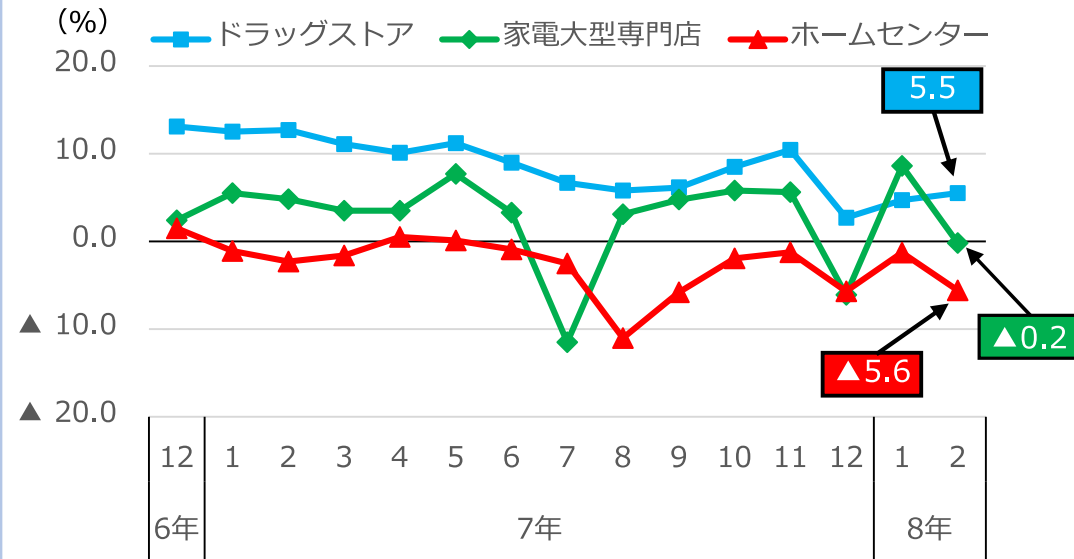
- 県立アリーナで開催されたイベントの波及効果や、各地でのイベント効果により、入込客数が増加している。

「旅行」

- 万博効果の反動減はみられるものの、大型テーマパークや日本海側へのグルメ旅行の人气が継続している。

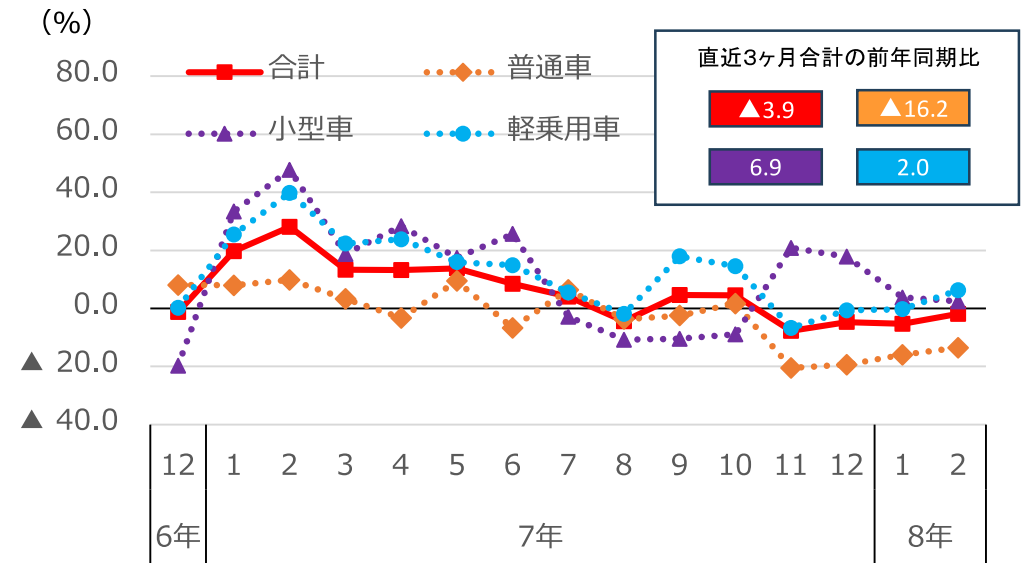
〔香川県の専門量販店販売額（前年同月比）〕

（注）全店舗ベース



【出所】 経済産業省、四国経済産業局

〔香川県の乗用車新車登録・届出台数（前年同月比）〕



【出所】（一社）日本自動車販売協会連合会、（一社）全国軽自動車協会連合会のデータから算出 3

生産活動

生産活動

緩やかに持ち直しつつある

(7期連続据え置き)

- 化学は、堅調な需要を背景に、持ち直しつつある。
- 輸送機械は、一定量の受注残を維持し、高操業が続いていることから、持ち直しつつある。
- 汎用・生産用機械は、需要は堅調であるものの、一部に弱さがみられることから、一進一退の状況にある。
- 食料品は、一部に弱さがみられることから、横ばいの状況にある。

〔主なヒアリング結果〕

《化学》

- 海外需要が引き続き好調。三交代勤務による増産を継続。

《輸送機械》

- 十分な受注残を確保し、従業員数に見合った操業度を継続。

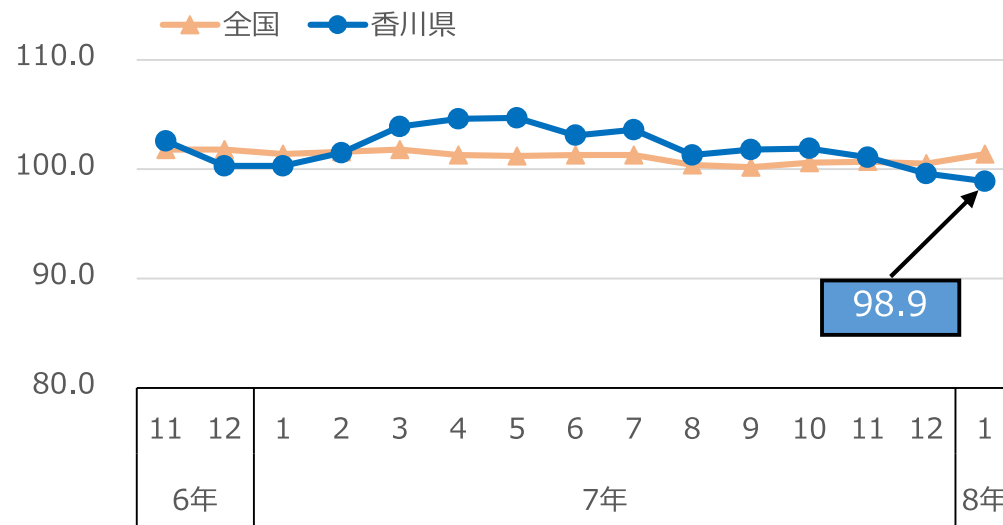
《汎用・生産用機械》

- 建設工事向け需要が国内外ともに好調なことから、生産量は増加。

《食料品》

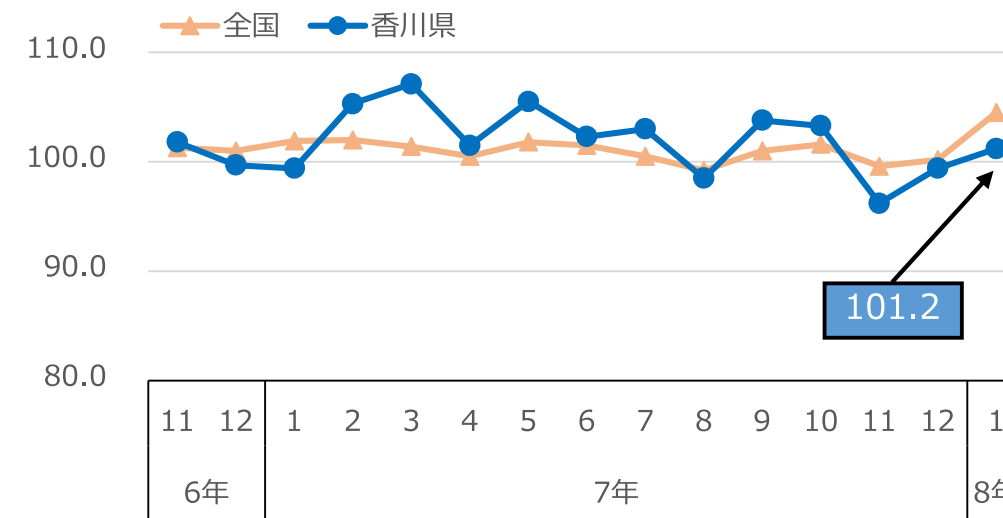
- 全体需要は好調も、業務用大口取引の需要回復は鈍化。

〔鉱工業生産指数（季節調整済指数、3か月移動平均）〕



(令和2年=100) 【出所】経済産業省、香川県の公表データから算出

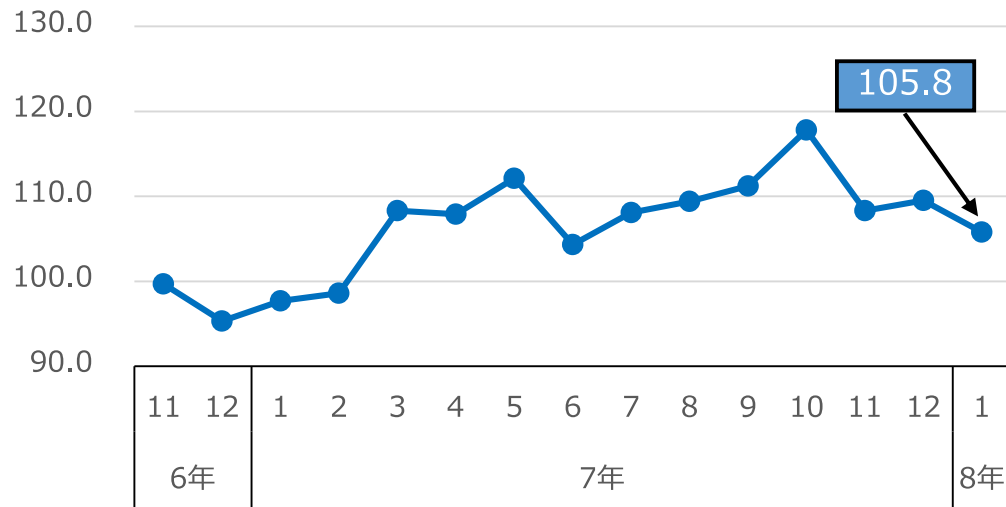
〔鉱工業生産指数（季節調整済指数、単月）〕



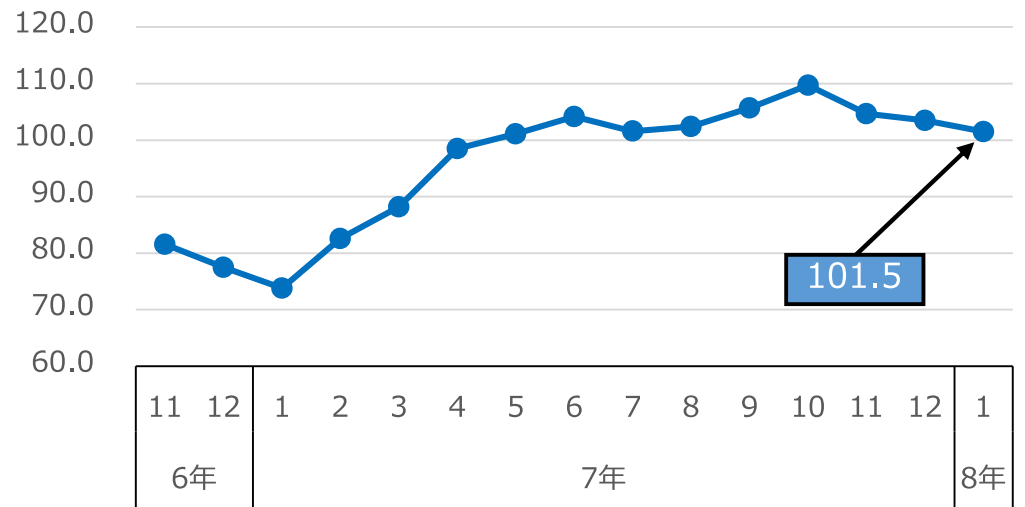
(令和2年=100) 【出所】経済産業省、香川県

生産活動

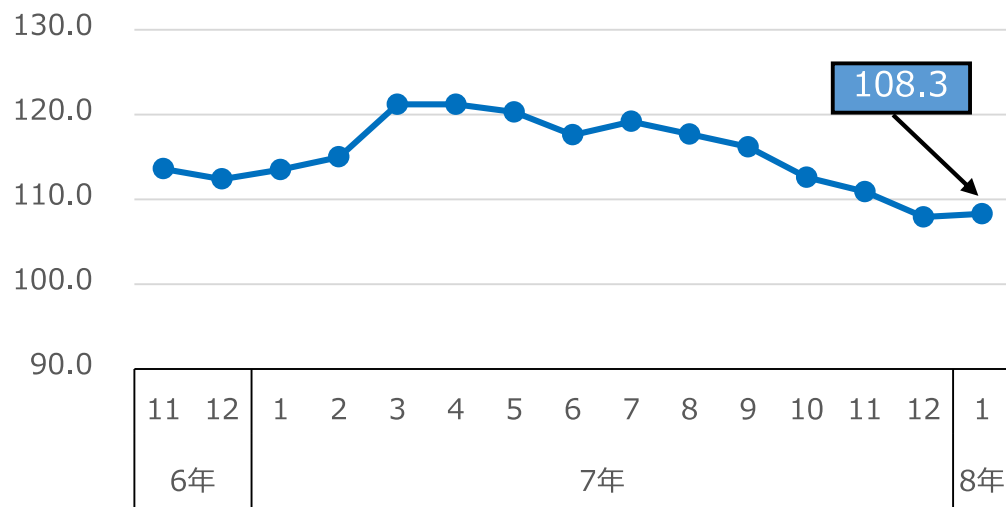
〔化学・石油石炭〕



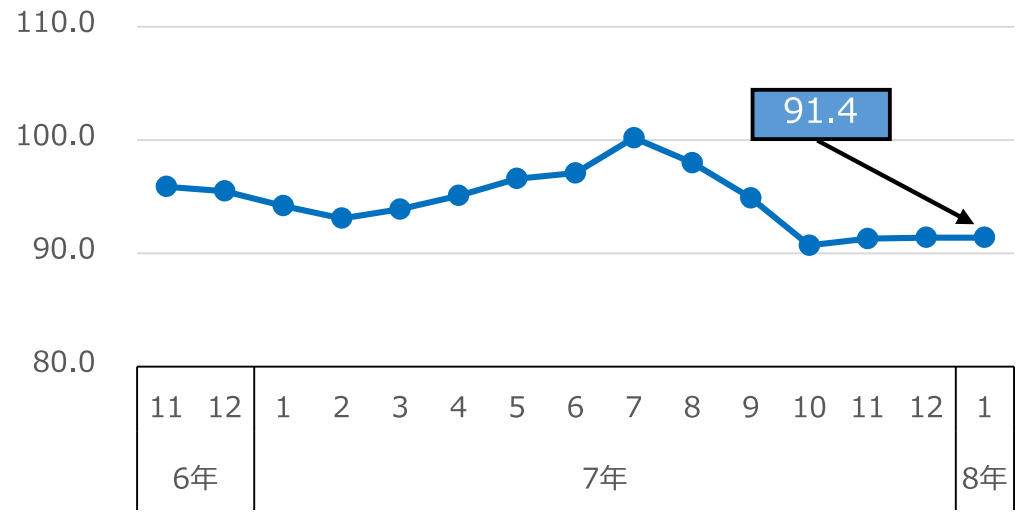
〔輸送機械〕



〔汎用・生産用機械〕



〔食料品〕



(季節調整済指数、3か月移動平均、令和2年=100) 【出所】香川県の公表データから算出

雇用情勢

雇用情勢

持ち直しの動きに一服感がみられる

(据え置き)

- 有効求人倍率は横ばいとなっている。
- 新規求人数は前年を下回っている。
- 法人企業景気予測調査の従業員数判断BSIをみると、3月末は全産業で30.7ポイントと「不足気味」超となっており、企業の人手不足感は続いている。

〔主なヒアリング結果〕

「労働局」

- 物価高による生活防衛のため、中高年層を中心に、より良い条件を求めて求職活動が長期化する動きがみられている。
- 人員の充足や求人の見直し等が影響し、新規求人数は減少したが、企業の人手不足感は依然として緩和されていない。

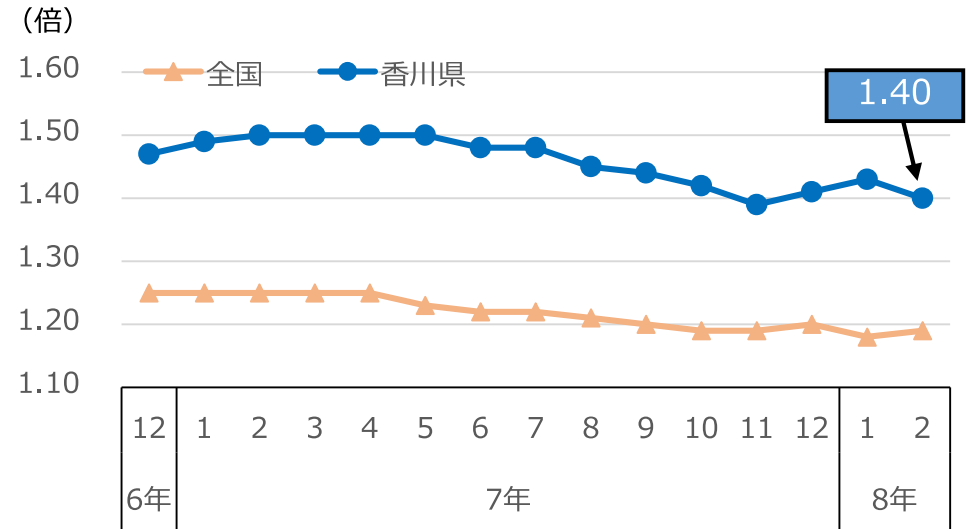
「鉄鋼」

- 特に技術職の人材が不足しているが、業務の特性上、体力を要する作業が多く、求める人材とのミスマッチから、採用に至らないケースが多い。

「パルプ・紙」

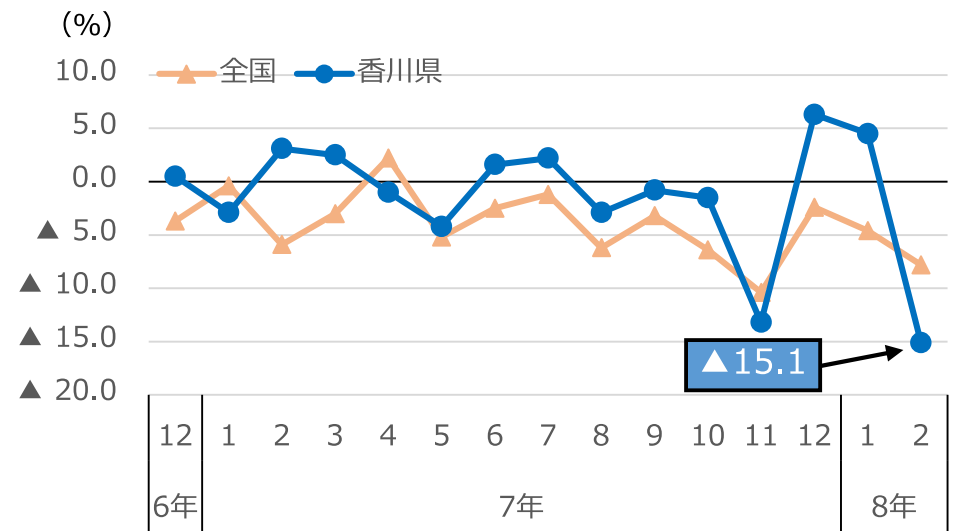
- 生産部門では通年で採用活動を行っているものの、人手不足が継続しており、手当の支給など雇用条件の見直しを進めている。

〔有効求人倍率（季節調整値）〕



【出所】厚生労働省

〔新規求人数（原数値、前年同月比）〕



【出所】厚生労働省の公表データから算出

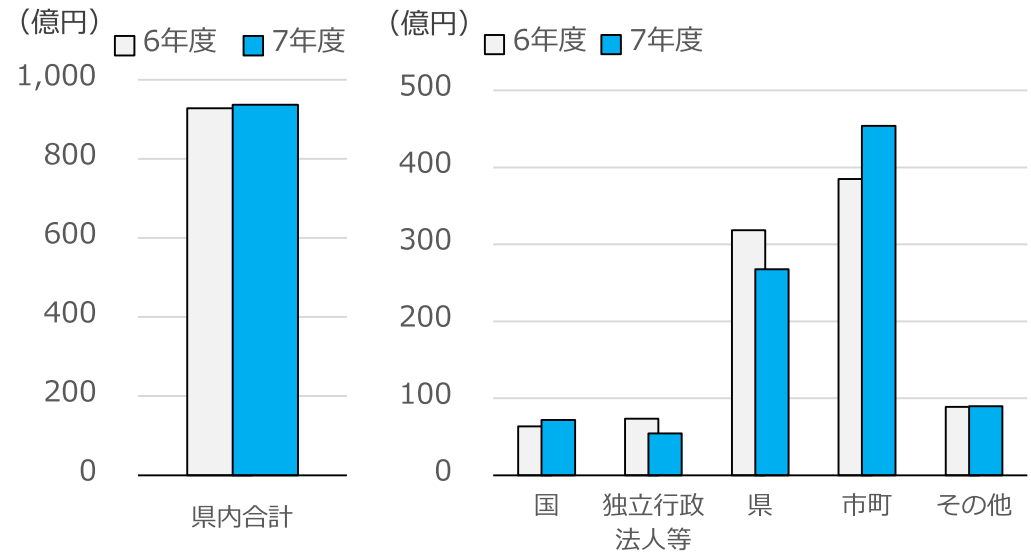
公共事業・住宅建設

公共事業

前年度並みとなっている

○前払金保証請負金額で見ると、国及び市町は前年度を上回っているものの、独立行政法人等及び県は前年度を下回っていることから、全体としては前年度並みとなっている。

〔香川県の公共工事前払金保証請負金額（2月累計額）〕



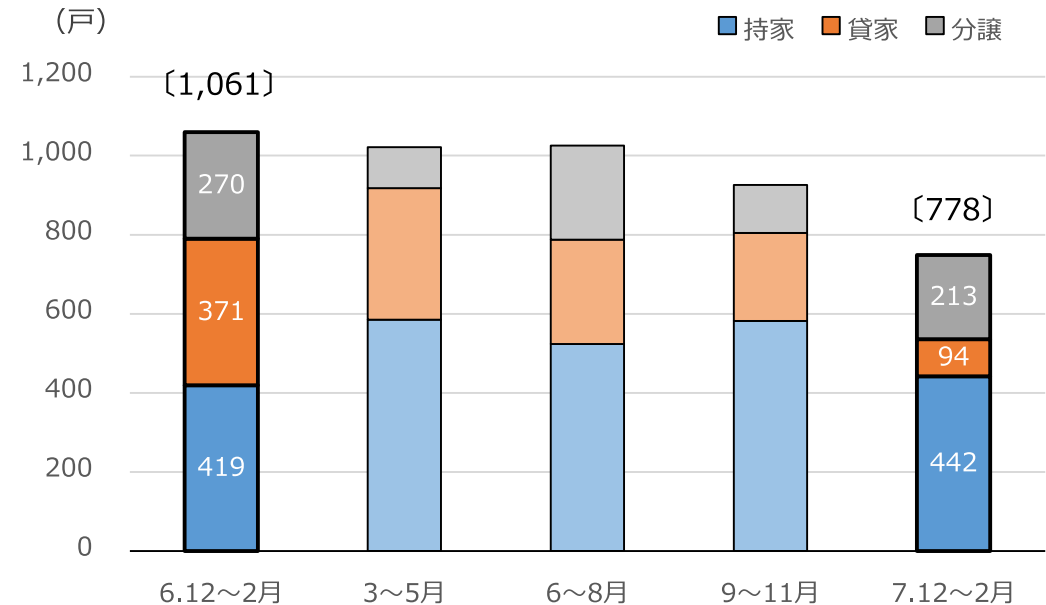
【出所】西日本建設業保証（株）等

住宅建設

前年を下回っている

○新設住宅着工戸数で見ると、持家においては前年を上回っているものの、貸家及び分譲においては前年を下回っていることから、全体としては前年を下回っている。

〔香川県の新設住宅着工戸数〕



※〔 〕は合計（給与住宅を含む） 【出所】国土交通省の公表データから算出

〔主なヒアリング結果〕

○住宅価格が当分下がることは無いと考えて購入する動きもみられた。

設備投資 ・ (企業倒産) ・ (消費者物価)

設備投資

7年度は前年度を上回る見込み

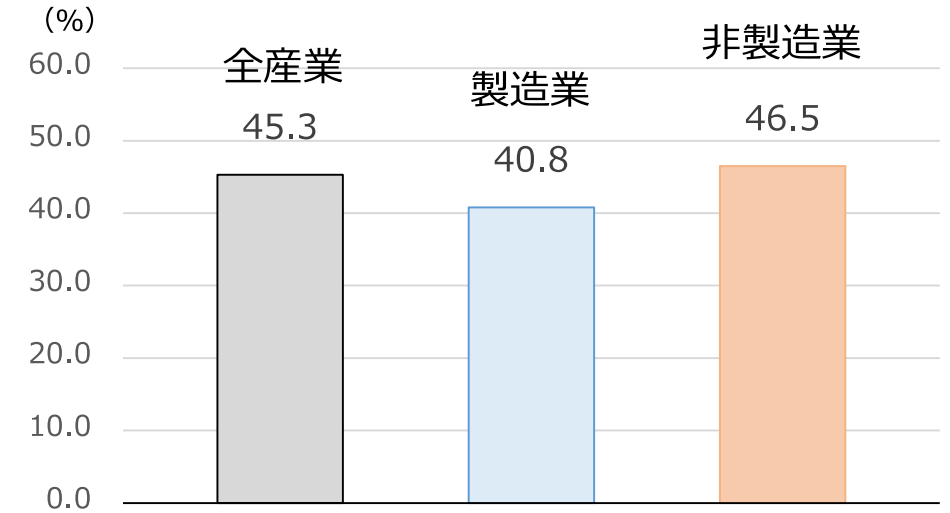
(企業倒産)

件数、負債総額ともに前年を上回っている

(消費者物価)

前年を上回っている

〔香川県の設備投資（前年度比）〕

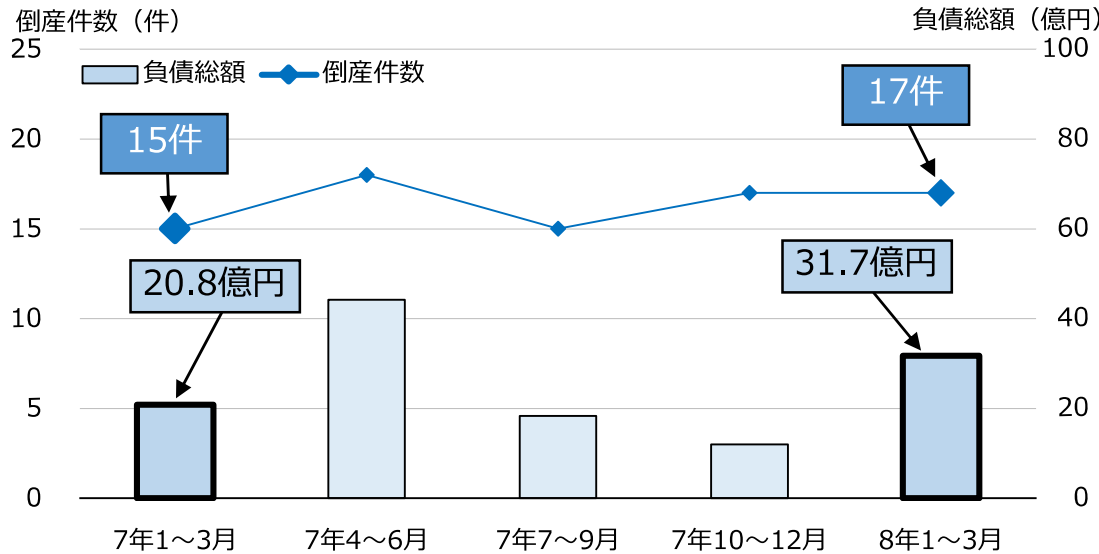


※8年1～3月期調査の結果

※ソフトウェア含む、土地除く

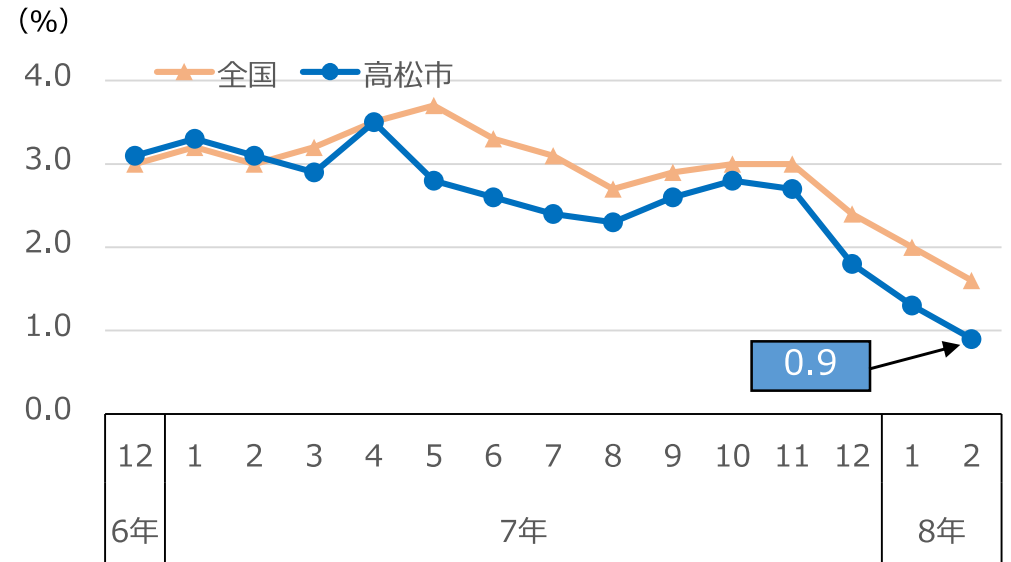
【出所】四国財務局（法人企業景気予測調査）

〔香川県の倒産件数・負債総額（負債額1,000万円以上）〕



【出所】東京商工リサーチの公表データから算出

〔消費者物価指数（生鮮食品を除く総合、前年同月比）〕



(2020年=100) 【出所】総務省

※計数は、季節調整替え、基準改定、速報の確報化、誤計数の判明等により、過去に遡って訂正される場合があるので、利用される場合は、各発表機関の直近の公表データをご確認ください。

■お問い合わせは

電話番号 087-811-7780

財務広報相談室（内線260）又は 経済調査課（内線250）へ

ホームページアドレス <https://lfb.mof.go.jp/shikoku/>

(本件に関する照会先)

日本銀行高松支店 総務課 087-825-1102

2026年6月10日

日本銀行高松支店

香川県金融経済概況

1. 概況

- 香川県内の景気は、持ち直している。

すなわち、設備投資は増加している。個人消費は緩やかな増加基調にある。住宅投資は弱い動きとなっている。公共投資は持ち直している。こうした中、企業の生産は横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

2. 実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。

設備投資は、増加している。

3月短観における設備投資（全産業）をみると、2025年度は、前年を上回る見込みとなっている。2026年度は、現時点では、前年を上回る計画となっている。

個人消費は、緩やかな増加基調にある。

大型小売店の売上は、緩やかな増加基調にある。

コンビニエンスストア売上高は、堅調に推移している。

乗用車販売は、持ち直している。

家電販売は、持ち直している。

サービス消費は、回復を続けている。

主要観光地の入込客数（2～4月）は、概ね前年並みとなった。

住宅投資は、弱い動きとなっている。

公共投資は、持ち直している。

- 企業の生産は、横ばい圏内の動きとなっている。

化学は、増加している。

食料品は、横ばい圏内の動きとなっている。

汎用・生産用機械は、持ち直しの動きがみられる。

金属製品は、弱めの動きとなっている。

電気機械は、緩やかに持ち直している。

輸送機械は、生産水準が幾分上昇している。

- 雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、0%台半ばのプラスとなっている。

3. 金融

- 民間金融機関の貸出は、前年を上回っている。

貸出約定平均金利は、前月比上昇した。

- 預金は、前年を上回っている。

- 企業倒産は、件数・負債総額ともに前年を下回った。信用保証協会の代位弁済は、件数・代位弁済額ともに前年を下回った。

以 上

令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理

令和8年6月23日

1 令和7年度の地域別最低賃金の審議結果と課題

令和7年度の地域別最低賃金については、令和7年9月5日までに全ての地方最低賃金審議会で答申が出され、全国加重平均で1,121円、過去最大66円の引上げとなった。

令和7年度は、中央最低賃金審議会において、A・Bランク63円、Cランク64円と、昭和53年度に目安制度が始まって以降、最も高い引上げ額の目安（以下「目安額」という。）が提示された。また、この目安額を踏まえ、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となった。

また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和8年1月1日以降を発効日とする地域も6県あった。

これら令和7年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえると、

- ・ 目安額を大幅に上回る答申は、近隣県等との競争や最下位回避の意識の下、地域の実態と乖離した引上げとなったのではないかといった、審議に対する疑義がメディア等から呈されたこと
- ・ 地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがあること

等の課題があったと考えられる。

そこで、今般、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）」において、令和8年度以降の審議に向けて、主にこれら2つの事項について課題の整理と対応方針の整理を行うこととした。

2 近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方

(1) 課題

- 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項において、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と規定されており、法定3要素のデータに基づく審議が原則である。また、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（令和5年4月6日）においても、「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導

くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた」とされたところ。

- 一方で、令和7年度の地方最低賃金審議会では、近隣県等の答申が出た後で審議を行うために、審議会日程を後ろ倒しにする動きも一部に見られ、近隣県等や同じランク内での過度な競争意識や最下位回避の意識の中で、高い引上げ額となったのではないかと指摘がある。
- また、全員協議会の議論の中では、目安額に大幅な上乘せをする地域が多数生じる状況が今後も続くのであれば、目安制度の在り方自体を議論する必要があるのではないかと、この意見もあった一方、これらの審議結果の背景には、目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応として、補助金等による政府の支援が示されたことなど、令和7年度の特事情があったのではないかと、この意見も出された。

(2) 対応方針

- 令和5年に開催された全員協議会では、「最低賃金法第9条第2項¹の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであること」を確認し、合意が得られたところであり、今後も、この基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会での審議を行うべきである。
- とりわけ、近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定3要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきである。
- 審議の結果、示された最低賃金額だけを捉えて「高すぎる」「低すぎる」との批判が生じることは適当でなく、目安額に大幅な上乘せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。
- なお、令和7年度の審議では、一部で、地方最低賃金審議会の開催を予定していたものの、審議せずに審議日程を延期する動きも見られたが、これが仮に他地域の審議結果のみをもって当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとすれば、法定3要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要である。
- また、特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべき

¹ 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。(最低賃金法第9条第2項)

である。

- 地方最低賃金審議会において、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地域の位置づけを踏まえて地域別最低賃金額を決める事例も見られる。総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定3要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定3要素それぞれのデータを確認すべきである。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである。
- また、中央最低賃金審議会で用いられた指標のうち、一部について都道府県別データがなく、地方最低賃金審議会委員が対応に苦慮しているという意見があった。厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする。

3 発効日についての考え方

(1) 課題

- 金額改正の発効日について、最低賃金法第14条第2項では、「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から」とされている。従前は、多くが「公示日から起算して30日を経過した日」から発効する法定発効であり、指定日発効について議論するケースは少なかった。
- 令和7年度は、中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の日安に関する公益委員見解」（令和7年8月4日）に「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」との記載が盛り込まれた。これを踏まえ、地方最低賃金審議会でも、引上げ額だけでなく発効日についても議論が行われた結果、特に、中央最低賃金審議会が示した目安額に10円以上の上乗せをするなど、地域別最低賃金額の大幅な引上げがあった11県において、指定日発効とした結果、発効日が例年に比べ大幅に後ろ倒しされる傾向が見られた。
- 令和7年度は指定日発効が急増し、過半数の27府県で11月以降の発効となったほか、10月1日発効の栃木県から令和8年3月31日発効の秋田県まで発効日に大きなばらつきが生じた。
- さらに、6県において発効日が令和8年1月以降となったが、これらの県では、地方最低賃金審議会において、
 - ・ 地域別最低賃金引上げに伴う影響率が他地域と比べて高いこと
 - ・ これまで目安額どおりの引上げが続いてきたことから、令和7年度の大幅引上げは県内企業にとってインパクトが大きいことなどの点について公労使委員間で議論が行われた結果、発効日が例年と比べて

大幅に後ろ倒しされることとなったものである。

- 一方で、地域間の発効日の極端なばらつきは、最低賃金制度の全国的な整合性の観点のほか、一時的に地域間格差が拡大することや、仮に年度ごとに発効時期が大幅に変わるのであれば、労使双方の予見可能性を損なうおそれがあることなどの課題があるものと考えられる。
- 発効日の在り方については、一部の地方最低賃金審議会から、
 - ・ 地方に委ねることなく、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において責任をもって結論を導き出すよう要望する
 - ・ 中央最低賃金審議会において、発効日の在り方や留意すべき点などについて考え方を示した上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適当である
 - ・ 発効日の後ろ倒しを当該地域のみで実施した場合、他地域とのバランスの問題が生じるため、制度改正を含め、中央最低賃金審議会でも議論すべき等の意見や要望が出されている。
- 全員協議会の議論において、次のような課題意識が示された。
 - ・ 地方から、発効日をどのように決めれば良いのか分からないという声が多く上がっており、一定の目安を示してほしいという意見も聞かれる。地方最低賃金審議会の委員が考えるべき方向性や考慮要素をある程度明確に示す必要があるのではないか。
 - ・ 発効日の決め方について、地方最低賃金審議会の委員の中に迷いや混乱が生じているように思う。中央最低賃金審議会として地方最低賃金審議会に対し、期待していることをメッセージとして改めて示すべきではないか。
 - ・ 「支払い準備」の解釈が過度に柔軟に広がると発効日の後ろ倒しの歯止めがきかなくなるため、一定程度定義し、メッセージとして発出する必要があるのではないか。

(2) 発効日の後ろ倒しの背景と影響の確認

- 地域の実情を把握するため、まずは令和7年度の審議において、越年発効となった6県を含め発効日が後ろ倒しとなった府県の背景と賃上げへの影響を確認した。
(越年発効となった背景)
- 越年発効となった背景については、参考資料1のとおり、県により様々ではあるものの、熊本県を除く5県が、高い引上げ額に言及していた。
(発効日の後ろ倒しや越年発効の影響(企業や事業所への調査))
- 発効日が越年した県における求人賃金の状況について、ハローワークで受理したパートタイムの新規求人賃金を用いて確認したところ、3月発効の群

馬県・秋田県の両県において、令和7年度改定後の地域別最低賃金額を下回る求人の割合（未達求人割合）は、令和7年7月時点では約6割（群馬県：54.0%、秋田県：66.0%）であったところ、同年12月時点で約4割に減少し、令和8年1月時点で3割弱、2月時点で約1割となった（参考資料2）。

同じ企業を対象に継続して調査したものではないことに留意が必要であるが、本データを令和7年7月の未達求人割合に対する各月の未達求人割合の比率で見ると、群馬県（令和8年3月1日発効）の場合、令和7年12月で約7割（70.7%）、令和8年1月で5割、令和8年2月で1割弱（8.3%）に、秋田県（令和8年3月31日発効）の場合、令和7年12月で6割強（62.6%）、令和8年1月で約4割（40.6%）、令和8年2月で3割弱（28.9%）、令和8年3月に5%台（5.6%）となった。なお、本データはハローワークで受理した新規求人賃金に関するものであり、求人を出した企業が自社従業員の最低賃金近傍労働者の賃上げを行った時期を表したものではないことに留意する必要がある。

- 発効日が例年より後ろ倒しされたことの中小企業への影響に関して、独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査を用いた厚生労働省の集計によると、必ずしも地域別最低賃金額の改定による賃上げではない点に留意が必要²だが、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が例年より後ろ倒しされ令和7年11月から令和8年3月までの間であった27府県に本社のある中小企業のうち、約8割の企業が「賃金の引上げ時期に影響はない」と回答した一方、約2割の企業は「引上げ時期を遅らせた（遅らせる予定である）」と回答し、その割合は発効日が遅いほど高くなった。また、発効日が後ろ倒しされたことによる企業経営等への様々な影響について、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した一方、約1割の企業は「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答し、同じくその割合は発効日が遅いほど高くなった。（参考資料3）
- さらに、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県の労働局において、地域別最低賃金の引上げの影響率が高い6業種³の中小企業・小規模事業者に対し、発効日が後ろ倒しになったことによる賃上げ時期への影響や、その受止め等についてヒアリングを行った。発効日の後ろ倒しを踏まえて賃上げ時期を遅らせたか否かについては、いずれの県でも、「例年より遅らせた」とする事業者もいれば「例年どおり」とする事業者もいた。「遅らせた」事業者の理由として、「賃上げ原資の確保」等

² 発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関する厚生労働省の委託調査についても同様の点に留意が必要

³ ①製造業②運輸業・郵便業③卸売業・小売業④宿泊業・飲食サービス業⑤生活関連サービス業・娯楽業⑥サービス業（他に分類されないもの）

の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も多くあった。一方、「例年どおり」とする事業者の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」との回答が多く、他に、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（福島県、飲食業等）」、「四国4県に支社があるので、一番早いところに合わせて賃上げしている（徳島県、運輸業）」、「（賃上げ時期に期限のある）県の補助金を利用するため（群馬県、製造業）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（福島県、運輸業）」などの回答があった。また、発効時期が例年より後ろ倒しされたことの受止めとして、「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（熊本、生活関連サービス業）」、「人件費を削減できてありがたい（群馬、小売業等）」などの意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（秋田、飲食業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（徳島県、サービス業）」などの意見があった。（参考資料4）

（発効日の後ろ倒しや越年発効の影響（労働者への調査））

- 他方、発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関して、厚生労働省の委託調査によれば、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県に主な仕事の勤務先がある最賃近傍雇用者（ここでは、時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者を指す。）のうち、約4割の労働者が「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」と回答した一方、3割台半ばの労働者が「遅れた」と回答した。また、地域別最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響について、6割台半ばの労働者が「特に影響はなかった」と回答した一方、約2割の労働者が「時間あたり賃金が上昇する時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」、約1割の労働者が「時間あたり賃金が上昇する時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」と回答した。（参考資料5）
- また、同調査において、過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用者について、賃金が上昇した時期を確認したところ、「わからない」を除いて、「2025年10月」が3割台半ばと最も多く、「2026年4月」が1割台半ばと次いで多かった。これを令和7（2025）年度の地域別最低賃金の発効日別にみると、令和8（2026）年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」が4割弱と最も多く、令和8年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」が約3割と最も多く、「2026年3月」が3割弱と次いで多くなった。（参考資料6）

(3) 全員協議会における議論

- 発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第 14 条第 2 項に「公示の日から起算して 30 日を経過した日（公示の日から起算して 30 日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされている。
- こうした中で、望ましい発効日の時期や地方最低賃金審議会での審議における考慮要素等に関しては、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨を踏まえると、引上げ額と引き換えに発効日が後ろ倒しされるのは本末転倒であり、早期発効が重要であるという意見があった。また、法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り公労使で十分に議論した上で決定することを明確にすべきという意見があった。さらに、就業調整の問題など他制度の課題を最低賃金法の枠組みの中に持ち込むことは、最低賃金法の本来の趣旨を歪めるおそれもあるため、できる限り最低賃金法の目的に即して運用することが望ましいとの意見があった。
- 他方で、特に令和 7 年度においては、事業者の予想を大きく上回る高い引上げ幅となった地域もある中で、発効日が後ろ倒しされたことは、企業にとって、賃金原資の確保、給与規程の見直し、就業調整の抑制等の観点から一定の意義があったと考えられるという意見があった。また、発効日のばらつき自体が直ちに問題なのではなく、決定理由についての議論と説明が不十分だった点に課題があり、引上げ額と同程度の重みをもって発効日についても議論を尽くし、その理由を対外的に丁寧に説明することで納得性を高めることが重要であるという意見があった。さらに、地方最低賃金審議会が発効日について議論されたことは大きな進展だが、年度ごとに発効日が大幅に変動すると、労使ともに予見可能性を欠くとともに、年度によっては次の発効日までの期間が短くなることによるデメリットについても踏まえるべきであるという意見もあった。
- さらに、引上げ額と発効日の関係について、次の意見があった。
 - ・ 地方最低賃金審議会の審議では、金額と発効日を分けて議論するプロセスを踏むべきである。最低賃金法上も、地域別最低賃金額の決定原則（第 9 条第 2 項）と発効時期の規定（第 14 条第 2 項）が明確に分けられている。
 - ・ 中央最低賃金審議会の「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」（令和 7 年 8 月 4 日）で「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」と示した趣旨は、発効日を交渉材料にして良いということではなく、引上げ額についてしっかり議論し、引上げを着実に実行できる発効日を地方最低賃金審議会の公労使委員間であわせて議論して決めてほしいという趣旨である。

- ・発効日の設定次第で、額では最下位を回避しつつ、企業側の準備期間を確保するなど、発効日がいわば「交渉材料」として扱われている。発効日が後ろ倒しされることで、名目の引上げ額と実際の引上げ効果との乖離が生じる状況となることは共通の認識とすべきである。物価上昇局面で発効日が遅れると、実質的な引上げ効果は更に低くなる。

(4) 対応方針

- 公労使委員それぞれが、発効日が引上げ額との間で「交渉材料」となっていることへの課題意識や、地方最低賃金審議会における公労使委員間の建設的な議論につながる基盤や指針を示すべきではないかとの認識を示した。そこで、議論を踏まえて、発効日の在り方について、次の基本的考えを確認した。
 - ・発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされており、指定日発効⁴とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。
 - ・発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とするべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。
 - ・指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。

4 その他

その他、ランク区分の見直しや、EU指令についての考え方に関して、委員から以下のような意見が出された。

⁴ 曜日の都合等により1日～数日程度ずらすようなケースは除く。

(1) ランク区分の見直し

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・現在のランク区分は、額差の幅が大きいBランクと、ほとんど幅のないCランクという構造になっており、目安の示し方として、現在のABC区分が妥当なのか改めて検討の余地がある。次の見直しでは、現在のABC区分を前提とした入替えにとどまらず、ランク制度のフレームそのものの在り方について幅広く検討する必要がある。
 - ・ランク区分そのものが、地域間格差を生む一つの要因になっている側面がある。次の見直しでは、どのような指標や考え方に基づいてランクを区分するか、その手法自体についても検証する必要がある。

(2) EU指令についての考え方

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・EU指令で示された賃金の中央値の60%や平均値の50%等の水準について議論する際は、均等待遇の見地から、所定内給与だけでなく特別給与も加味して見る必要がある。
 - ・物価や賃金が大きく変動する時代における合理性のある最低賃金の水準について、労働者の生計費や通常の事業の賃金支払能力の観点から、名目上の水準値がどれほど実質的な意味を持つのかについて、今後の議論の中で意識する必要がある。
 - ・日本と諸外国の賃金制度の違いや、OECDによる国際比較において各国のデータに含まれる賃金の範囲等を精査した上で議論を尽くす必要がある。

5 今後の取組について

- 中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会に対し、令和8年度以降、2及び3の考え方を踏まえた審議を行うことを要望する。
- 4(1)及び(2)について、全員協議会で引き続き議論を行うことで合意した。

発効日を令和8年1月1日以降に指定した県の根拠

都道府県名	発効日指定の根拠
秋田県 (令和8年3月31日) 【1,031円、 +16円(+8.4%)】 (参考) 影響率：29.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであることや、最賃引上げの影響率は全国でも高い水準にあり(令和6年度全国3位)、令和7年度の引上げで更に影響率が高まることが想定。 ・このような状況から、<u>企業の準備期間を十分に確保する必要性が他県と比較しても高く、制度上可能な最大限の準備期間を確保。</u>
群馬県 (令和8年3月1日) 【1,063円、 +15円(+7.9%)】 (参考) 影響率：18.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで目安を大幅に超える改定を行っていなかったことを受け、<u>企業の準備期間を十分確保する必要性がある一方、企業における給料の締め日の状況や「1日」という県民への分かりやすさの観点</u>を踏まえて、<u>最大限の準備期間を確保。</u>
福島県 (令和8年1月1日) 【1,033円 +15円(+8.2%)】 (参考) 影響率：21.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に例を見ない大幅な引上げであること、<u>官公需を含めた価格転嫁などの見直しが必要になること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>
徳島県 (令和8年1月1日) 【1,046円 +3円(+6.7%)】 (参考) 影響率：27.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・2年間で150円という全国でも例のない大幅引上げとなるため、<u>十分な準備期間を確保する必要があること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>
熊本県 (令和8年1月1日) 【1,034円、 +18円(+8.6%)】 (参考) 影響率：21.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・8月10日からの大雨で県内に大きな被害が生じたため、使側は復旧に時間を要するとして令和7年度は例年よりも指定日発効を強く要望した。労側は当初、最賃と今回の大雨被害は別の問題として早期発効を求めたものの、<u>被害状況を踏まえて令和7年度に限った特殊事情として最終的に同意し、答申時期も考慮して発効日を1月1日とすることで労使が合意。</u>
大分県 (令和8年1月1日) 【1,035円、 +17円(+8.5%)】 (参考) 影響率：27.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであること、最賃引上げの影響も令和6年度時点で27.6%と高い水準であったが、令和7年度の引上げで更に高まること、<u>年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>

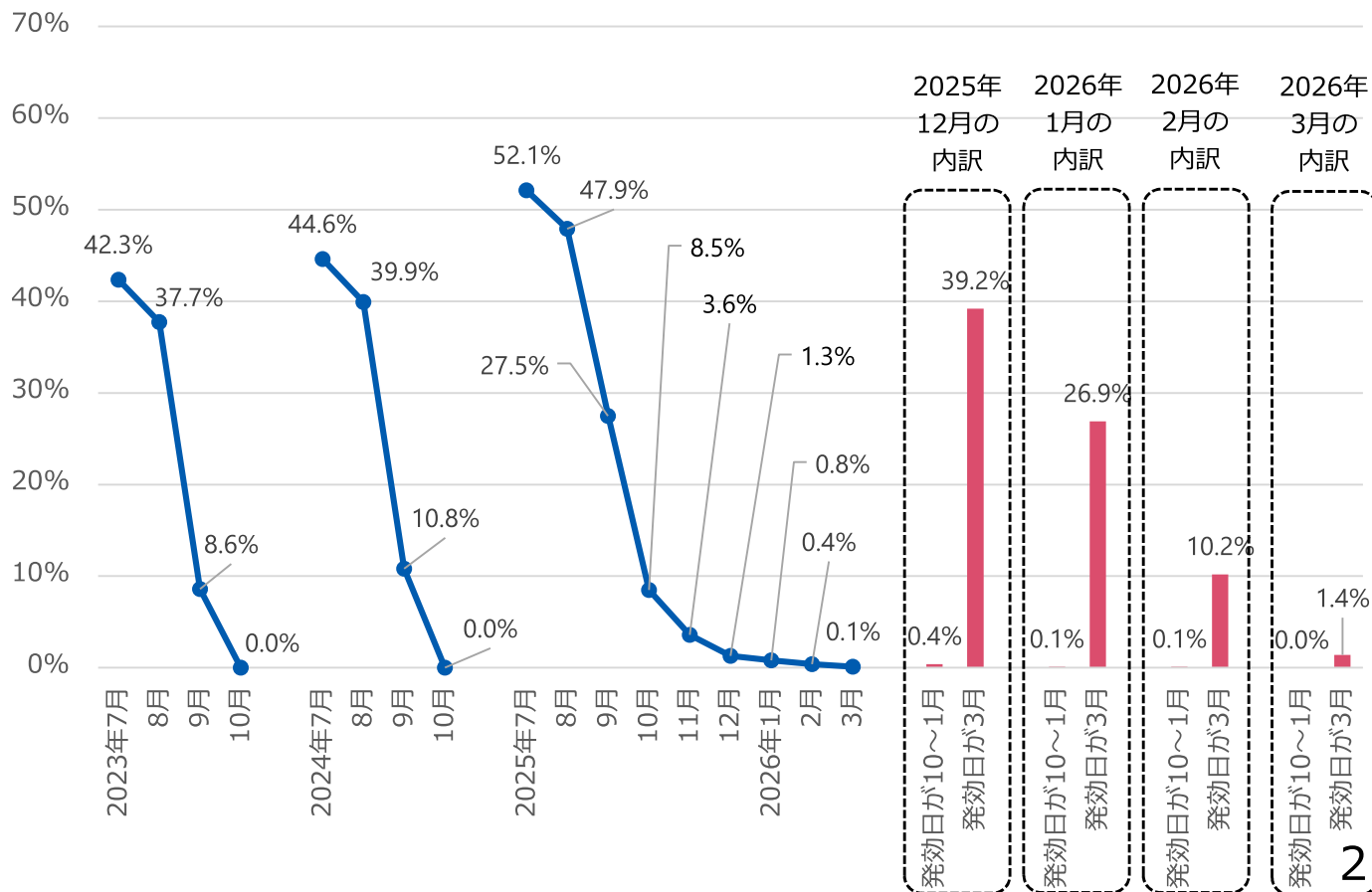
(注) 影響率は、「令和6年最低賃金に関する基礎調査」によるもので、令和6年度の各地方最低賃金審議会で使用された調査結果から算出した数値(全国平均23.2%)。事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)が調査対象。

2 発効日について 引上げ後の最低賃金を下回ることとなるパートタイム求人の割合 (2025年7月～26年3月、新規求人、一般パートタイム、全国平均)

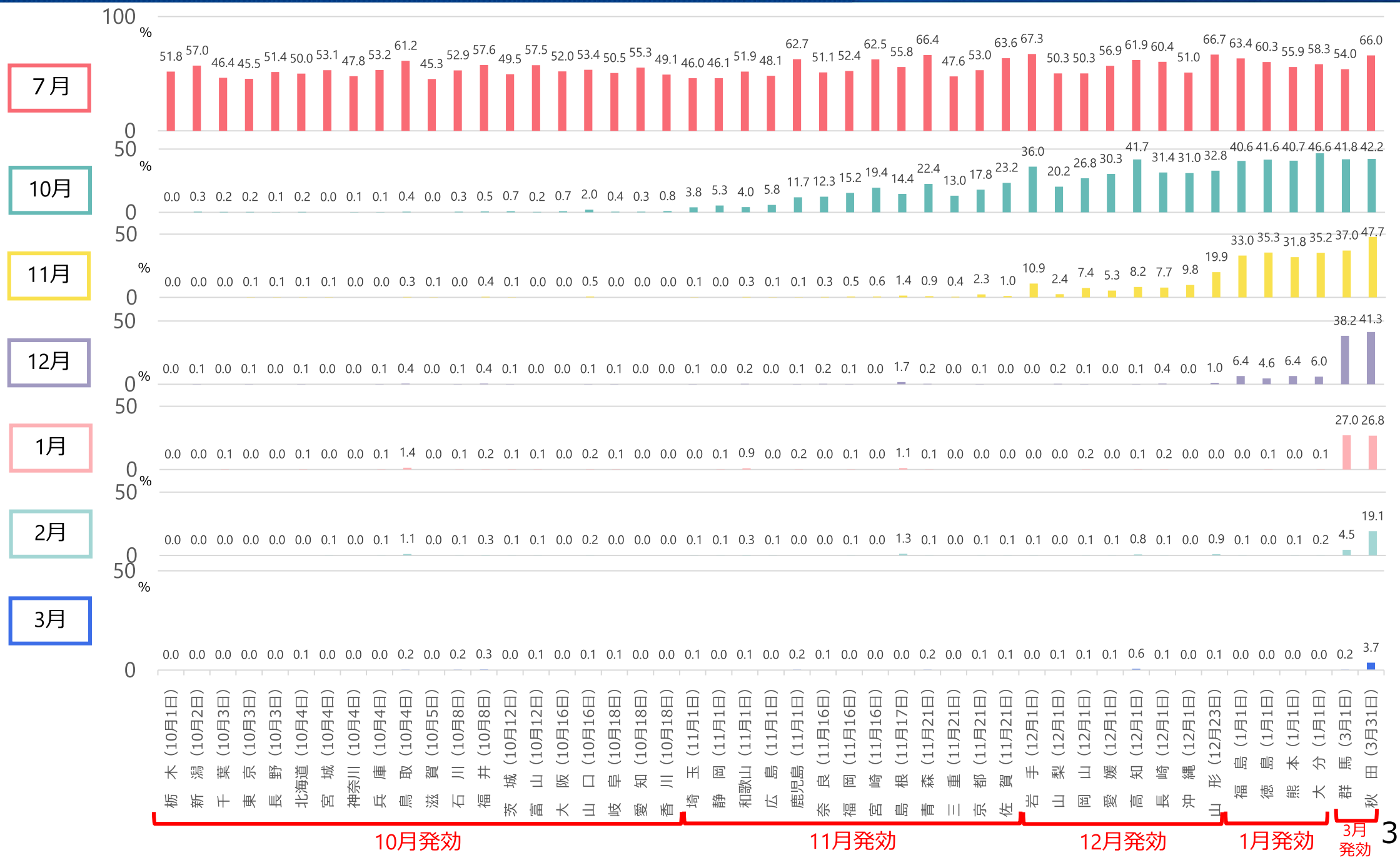
- ハローワークで受理したパートタイムの求人賃金を用いて、引上げ後の最低賃金を下回ることとなる求人の割合（以下、「未達求人割合」という。）を特別集計した。最低賃金との比較に用いる求人賃金は、各求人に記載された「支給額（基本給＋定額的に支払われる手当）」における「下限額」を用いた。
- 令和7年度の全国平均の未達求人割合は、2025年7月は52.1%、8月は47.9%、9月は27.5%、10月は8.5%、11月は3.6%、12月は1.3%、2026年1月は0.8%、2月は0.4%、3月は0.1%となっている。発効日が3月の2県の未達求人割合についてみると、2025年12月は39.2%（発効日が10～1月の45都道府県では0.4%）、2026年1月は26.9%（同0.1%）、2月は10.2%（同0.1%）、3月は1.4%（同0.0%）となっている。
- ※ 既に引上げ後の最低賃金が発効している都道府県であっても、月の後半に発効する場合や夜間の守衛など断続的労働に関する減額特例のケースも含まれることから、割合が0%になっていない場合もあることに留意。

	新規パート 求人数 (全体)	支給額(下限額) が引上げ後の最低 賃金を下回ること となる求人数
2023年7月	320,100	135,536
8月	332,922	125,572
9月	326,980	28,052
10月	361,178	351
2024年7月	322,866	144,038
8月	296,312	118,324
9月	311,026	33,628
10月	362,915	600
2025年7月	315,590	164,322
8月	277,463	132,797
9月	297,333	81,833
10月	333,179	28,240
11月	273,522	9,807
12月	295,966	3,842
うち発効日10月～1月	288,901	1,069
うち発効日3月	7,065	2,773
2026年1月	347,209	2,667
うち発効日10月～1月	338,240	253
うち発効日3月	8,969	2,414
2026年2月	308,324	1,084
うち発効日10月～1月	300,350	272
うち発効日3月	7,974	812
2026年3月	306,624	263
うち発効日10月～1月	298,527	146
うち発効日3月	8,097	117

未達求人割合(全国)の推移



2 発効日について 各都道府県の未達求人割合（%）の動向 （発効日順、求人の就業地別、2025年7月、10月～26年3月）



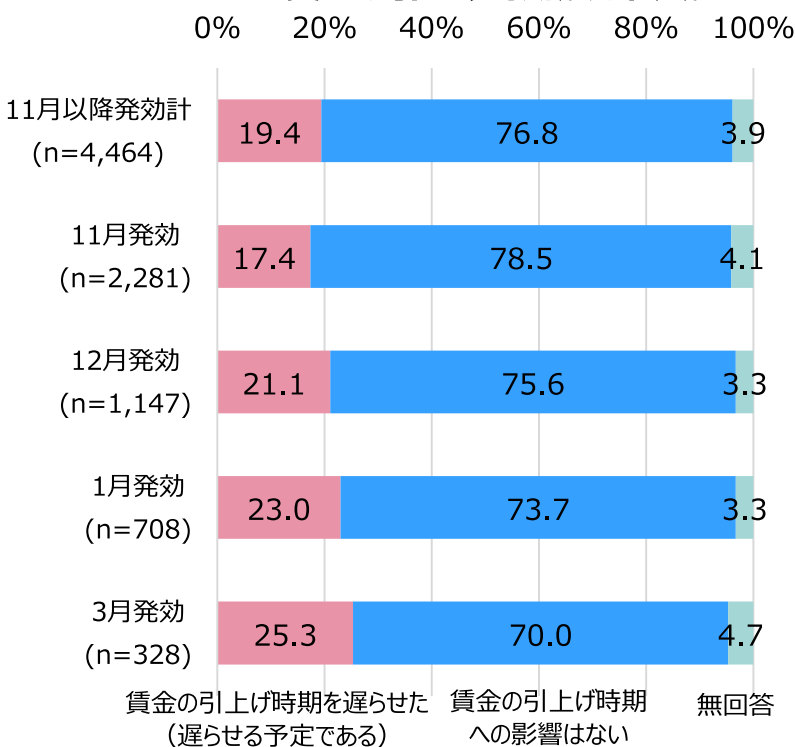
2 発効日について

2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの中小企業への影響

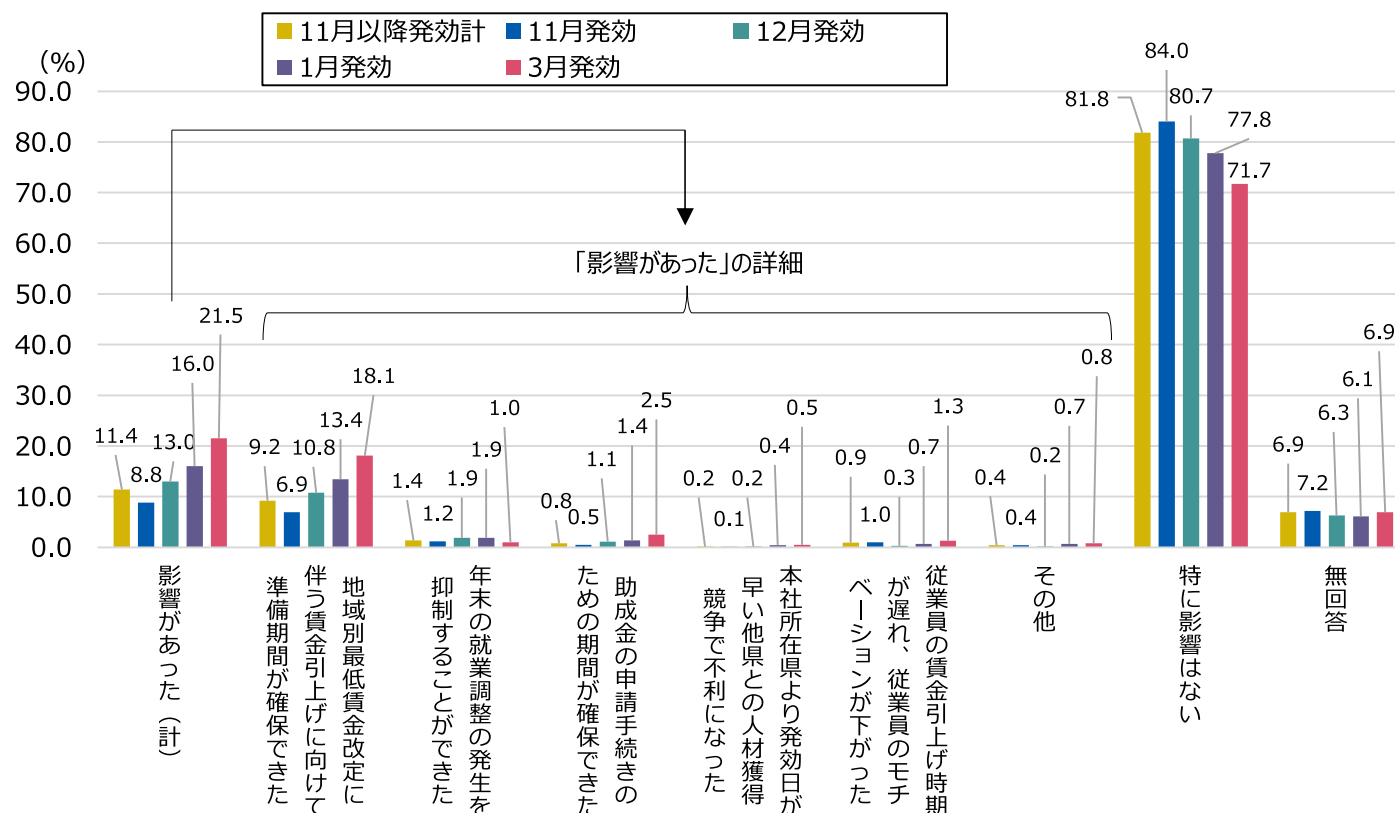
- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く11月から翌3月までの間であった27府県に本社のある企業のうち、「発効日の遅れに伴い賃金の引上げ時期を遅らせた（または遅らせる予定である）」と回答した企業の割合は約2割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。
- 発効日が遅くなったことによる影響については、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した。「影響があった」と回答した企業は約1割であり、発効日が遅いほどその割合は高い。何らかの影響があったと回答した企業の中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答した企業が全体の約1割と最も多く、さらに、発効日が遅いほどその割合は高い。

発効日が遅くなったことに伴い

賃金の引上げ時期が遅れたか



発効日が遅くなったことによる影響 (複数回答)



(資料出所) JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2025年)の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。

調査対象は従業員規模1人以上300人未満の企業。調査期間は2026年1月23日～2月20日(3月末までに到着した調査票を集計)。

(注) 集計対象企業(8,754社)のうち、本社所在地が、2025年度の地域別最低賃金の発効日が2025年11月1日以降であった、青森、埼玉、静岡、三重、京都、奈良、和歌山、島根、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島(以上、11月発効)、岩手、山形、山梨、岡山、愛媛、高知、長崎、沖縄(以上、12月発効)、福島、徳島、熊本、大分(以上、1月発効)、秋田、群馬(以上、3月発効)のいずれかである企業(4,464社)について集計。「発効日が遅くなったことによる影響(複数回答)」(右図)の「影響があった(計)」は、合計から「特に影響はない」と「無回答」を控除したもの。なお、「発効日が遅くなったことに伴い賃金の引上げ時期が遅れたか」の「賃金の引上げ時期への影響はない」は、必ずしも、最低賃金の改定による賃上げではない点に留意が必要。

- 発効日が越年した6県（秋田、群馬、福島、徳島、熊本、大分）において、最低賃金引上げの影響率が高い6業種（※）の従業員数概ね300人未満の中小・零細事業者（又は各事業所の人事労務責任者）に対し、発効日が後ろ倒しされたことによる賃上げへの影響等についてヒアリングを行った（1県当たり30～40事業所）。

（※）①製造業、②運輸業・郵便業、③卸売業・小売業、④宿泊業・飲食サービス業、⑤生活関連サービス業・娯楽業、⑥サービス業（他に分類されないもの）

秋田県（発効日：令和8年3月31日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模20～49人、50～99人の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。
- 賃上げ時期を遅らせたメリットとして、準備期間のほか、「約半年分、賃上げ分の支払いがなかったことはありがたい（生活関連サービス業・娯楽業）」、「業績の低迷を抑えられた（同）」等の意見があった。また、「価格転嫁がすぐにできない業種なので、準備期間が長く取れてよかった（運輸業）」等の意見もあった。
- 一方で、「例年遅れると、県内でも体力のある企業とそうでない企業に差が生じ、体力のない企業はますます採用が厳しくなる（宿泊業）」など、メリットとともにデメリットを指摘する意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所は、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする答えが多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きいため、（発効日が後ろ倒しになったことで）対策を取ることができた（生活関連サービス業）」とする意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（飲食業）」、「令和8年度の発効時期を考えると、3月末まで遅らせる必要はなかった（卸売業・小売業）」とする意見もあった。

群馬県（発効日：令和8年3月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「1～4人」、「5～9人」の事業所を中心に、約50の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。また、「遅らせた」とする事業所の中には、「群馬県の賃上げ補助金を利用するために例年より1か月だけ遅らせた（製造業）」（※）との意見もあった。当該事業所は、「県の補助のおかげで大幅な賃上げだという気持ちにならず対策を練れた」と回答。
（※）当初、令和7年11月末までに賃上げを行った事業所が対象となっていた。
- 「例年どおり」とした事業所の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多く、ほかに、「群馬県の賃上げ補助金を利用するため（製造業）」、「早期の賃上げが社員のやる気につながる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「人件費を削減できてありがたい（小売業等）」、「提供するサービスの単価を上げるなど賃上げ原資確保に向けた対応ができた（生活関連サービス業）」、「取引先によっては人件費上昇分の価格転嫁にすぐに対応してもらえないので、交渉期間があってよかった（製造業）」などの意見があった。一方で、「会社としては助かるが、従業員からは不満が出ると感じる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

福島県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。遅らせたメリットとして、「人件費を抑制できた」とする意見が多くあったが、「10月発効の県にも事業所があるため、会社として2度の対応が必要になった（運輸業）」ことを課題として挙げる事業所もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（飲食業等）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（運輸業）」などの意見もあった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きかったので、（発効日まで）余裕ができたのは利点だが、10月発効の県に所在する事業所は10月に賃上げを行ったため、2度の対応が煩雑だった（運輸業）」等の意見があった。

徳島県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との意見が多くあった。遅らせたメリットとして、「事務的な準備期間のほか、人件費抑制の面でも助かった（飲食業）」、「パート労働者の就業調整を避けられた（製造業）」等の意見があった。また、「県内の下請けとの関係で、1月1日の発効日に合わせて価格転嫁に応じることで（まとめて）対応した（製造業）」との意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「香川が本社で四国4県に支社があるので、金額が一番高いところ、発効日は一番早いところに合わせて賃上げしている（運輸業）」との意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃金改定の手続きに要する時間が確保できた（製造業）」、「決定から発効まで3か月程度あった方が良いので、今回の1月はよかった（運輸業）」と評価する意見があった一方で、「四国4県に支店があるため、県ごとにばらばらにならない方が良い（卸売業、小売業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（サービス業）」との意見もあった。

熊本県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。その他、「賃金規程の見直しのため（卸売業・小売業等）」や「発注先と契約料金アップの交渉を行ったため（サービス業（他に分類されないもの）」、「新年度の契約更新時に人件費等の価格転嫁を行うため、10月に賃上げすると半年分の人件費増加分を自社で先行負担する必要があるが、その先行負担分を減らすため（同）」などの回答があった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（生活関連サービス業）」、「人件費支出を3か月分抑制できたため、収益にプラスとなった（小売業）」、「価格転嫁や契約見直しの準備期間を確保できた（サービス業（他に分類されないもの）」との意見があった一方で、「『最低賃金改定済み』と他県のニュースが先行して流れるので、従業員への説明が必要になった（生活関連サービス業）」などの意見もあった。
- 他県よりも後ろ倒しになったことについて、「佐賀県にも事業所があるので、発効時期を統一してほしい（運輸業）」、「（全国に店舗があるが）賃金計算は本社一括で対応するため、発効日がばらばらだと担当者の業務が煩雑になる。発効日又は月を統一してほしい（小売業）」との意見があった。

（その他）

- 発効日の周知に関して、「今回、例年の10月から後ろ倒しとなった正式な理由もよくわからない。毎年変わるなら、企業側への説明も必要ではないか（製造業）」との意見があった。

大分県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「最低賃金の発効時期に合わせた」との回答が多かったが、ほかに、「上げ幅が大きかったのでバランスを取るため全社的な賃上げを行ったことから準備期間が必要だった（製造業）」等の意見があった。
- 「遅らせた」利点として、「資金繰りなどの準備ができた（製造業）」、「（発効日の前日までが申請期限となっている）業務改善助成金を有効に活用できた（生活関連サービス業）」等の意見が出された。他方で、「（発効時期が異なる）他県にも支店があるため、従業員同士で不公平感が生まれる可能性がある（運輸業）」等の意見もあった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

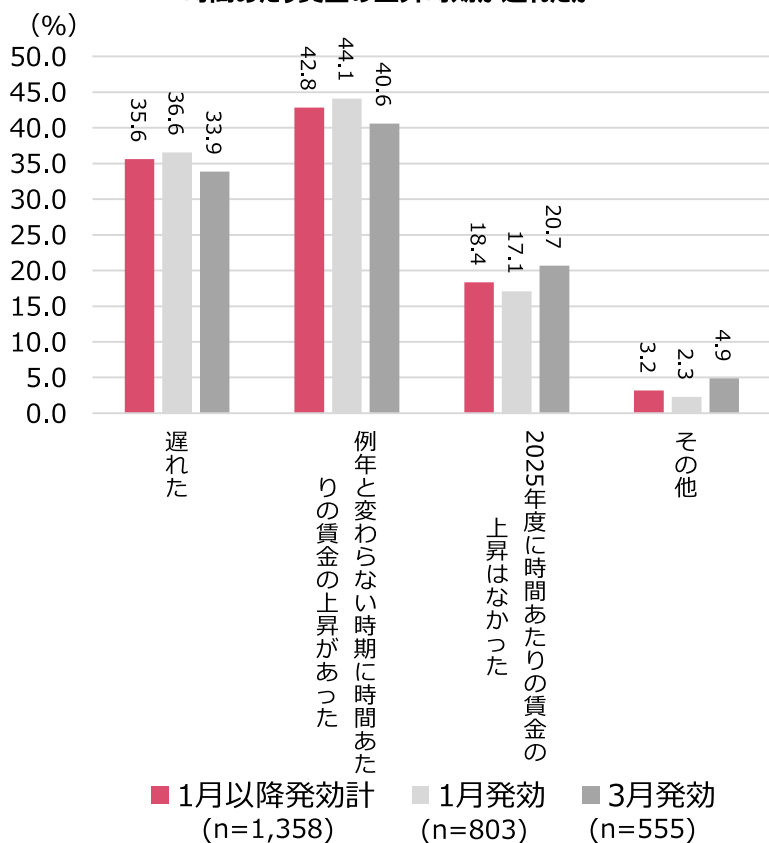
- 「利点があるので、もっと遅らせても良い（製造業）」、「上がり幅が大きいのので、中小・零細企業の資金繰りを考えると納得（製造業）」などの意見がある一方で、「他県に営業所があるので、できれば発効日は全国一律にしてほしい（運輸業）」、「（複数県で事業展開しているため、）都道府県によって発効日が異なると賃上げのタイミングが何度もあり、担当部署にとって負担（飲食業）」、「他県と発効日が異なる場合には余裕をもって周知してほしい」等の意見もあった。

2 発効日について

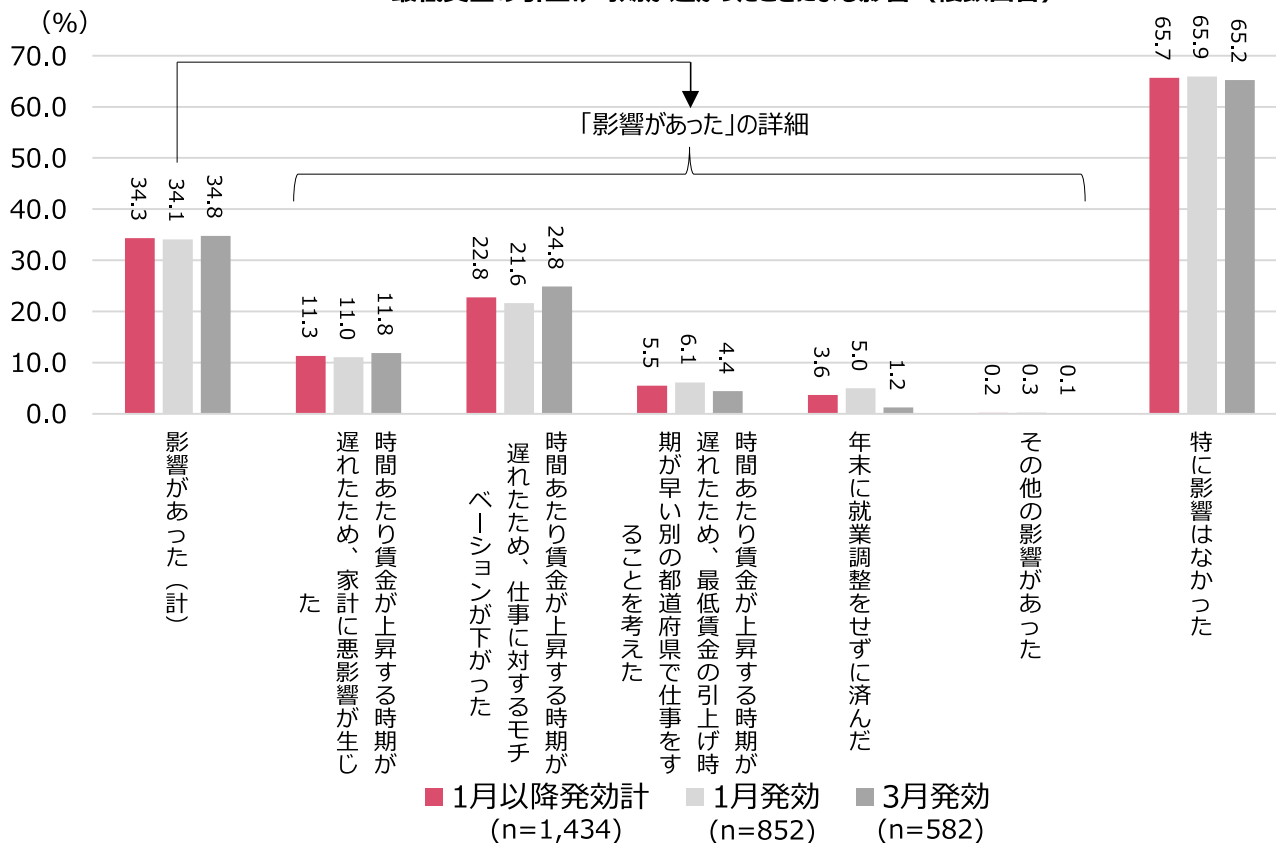
2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの最賃近傍雇用者への影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者に対し、最低賃金の引上げ時期が遅れたことにより時間あたり賃金の上昇時期が遅れたかを尋ねたところ、「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」が42.8%、「遅れた」が35.6%であった。
- 最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響を尋ねたところ、「特に影響はなかった」が65.7%、「影響があった」は34.3%であった。何らかの影響があったと回答した中では、「時間あたり賃金が上昇する時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」が最も多く22.8%、次いで「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」が11.3%となっている。

時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか



最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）

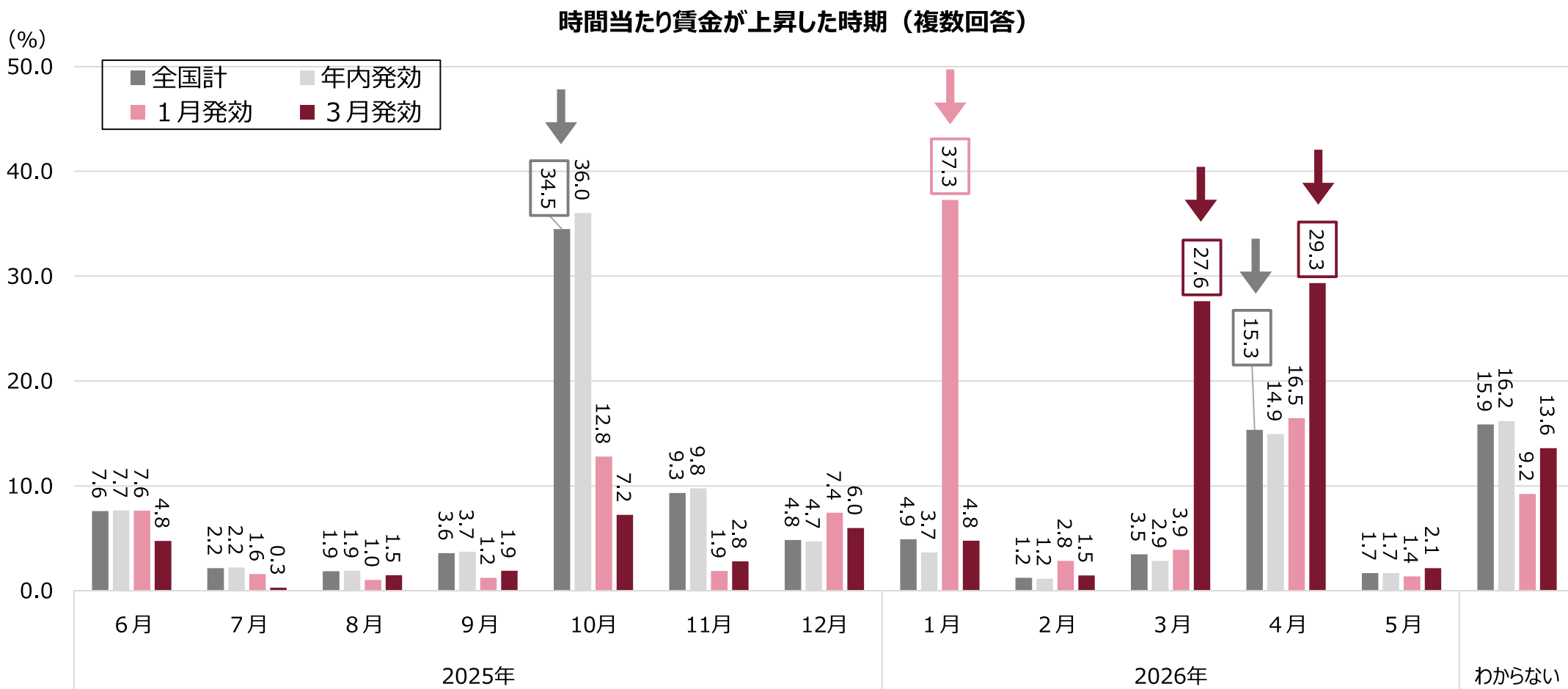


(資料出所) 株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2026年、厚生労働省委託事業)の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。調査対象は時間あたり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者(最賃近傍雇用者)。調査期間は2026年5月1日~15日。WEB上でのモニター調査。集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。

(注) 2025年度における最低賃金の引上げが例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県(2026年1月:福島、徳島、熊本、大分、2026年3月:秋田、群馬)に主な仕事の勤務先がある労働者について集計。()内は集計に用いた復元前のサンプル数を示す。「時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか」については、本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者(1月以降発効計の1,434サンプル中76)を除いて集計した。「最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響(複数回答)」(右図)の「影響があった(計)」は、合計から「特に影響はなかった」を控除したものの。

2 発効日について 発効日別にみた最賃近傍雇用者の時間当たり賃金が上昇した時期

- 過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用者について、賃金が上昇した時期は、「わからない」を除いて、「2025年10月」(34.5%)が最も多く、「2026年4月」(15.3%)が次いで多い。これを2025年度の最低賃金の発効日別にみると、2026年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」(37.3%)が最も多く、2026年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」(29.3%)が最も多く、「2026年3月」(27.6%)が次いで多くなっている。



(資料出所) 株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2026年、厚生労働省委託事業)の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。調査対象は時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者(最賃近傍雇用者)。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。

(注) 本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者(全4,033サンプル中76)を除いて集計した。有効回答者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者(全体の56.3%(復元処理後の集計値))について集計。「1月発効」は福島、徳島、熊本、大分の各県(集計に用いたサンプル数は復元前510)、「3月発効」は秋田、群馬の各県(同389)、「年内発効」はそれら以外の41都道府県に勤務地の所在する者を指す。複数回答であるため、年に2回以上賃金の上昇があった場合には、複数の時期を回答しているケースも存在する。このため、回答割合の合計は100%を超える。

価格交渉促進月間（2026年3月） フォローアップ調査結果

令和8年6月26日
中小企業庁

2026年3月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2026年3月で10回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉・転嫁の実施状況等について、中小企業に対し、①アンケート調査、②取引Gメンによるヒアリングを実施。必要に応じて業所管大臣名での行政指導等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、2025年10月～2026年3月末までの期間における、発注者（最大3者分）との間の価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先は、経済センサスの産業別・都道府県別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 **2026年4月20日～6月3日**

○回答企業数 **69,625社**（回答から抽出される**発注企業数**は延べ**91,233社**）

※回答企業のうち、BtoC取引のみであり発注者となる取引先がないなどの理由により、回答対象外の企業は10,774社

※参考：**2025年9月調査**：**69,988社**（延べ86,538社）

2025年3月調査：**65,725社**（延べ76,894社）

○回収率 **23.2%**（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2025年9月調査：**23.3%**、2025年3月調査：**21.9%**

②取引Gメンによるヒアリング調査

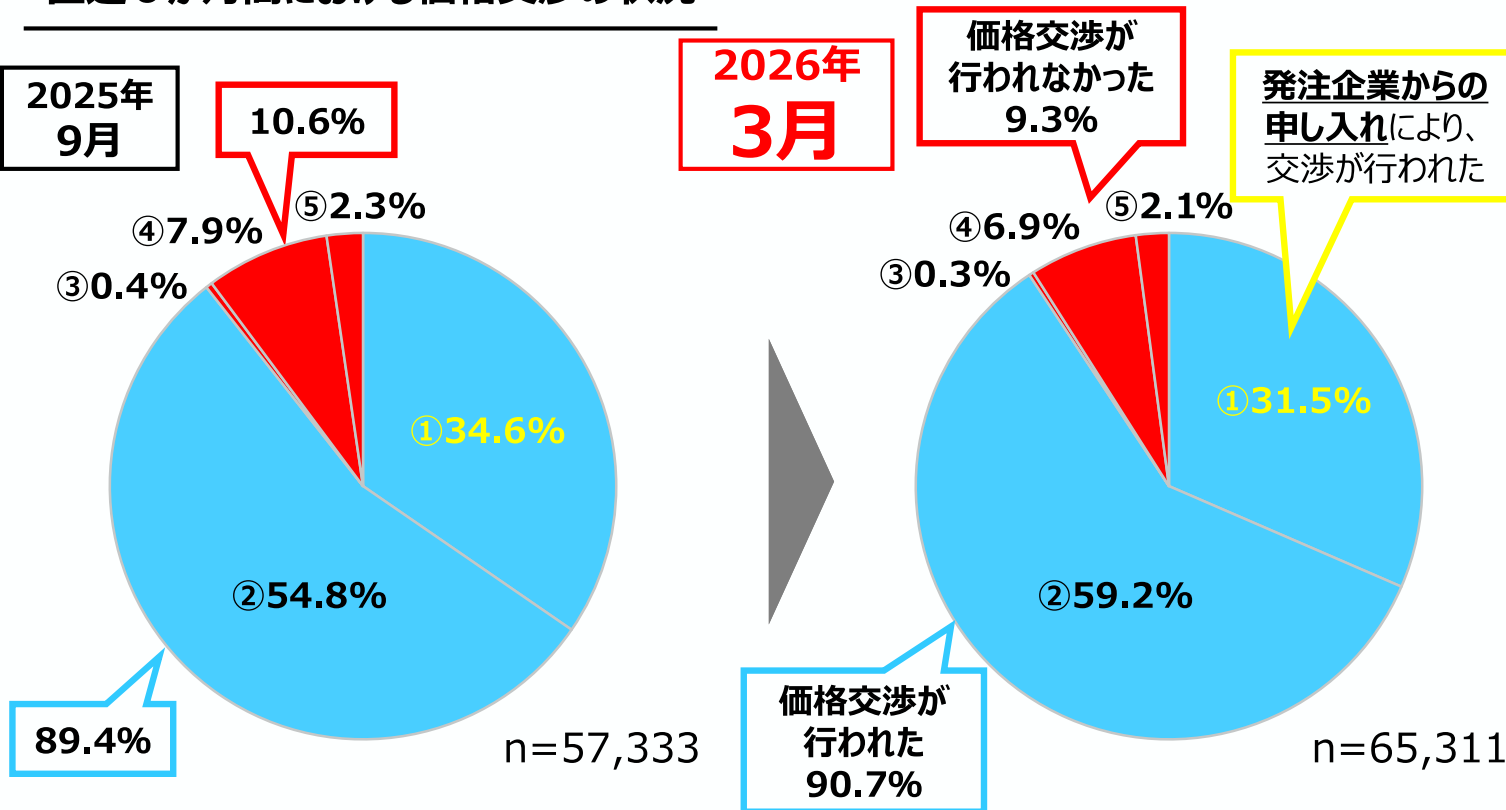
○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

価格交渉の状況

- 「**価格交渉が行われた**」割合（①②）は前回から約**1ポイント増加**し、**9割を超過**（前回89.4%→90.7%）。
- 「**発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた**」割合（①）は、前回から約**3ポイント減**の**31.5%**。
- 「**価格交渉が行われなかった**」割合（③④⑤）は前回から**微減**（前回10.6%→9.3%）。
 - **価格交渉は浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止**を盛り込んだ「**中小受託取引適正化法**」の着実な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる**機運醸成が重要**。

直近6か月間における価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、 発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、 発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、 受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

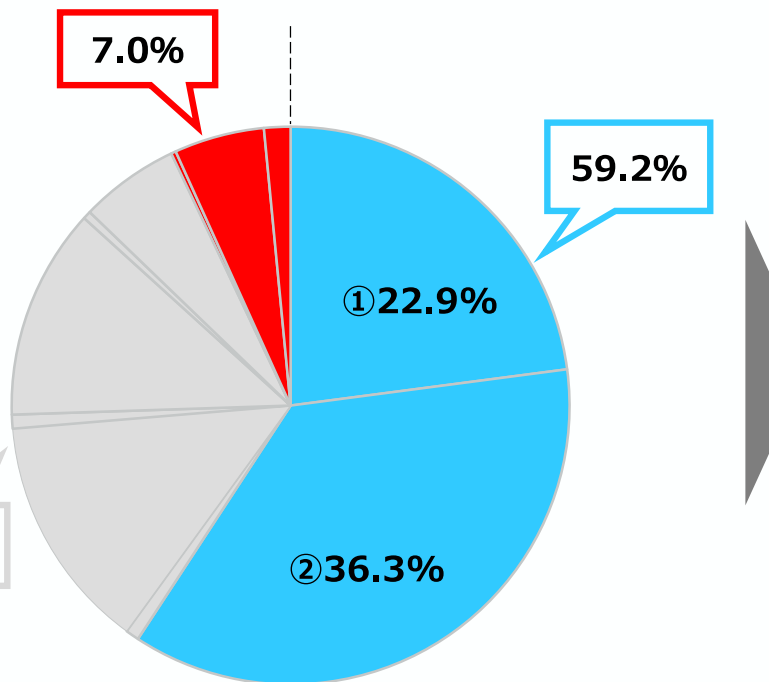
※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
 ※本調査の回答は、取適法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

【参考】「価格交渉不要」の回答を含めた場合の回答分布

- 発注企業との価格交渉が行われた割合は、約 **6割** となり、前回から増加（前回59.2%→**64.9%**）。
- 「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、**2割超**（前回22.9%→**22.5%**）。
- 「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は横ばい（前回7.0%→**6.7%**）。

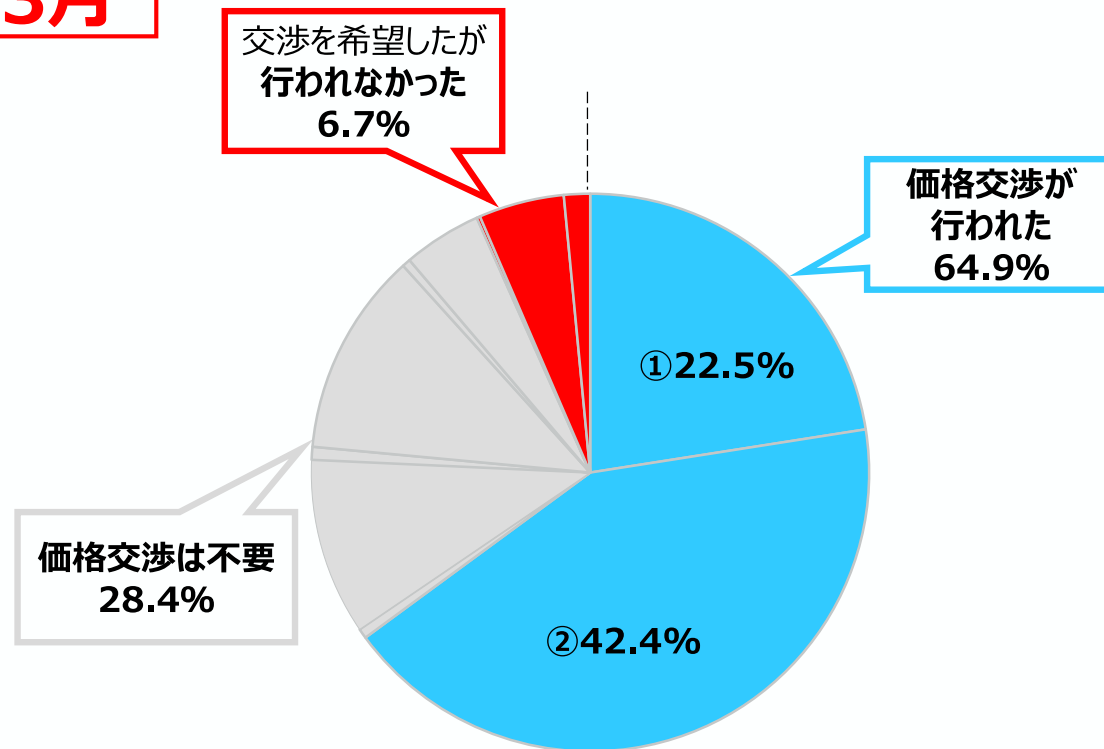
直近6か月間における価格交渉の状況

9月



n= 86,538

3月



n=91,233

【参考】価格交渉【アンケート回答項目と回答分布】

直近6か月間における価格交渉の状況

9月

3月

n=86,538

n=91,233

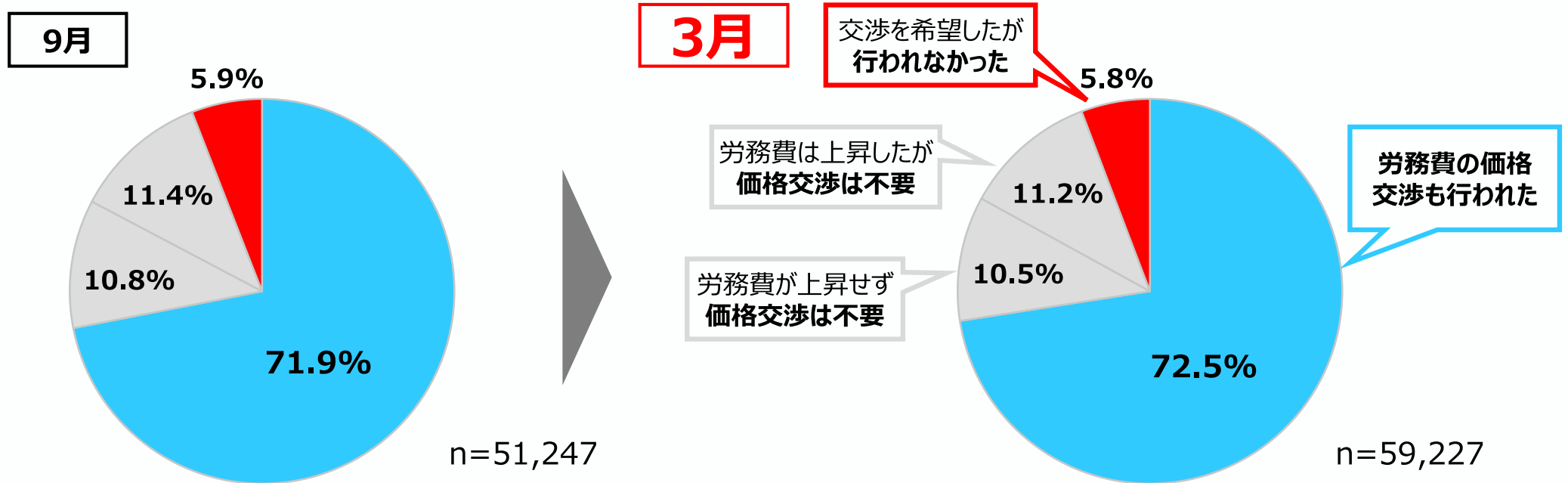
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	22.9%	22.5%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	36.3%	42.4%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.8%	0.6%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	13.7%	10.2%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.8%	0.8%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	12.3%	11.8%
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.5%	0.5%
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	5.8%	4.5%
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	0.2%
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	5.2%	5.0%
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	1.5%	1.5%

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査（同指針は2025年12月に改定）。

- 価格交渉が行われた企業（64.9%）のうち **7割超**において、**労務費についても交渉を実施**。
- 一方で、「**労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった**」企業も依然として存在（前回5.9%→5.8%）。
 - 公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



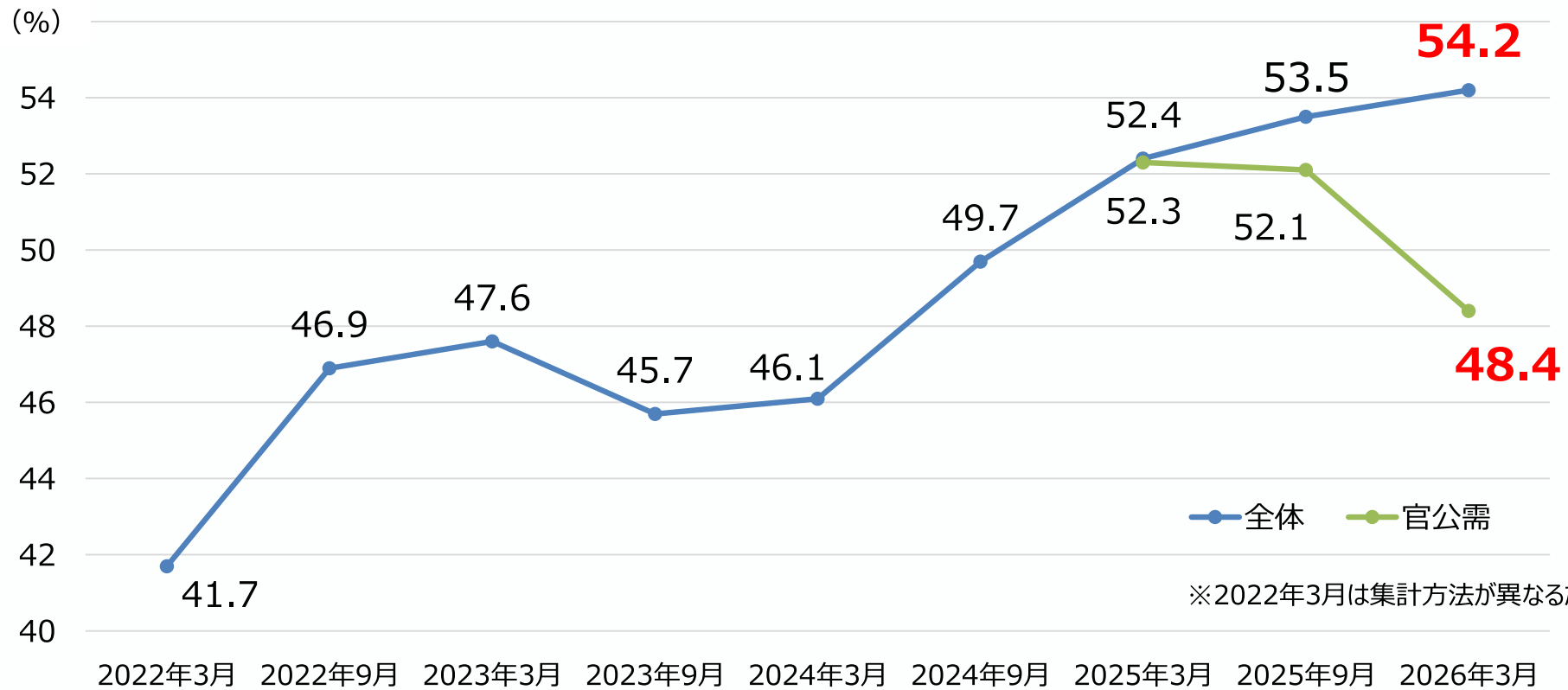
アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ OEMや業界団体が示す比率（価格上昇率・労務費率など）を一方向的に採用され、**実際の価格上昇分の一部しか転嫁できなかった**。個別交渉をお願いしたが応じてもらえなかった。
- ▲ 資料を揃えて労務費の交渉を申し入れたが、**最低賃金の上昇分すら転嫁を認めてもらえなかった**。

価格転嫁の状況

- コスト全体の価格転嫁率は**54.2%**。昨年9月時点より**約1ポイント増加**（前回53.5%→**54.2%**）。
- 官公需取引に限った場合の価格転嫁率は、前回から約4ポイント低下し、**48.4%**（前回52.1%）。

価格転嫁率の推移



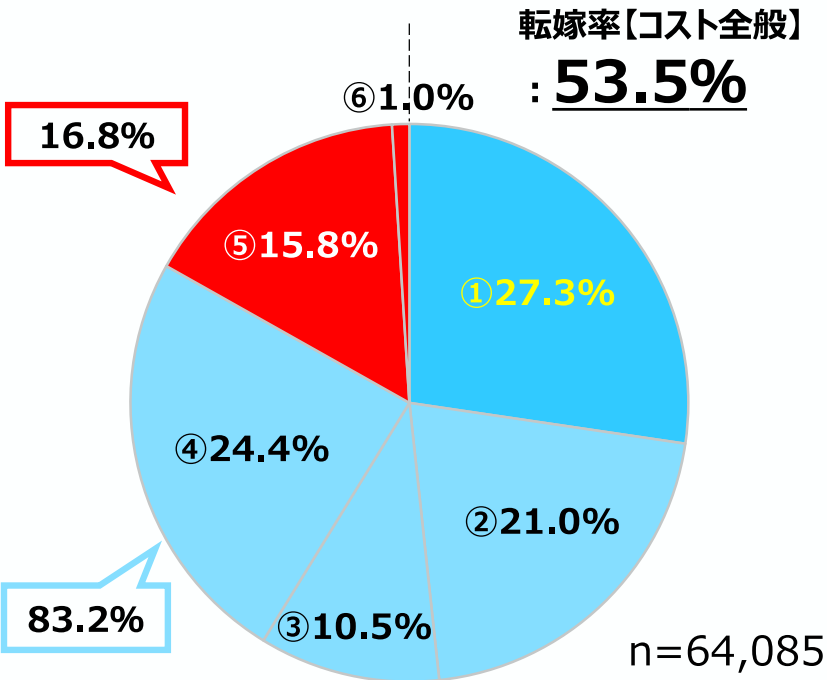
価格転嫁の状況【コスト全般】

- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は8割超。「全額転嫁できた」割合（①）は3割弱。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は横ばいの状況（前回16.8%→16.0%）。
 - 価格転嫁の状況はほぼ横ばいであり、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況

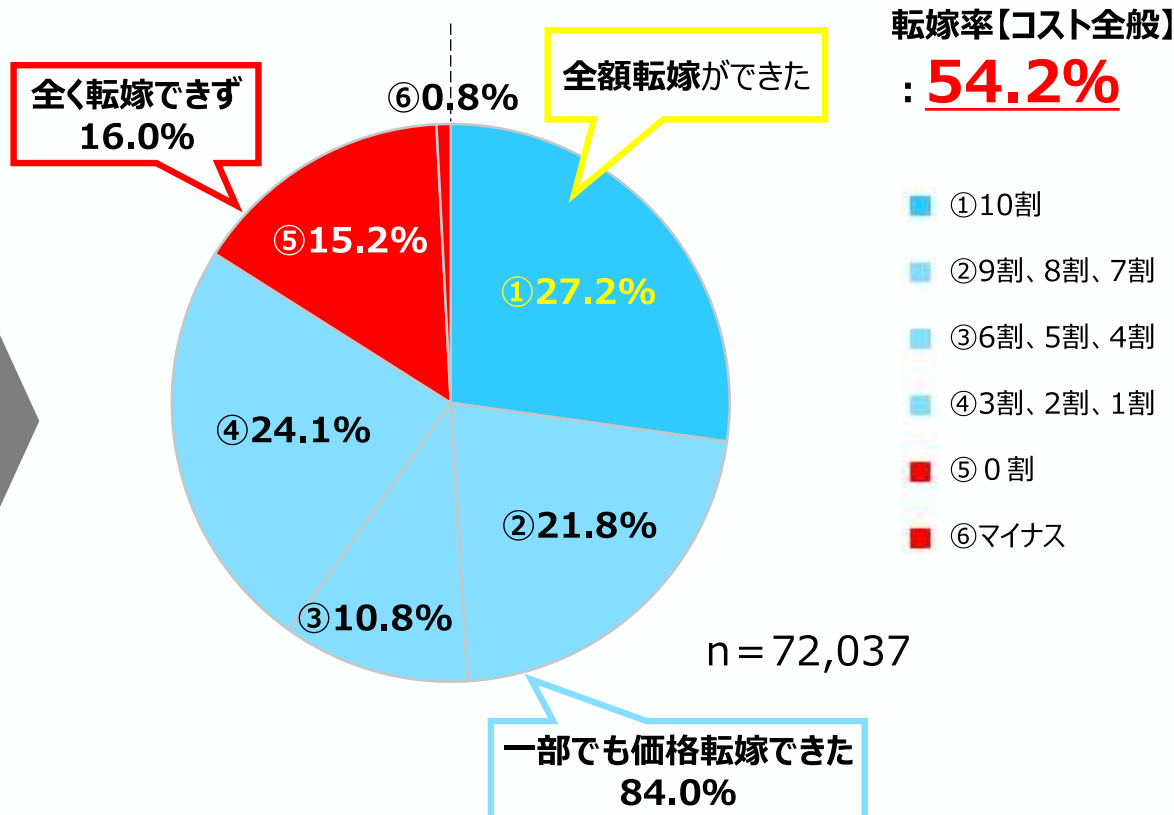
9月

転嫁率【コスト全般】
: **53.5%**



3月

転嫁率【コスト全般】
: **54.2%**



※ 「価格転嫁不要」の回答を除いた分布。

【参考】「価格転嫁不要」の回答を含めた回答分布

- 「全額転嫁できた」割合は、引き続き、約2割程度。「一部でも転嫁できた」割合は、7割弱。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は横ばいの状況（前回12.5%→12.6%）。

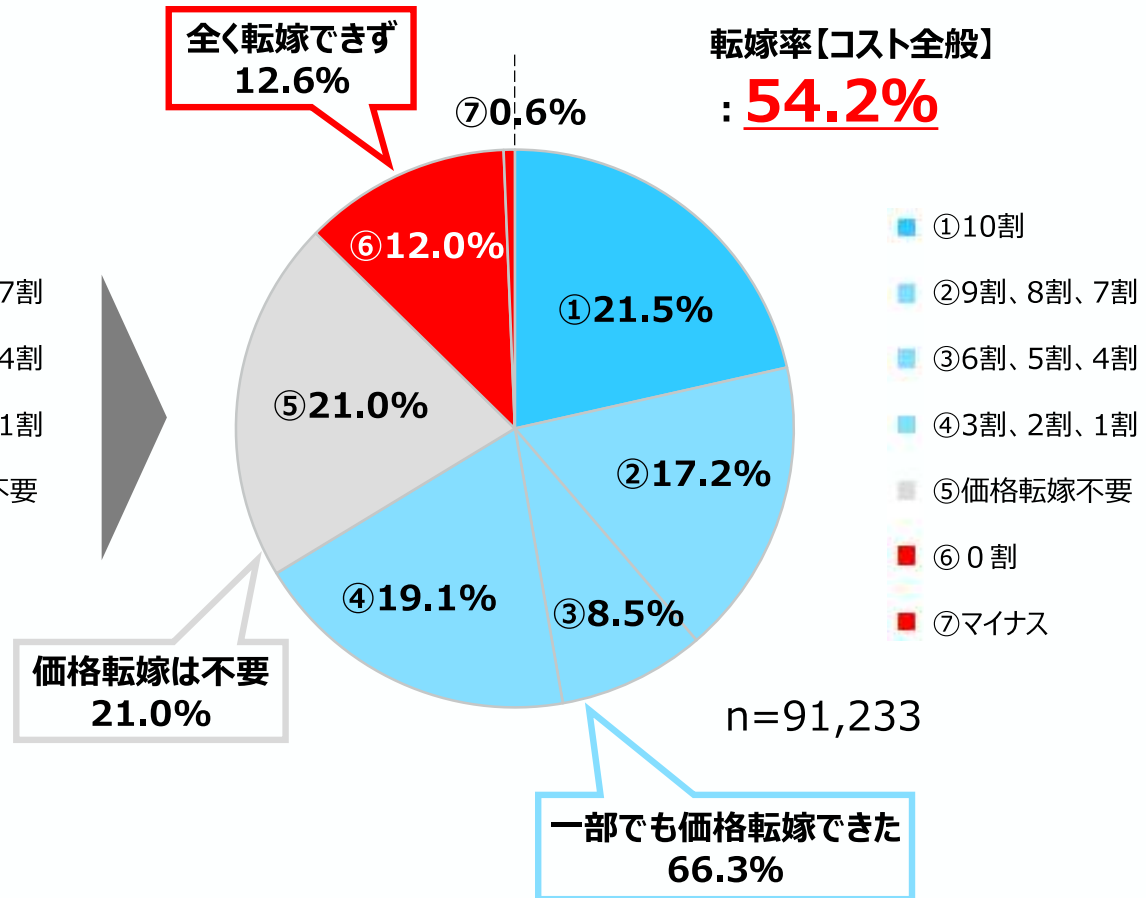
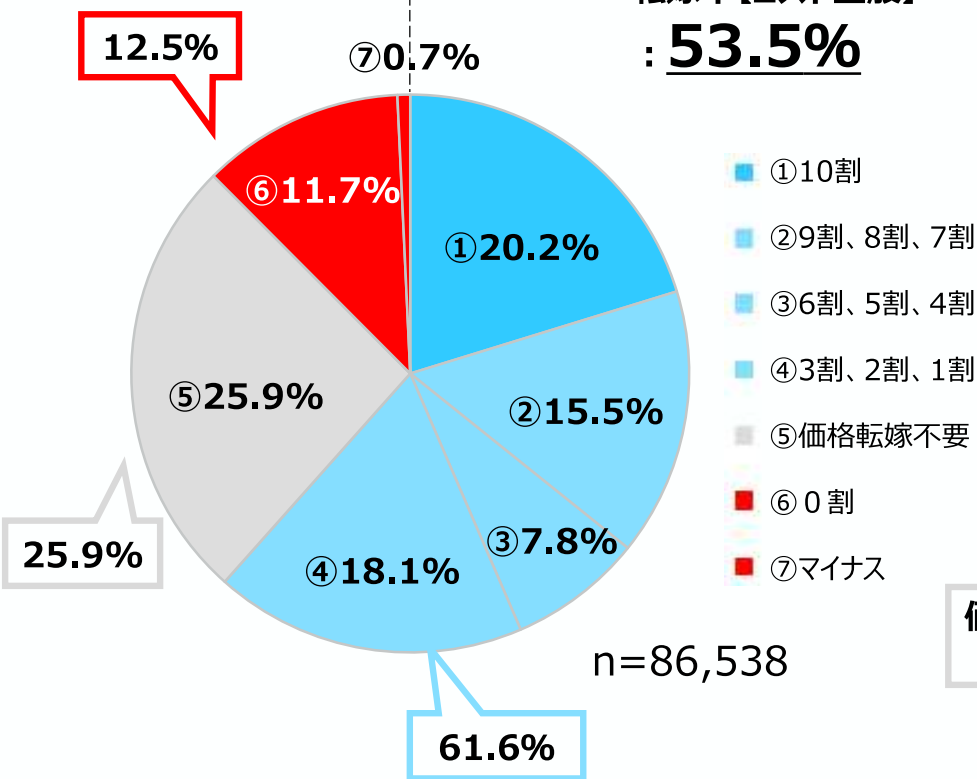
直近6か月間における価格転嫁の状況

9月

3月

転嫁率【コスト全般】
: **53.5%**

転嫁率【コスト全般】
: **54.2%**



価格転嫁は不要
21.0%

一部でも価格転嫁できた
66.3%

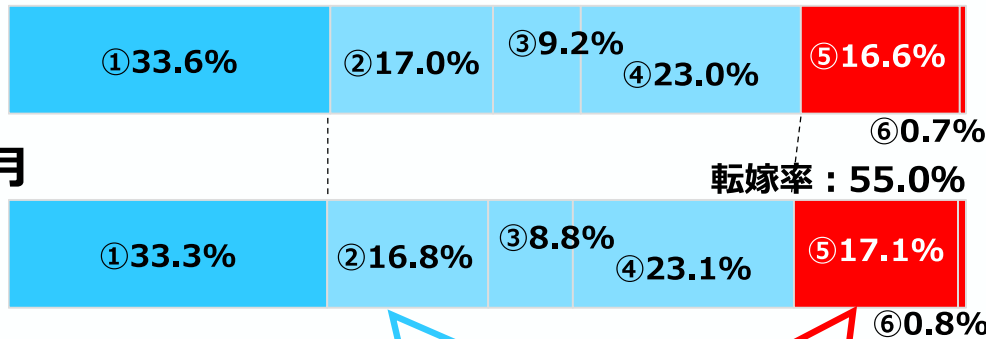
価格転嫁の状況【コスト要素別】

- 原材料費の転嫁率は上昇したものの、労務費・エネルギー費は前回から横ばい。
- 労務費の転嫁率は、5割を維持したものの、原材料費と比較して約5ポイント低い。エネルギー費の転嫁率が前回に引き続き最も低い水準となった。
- 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めたコスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。

原材料費

3月

転嫁率：55.7%



9月

転嫁率：55.0%

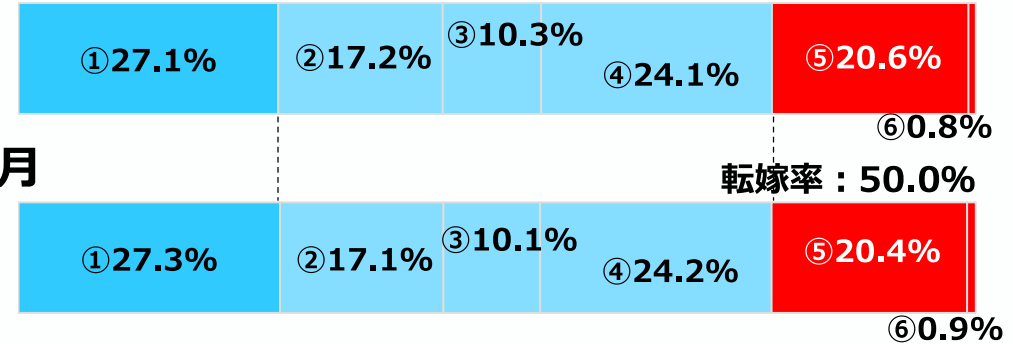
一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

労務費

3月

転嫁率：50.0%



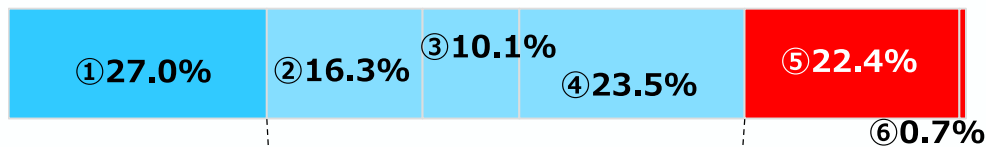
9月

転嫁率：50.0%

エネルギー費

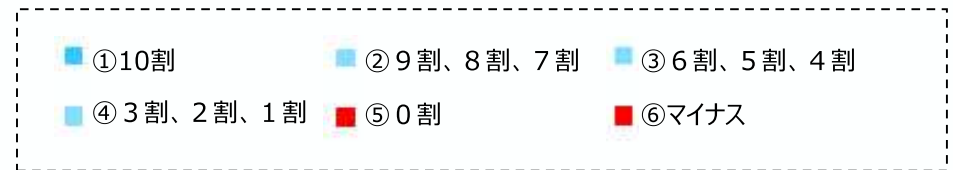
3月

転嫁率：48.9%



9月

転嫁率：48.9%



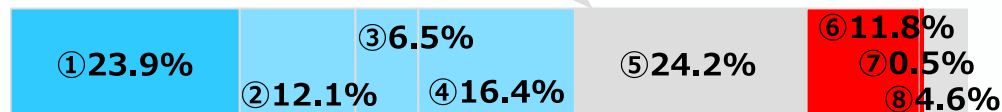
※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布

【参考】価格転嫁の状況【コスト要素別】（「価格転嫁不要」の回答を含む）

- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は、それぞれ微増。
- 「全額転嫁できた」割合についても、いずれのコストにおいても微増の状況。

原材料費

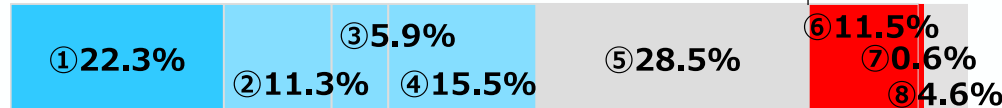
3月



価格転嫁不要

転嫁率：55.7%

9月



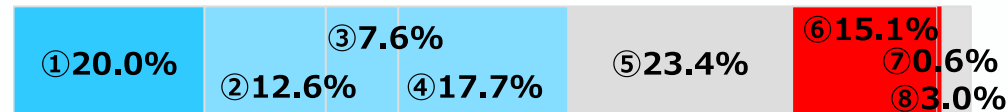
転嫁率：55.0%

一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

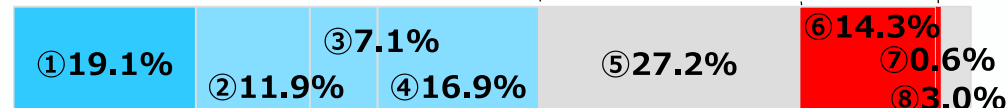
労務費

3月



転嫁率：50.0%

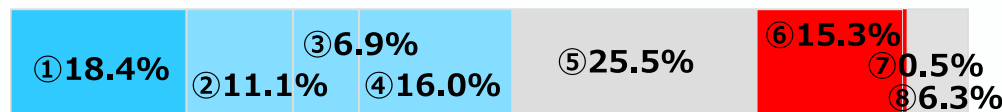
9月



転嫁率：50.0%

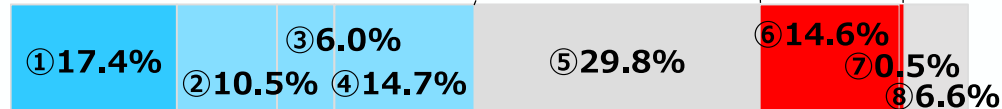
エネルギー費

3月

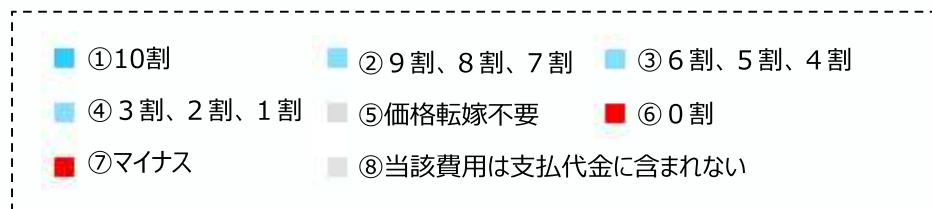


転嫁率：48.9%

9月



転嫁率：48.9%

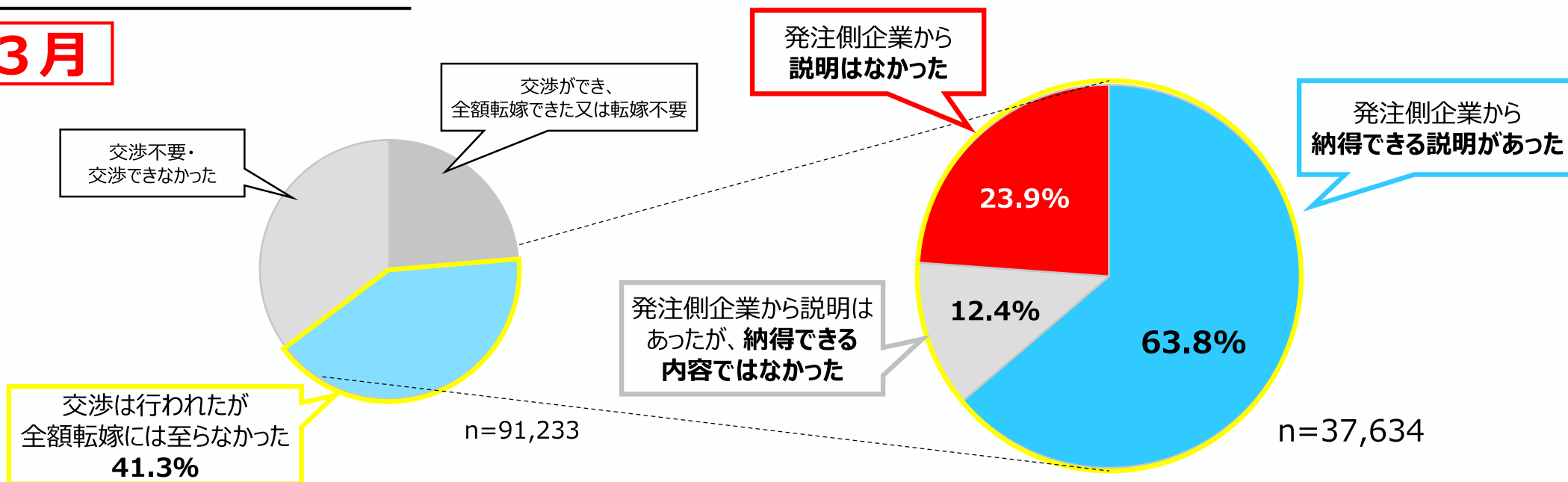


価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業（全体の41.3%）のうち、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約4割（前回36.6%→36.3%）。
- 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、**価格に関する十分な説明**も求めていく必要。
「**中小受託取引適正化法**」により、価格協議において、**必要な説明又は情報の提供をしないことや一方的な価格決定が禁止**されている旨の周知、対応の徹底を促していく。

発注側企業からの説明状況

3月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 自社（受注側）にはコスト上昇についての詳細な根拠資料を求めるにも関わらず、**一方的に価格を決められ、その根拠について発注側からの説明はない。**

価格交渉の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

- 交渉に応じている業種と応じていない業種の差が僅かに縮小。交渉に応じている業種は転嫁率も高い傾向にある。

順位	業種	交渉平均点
—	全体	7.39 (7.30)
1位	製薬	↑↑↑ 8.49 (7.22)
2位	造船	↑ 7.92 (7.58)
3位	建設	↓ 7.82 (7.96)
4位	化学	↓ 7.81 (7.94)
5位	電気・ガス・熱供給・水道	↑ 7.80 (7.55)
6位	情報サービス・ソフトウェア	↑ 7.76 (7.39)
7位	広告	↑↑ 7.70 (7.07)
8位	通信	↑↑ 7.66 (7.11)
9位	鉱業・採石・砂利採取	↑↑ 7.58 (6.67)
10位	電機・情報通信機器	↑ 7.57 (7.26)
11位	金融・保険	↑↑ 7.52 (6.95)
12位	自動車・自動車部品	↑ 7.42 (7.29)
13位	食品製造	↑ 7.41 (7.14)
14位	機械製造	↑ 7.35 (7.13)
15位	卸売	↑ 7.31 (7.28)
16位	飲食サービス	↑ 7.28 (7.09)
17位	不動産業・物品賃貸業	↓ 7.25 (7.26)
18位	警備	— 7.23 —
19位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 7.22 (6.98)
20位	小売	↑ 7.20 (7.05)
21位	放送コンテンツ	↑ 7.01 (6.77)
22位	金属	↓ 6.99 (7.05)
23位	農業・林業	↓ 6.95 (7.13)
24位	建材・住宅設備	↑↑ 6.93 (6.27)
25位	石油製品・石炭製品製造	↑↑ 6.88 (6.35)
26位	繊維	↑ 6.84 (6.38)
27位	印刷	↑ 6.81 (6.48)
28位	紙・紙加工	↑ 6.78 (6.57)
29位	廃棄物処理	↑↑ 6.54 (5.90)
30位	生活関連サービス	↑ 6.48 (6.42)
31位	ビルメンテナンス	— 6.35 —
32位	トラック運送	↑↑ 6.27 (5.60)
—	その他	—

※ () 内は2025年9月の平均点を示す。9月時点との変化幅と矢印の数の関係は以下のとおり。
 ↑/↓ : 0.5未満 上昇/下落、 ↑↑/↓↓ : 0.5以上~1.0未満 上昇/下落、
 ↑↑↑/↓↓↓ : 1.0以上 上昇/下落

※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。
 (例) 家電メーカー(発注者)が、トラック運送業者(受注者)に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れがあった	—	10点
	申し入れがなかった	—	8点
行われなかった	申し入れがあった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、 発注量減少や取引停止を恐れ 、辞退したため	5点
	申し入れがなかった	コストが上昇せず、 交渉は不要と判断 し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、 交渉は不要と判断 し、交渉を申し出なかったため	対象外
申し入れがなかった	支払代金が市場価格に連動するため、 交渉は不要と判断 し、交渉を申し出なかったため	対象外	
	コストが上昇したが、 発注量減少や取引停止を恐れ 、交渉を申し出なかったため	- 5点	
		コストが上昇し、 交渉を申し出たが、応じてもらえなかった ため	-10点

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング 【発注企業の業種毎に集計】

- 上位の製造業系の業種は、転嫁率が数ポイントずつ上昇し、改善傾向にあるものの、下位のトラック運送業、廃棄物処理、農業・林業などは、昨年9月時点とほぼ横ばいの結果となっている。

2026年3月		コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率						
全体		↑ 54.2%	(53.5%)	↑ 55.7%	(55.0%)	↓ 48.9%	(48.9%)	↑ 50.0%	(50.0%)	
業種別	1位	化学	↓ 65.9%	(66.7%)	↑ 69.7%	(69.6%)	↓ 62.4%	(62.5%)	↓ 60.0%	(60.6%)
	2位	電機・情報通信機器	↑ 63.6%	(60.6%)	↑ 67.7%	(64.5%)	↑ 56.5%	(54.9%)	↑ 56.9%	(56.0%)
	3位	造船	↑ 62.4%	(59.4%)	↑ 64.9%	(63.9%)	↑ 57.0%	(55.1%)	↑ 56.9%	(54.1%)
	4位	飲食サービス	↑ 62.0%	(57.2%)	↑ 62.7%	(60.7%)	↑ 52.2%	(48.4%)	↑ 53.0%	(48.5%)
	5位	機械製造	↑ 61.4%	(59.4%)	↑ 65.7%	(64.8%)	↑ 56.5%	(55.2%)	↑ 56.4%	(54.5%)
	6位	自動車・自動車部品	↑ 61.2%	(58.9%)	↑ 67.8%	(64.9%)	↑ 59.4%	(56.0%)	↑ 58.1%	(56.1%)
	7位	食品製造	↑ 59.5%	(59.3%)	↑ 61.9%	(60.2%)	↑ 53.2%	(53.1%)	↓ 52.6%	(53.2%)
	8位	製薬	↑↑↑ 57.2%	(46.7%)	↑↑↑ 57.6%	(50.8%)	↑↑↑ 52.6%	(46.0%)	↑↑↑ 51.1%	(42.6%)
	9位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 56.7%	(50.9%)	↑↑ 51.3%	(46.1%)	↑↑ 49.4%	(43.2%)	↑↑ 56.4%	(51.3%)
	10位	鉱業・採石・砂利採取	↑ 56.5%	(52.9%)	↑ 56.3%	(52.2%)	↑ 52.1%	(48.6%)	↑↑ 54.8%	(47.7%)
	11位	金融・保険	↑ 56.5%	(56.2%)	↓ 54.4%	(58.6%)	↓ 49.2%	(54.0%)	↓ 54.5%	(56.0%)
	12位	電気・ガス・熱供給・水道	↑ 56.2%	(52.7%)	↑ 57.6%	(53.2%)	↑ 52.2%	(49.3%)	↑ 53.4%	(50.5%)
	13位	金属	↑ 55.1%	(54.2%)	↑ 59.6%	(58.5%)	↑ 49.5%	(49.4%)	↑ 49.3%	(48.9%)
	14位	石油製品・石炭製品製造	↑ 54.7%	(50.0%)	↑↑ 61.5%	(55.6%)	↑ 48.7%	(44.9%)	↑ 49.1%	(44.6%)
	15位	卸売	↑ 54.6%	(54.1%)	↑ 55.7%	(55.7%)	↓ 47.8%	(49.4%)	↓ 47.2%	(48.6%)
	16位	小売	↑ 54.3%	(54.0%)	↑ 56.0%	(55.7%)	↑ 48.7%	(48.3%)	↓ 47.3%	(48.0%)
	17位	紙・紙加工	↑ 53.4%	(50.0%)	↑ 54.2%	(53.2%)	↑ 47.5%	(45.5%)	↑ 47.6%	(44.7%)
	18位	建設	↓ 53.0%	(53.2%)	↓ 53.9%	(53.9%)	↓ 48.5%	(49.8%)	↓ 50.5%	(51.6%)
	19位	不動産業・物品賃貸業	↑ 52.9%	(51.7%)	↑ 51.9%	(51.3%)	↓ 47.1%	(47.2%)	↑ 50.2%	(48.3%)
	20位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 52.8%	(52.4%)	↓ 49.4%	(49.9%)	↑ 48.1%	(45.8%)	↑ 49.2%	(48.9%)
	21位	印刷	↑ 51.7%	(49.9%)	↑ 52.3%	(49.8%)	↑ 44.0%	(42.7%)	↓ 42.0%	(44.0%)
	22位	警備	- 50.5%	-	- 42.0%	-	- 38.6%	-	- 49.7%	-
	23位	繊維	↑ 50.2%	(48.1%)	↑ 52.6%	(51.6%)	↑ 44.8%	(44.6%)	↑ 44.8%	(44.8%)
	24位	生活関連サービス	↑ 49.3%	(48.9%)	↓ 48.1%	(49.8%)	↑ 43.0%	(42.3%)	↑ 44.8%	(44.2%)
	25位	建材・住宅設備	↑ 48.9%	(47.2%)	↑ 51.7%	(48.9%)	↑ 42.7%	(40.9%)	↑ 42.5%	(41.6%)
	26位	通信	↑ 48.1%	(46.6%)	↑ 46.6%	(46.6%)	↓ 41.8%	(43.4%)	↑ 47.6%	(45.9%)
	27位	広告	↑ 44.0%	(43.4%)	↑ 43.9%	(43.6%)	↑ 35.2%	(33.5%)	↓ 42.2%	(42.8%)
	28位	農業・林業	↑ 42.4%	(42.3%)	↑ 43.3%	(41.9%)	↑ 38.9%	(38.7%)	↑ 38.3%	(38.1%)
	29位	廃棄物処理	↑ 42.0%	(41.1%)	↑ 40.4%	(38.0%)	↑ 39.5%	(36.0%)	↑ 37.8%	(34.9%)
	30位	放送コンテンツ	↑ 41.4%	(40.1%)	↓ 38.3%	(41.6%)	↓ 33.0%	(34.2%)	↑ 37.9%	(37.7%)
	31位	ビルメンテナンス	- 40.2%	-	- 36.0%	-	- 34.2%	-	- 39.9%	-
	32位	トラック運送	↓ 34.5%	(34.7%)	↓ 31.0%	(31.3%)	↑ 31.4%	(30.4%)	↑ 31.3%	(31.0%)
-	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	

※2025年9月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑/↓: ~4ポイント上昇/下落、↑↑/↓↓: 5~9ポイント上昇/下落、↑↑↑/↓↓↓: 10ポイント以上上昇/下落
 ※ () 内は前回の転嫁率を示す。

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング 【受注企業の業種毎に集計】

- 状況が改善した業種、悪化した業種の乖離が大きくなる結果となった。受注者として価格転嫁してもらえている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向にある。

2026年3月		コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率		
全体				原材料費	エネルギー費	労務費
1位	化学	↑	54.2% (53.5%)	↑ ↑ 55.7% (55.0%)	↓ 48.9% (48.9%)	↑ 50.0% (50.0%)
2位	電機・情報通信機器	↑	65.7% (64.5%)	↑ ↑ 72.5% (66.5%)	↑ 61.7% (58.8%)	↑ 57.1% (56.4%)
3位	紙・紙加工	↑ ↑ ↑	64.5% (61.1%)	↑ ↑ 68.3% (64.6%)	↑ 58.2% (55.1%)	↑ 58.3% (56.8%)
4位	紙・紙加工	↑ ↑ ↑	64.3% (53.0%)	↑ ↑ ↑ 68.0% (54.9%)	↑ ↑ 57.2% (48.1%)	↑ ↑ 56.5% (48.6%)
5位	機械製造	↑	63.9% (63.4%)	↓ 68.2% (68.3%)	↑ 60.6% (60.4%)	↑ 60.0% (59.9%)
6位	卸売	↑	62.9% (61.8%)	↑ 65.2% (63.8%)	↓ 54.6% (54.7%)	↓ 52.5% (53.1%)
7位	造船	↑ ↑	60.7% (51.2%)	↑ ↑ ↑ 61.9% (51.9%)	↑ ↑ 54.3% (45.9%)	↑ ↑ 55.5% (48.1%)
8位	自動車・自動車部品	↑	58.2% (58.1%)	↓ 66.5% (66.6%)	↓ 57.3% (57.4%)	↑ 57.1% (56.9%)
9位	情報サービス・ソフトウェア	↑ ↑	57.3% (51.9%)	↑ 52.2% (47.5%)	↑ 48.2% (44.4%)	↑ 56.8% (52.5%)
10位	石油製品・石炭製品製造	↑ ↑	55.9% (50.3%)	↑ ↑ 64.9% (57.9%)	↑ 48.8% (46.3%)	↑ 48.7% (44.7%)
11位	金属	↑	55.8% (54.8%)	↑ 61.8% (60.3%)	↑ 51.3% (49.7%)	↑ 50.5% (49.5%)
12位	食品製造	↓	54.9% (55.7%)	↓ 56.1% (57.6%)	↓ 49.0% (50.4%)	↓ 48.4% (51.0%)
13位	広告	↑ ↑	54.8% (46.8%)	↑ ↑ ↑ 56.9% (45.4%)	↑ ↑ 50.7% (40.8%)	↑ 48.7% (43.8%)
14位	小売	↓	54.5% (57.3%)	↓ 56.2% (60.0%)	↓ 48.0% (51.0%)	↓ ↓ 45.5% (51.0%)
15位	建材・住宅設備	↑ ↑	54.4% (48.2%)	↑ ↑ 55.8% (49.6%)	↑ ↑ 47.5% (42.4%)	↑ ↑ 48.2% (42.7%)
16位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑	53.9% (50.7%)	↑ 50.0% (48.2%)	↑ 51.5% (47.0%)	↑ 50.9% (49.0%)
17位	鉱業・採石・砂利採取	↑	52.6% (51.3%)	↑ 50.2% (49.7%)	↑ 47.5% (44.9%)	↓ 42.6% (45.2%)
18位	建設	↓	52.3% (53.4%)	↓ 53.6% (54.4%)	↓ 48.4% (50.7%)	↓ 50.7% (52.3%)
19位	印刷	↑	51.7% (49.1%)	↑ 52.2% (50.4%)	↑ 43.6% (42.2%)	↑ 43.3% (42.1%)
20位	警備	-	51.5% -	- 39.5% -	- 40.1% -	- 52.6% -
21位	電気・ガス・熱供給・水道	↑	49.1% (45.4%)	↑ 51.2% (47.8%)	↑ 45.6% (42.8%)	↑ 46.5% (43.0%)
22位	飲食サービス	↑ ↑ ↑	46.8% (33.0%)	↑ ↑ ↑ 31.1% (25.7%)	↑ 30.0% (26.5%)	↑ ↑ ↑ 41.5% (31.0%)
23位	製薬	↑ ↑ ↑	46.7% (30.0%)	↑ ↑ ↑ 75.0% (30.0%)	↑ ↑ ↑ 48.3% (30.0%)	↑ ↑ ↑ 54.0% (16.7%)
24位	繊維	↑	46.5% (46.3%)	↓ 48.2% (48.7%)	↓ 40.6% (43.6%)	↓ 41.1% (42.3%)
25位	生活関連サービス	↑ ↑	46.3% (37.6%)	↑ ↑ 43.1% (35.3%)	↑ ↑ ↑ 42.9% (32.2%)	↑ ↑ ↑ 44.6% (34.6%)
26位	通信	↑	46.1% (46.1%)	↓ ↓ 43.7% (49.7%)	↓ 41.0% (44.4%)	↑ 49.5% (46.1%)
27位	ビルメンテナンス	-	45.3% -	- 39.4% -	- 36.5% -	- 44.7% -
28位	廃棄物処理	↑	43.2% (39.6%)	↑ ↑ 41.8% (36.7%)	↑ 40.1% (35.6%)	↑ 39.9% (35.7%)
29位	不動産業・物品賃貸業	↓ ↓	41.0% (49.0%)	↓ ↓ 39.7% (48.4%)	↓ ↓ ↓ 36.9% (50.1%)	↓ ↓ 41.4% (50.5%)
30位	農業・林業	↓	38.3% (41.4%)	↓ 37.2% (41.2%)	↓ 35.0% (38.3%)	↓ 34.1% (37.0%)
31位	放送コンテンツ	↑	38.0% (34.0%)	↓ 34.7% (34.9%)	↑ 30.3% (30.3%)	↑ 34.4% (32.5%)
32位	トラック運送	↑	36.9% (36.5%)	↓ 32.2% (32.5%)	↑ 34.2% (33.9%)	↓ 33.5% (33.6%)
-	金融・保険	↓ ↓ ↓	31.4% (45.0%)	↓ 36.0% (36.4%)	↓ ↓ ↓ 12.9% (36.4%)	↓ ↓ ↓ 25.0% (50.0%)
-	その他	-	-	-	-	-

※2025年9月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑/↓: ~4ポイント上昇/下落、↑↑/↓↓: 5~9ポイント上昇/下落、↑↑↑/↓↓↓: 10ポイント以上上昇/下落
 ※ () 内は前回の転嫁率を示す。

価格転嫁の状況の都道府県別ランキング 【発注企業の所在地ごとに集計】

- 都道府県別の転嫁率は、上位の都道府県と下位の都道府県で**20%以上の差**が生じている。

2026年3月			コスト増に対する転嫁率	件数
全体			54.2%	91,233
都道府県別	1位	中国 島根県	↑ 62.8% (58.6%)	145
	2位	北海道 北海道	↑ 60.2% (55.5%)	2,675
	3位	東北 山形県	↑ 57.1% (52.2%)	272
	4位	東北 秋田県	↑ 56.7% (56.0%)	378
	5位	近畿 兵庫県	↑ 56.7% (54.8%)	2,827
	6位	沖縄 沖縄県	↑ 56.2% (52.1%)	365
	7位	九州 大分県	↓ 55.8% (56.5%)	417
	8位	関東 新潟県	↑ 55.8% (53.2%)	1,712
	9位	関東 長野県	↑↑ 55.6% (48.2%)	1,921
	10位	中国 広島県	↓ 55.3% (55.3%)	2,337
	11位	中部 愛知県	↑ 55.2% (51.4%)	6,327
	12位	関東 東京都	↑ 55.0% (54.9%)	26,908
	13位	九州 長崎県	↓ 54.9% (55.8%)	226
	14位	関東 神奈川県	↑ 54.8% (53.8%)	4,847
	15位	東北 青森県	↓ 54.7% (54.8%)	977
	16位	近畿 京都府	↑ 54.6% (51.4%)	2,155
	17位	中部 富山県	↑ 54.6% (50.9%)	1,328
	18位	近畿 大阪府	↑ 54.5% (53.2%)	7,949
	19位	東北 宮城県	↑↑ 54.2% (48.1%)	1,481
	20位	関東 千葉県	↑ 54.1% (53.6%)	2,160
	21位	東北 福島県	↑ 53.9% (49.7%)	344
	22位	九州 福岡県	↑ 53.7% (53.7%)	3,612
	23位	四国 徳島県	↑↑ 53.6% (47.2%)	335
	24位	中国 岡山県	↑ 53.2% (51.5%)	1,065

			コスト増に対する転嫁率	件数
25位	九州	佐賀県	↑ 52.9% (52.1%)	216
26位	中部	石川県	↑ 52.8% (51.7%)	1,331
27位	四国	愛媛県	↑ 52.4% (51.8%)	539
28位	関東	静岡県	↑ 52.3% (49.4%)	1,741
29位	関東	山梨県	↑↑ 52.0% (46.0%)	674
30位	四国	香川県	↓ 52.0% (53.9%)	885
31位	近畿	和歌山県	↑ 51.8% (49.2%)	490
32位	中部	岐阜県	↑ 51.8% (49.5%)	907
33位	関東	茨城県	↓ 51.8% (53.2%)	1,368
34位	近畿	滋賀県	↑ 51.8% (51.1%)	599
35位	中部	三重県	↑ 51.5% (49.5%)	386
36位	九州	熊本県	↓ 51.3% (54.0%)	395
37位	四国	高知県	↓ 50.9% (55.3%)	151
38位	近畿	福井県	↑ 50.4% (47.7%)	1,109
39位	近畿	奈良県	↑ 50.2% (48.9%)	358
40位	関東	栃木県	↑ 50.0% (47.2%)	1,222
41位	関東	埼玉県	↓ 49.6% (51.5%)	2,610
42位	中国	山口県	↓↓ 49.4% (56.0%)	375
43位	関東	群馬県	↑ 49.4% (45.8%)	1,591
44位	東北	岩手県	↑ 48.3% (45.5%)	855
45位	九州	鹿児島県	↓↓ 47.5% (55.1%)	276
46位	九州	宮崎県	↓↓ 42.3% (52.0%)	180
47位	中国	鳥取県	↓↓↓ 37.5% (56.5%)	95

※2025年9月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑/↓: ~4ポイント上昇/下落、↑↑/↓↓: 5~9ポイント上昇/下落、↑↑↑/↓↓↓: 10ポイント以上上昇/下落

※ () 内は前回の転嫁率を示す。発注側企業の都道府県不明・海外企業等があるため、各都道府県の件数の合計と全体の件数は一致しない。

価格交渉・転嫁の地域別状況【発注企業の所在地ごとに集計】

地域別 価格交渉の状況

地域		点数	件数
全体		7.39	91,233
地域別	1位 北海道	7.98	2,675
	2位 東北	7.75	4,307
	3位 沖縄	7.58	365
	4位 九州	7.48	5,322
	5位 四国	7.44	1,910
	6位 関東	7.37	46,754
	7位 近畿	7.36	15,487
	8位 中部	7.26	10,279
	9位 中国	7.25	4,017

地域別 価格転嫁の状況

地域		転嫁率	件数
全体		54.2%	91,233
地域別	1位 北海道	60.2%	2,675
	2位 沖縄	56.2%	365
	3位 中部	54.4%	10,279
	4位 近畿	54.4%	15,487
	5位 関東	54.1%	46,754
	6位 中国	54.1%	4,017
	7位 東北	53.5%	4,307
	8位 九州	53.0%	5,322
	9位 四国	52.3%	1,910

※地域区分は、各経済産業局管轄区域にしたがって分類。発注側企業の都道府県不明・海外企業等があるため、各地域の件数の合計と全体の件数は一致しない。

価格転嫁の状況の都道府県別ランキング 【受注企業の所在地ごとに集計】

- 発注企業の所在地で価格転嫁率が高い都道府県（上位にある都道府県）は、受注企業の所在地ごとの集計でも価格転嫁率が高い傾向にある。

2026年 3月			コスト増に対する転嫁率	件数
全体			54.2%	91,233
都道府県別	1位	東北 秋田県	↑↑ 60.4% (54.1%)	582
	2位	北海道 北海道	↑ 60.0% (55.3%)	3,512
	3位	中国 島根県	↑ 58.5% (56.5%)	149
	4位	中国 広島県	↑ 57.5% (56.3%)	3,244
	5位	近畿 大阪府	↑ 56.6% (54.8%)	4,304
	6位	近畿 兵庫県	↑ 56.5% (56.3%)	3,790
	7位	中部 石川県	↑ 56.3% (53.7%)	1,785
	8位	関東 長野県	↑↑ 56.3% (49.1%)	2,746
	9位	東北 山形県	↑↑ 56.1% (47.3%)	272
	10位	沖縄 沖縄県	↑↑ 55.8% (49.6%)	433
	11位	中部 岐阜県	↑ 55.8% (51.1%)	883
	12位	関東 新潟県	↑ 55.8% (51.1%)	2,464
	13位	九州 佐賀県	↑ 55.7% (51.7%)	281
	14位	中部 富山県	↑ 55.4% (52.0%)	1,778
	15位	九州 福岡県	↑ 55.2% (54.1%)	5,048
	16位	中部 愛知県	↑↑ 55.1% (48.8%)	7,378
	17位	近畿 京都府	↑ 55.0% (51.1%)	2,653
	18位	関東 神奈川県	↑ 54.4% (51.8%)	7,359
	19位	関東 静岡県	↑ 54.0% (50.1%)	2,582
	20位	東北 青森県	↑ 53.9% (51.3%)	1,434
	21位	東北 福島県	↑ 53.7% (53.1%)	270
	22位	四国 徳島県	↑↑ 53.7% (48.5%)	523
	23位	中国 岡山県	↓ 53.5% (54.2%)	1,413
	24位	関東 千葉県	↑↑ 53.5% (47.9%)	4,097

			コスト増に対する転嫁率	件数
25位	東北	宮城県	↑↑↑ 53.1% (40.4%)	2,290
26位	近畿	和歌山県	↑ 53.1% (52.7%)	829
27位	関東	埼玉県	↑ 52.8% (50.0%)	5,249
28位	関東	東京都	↓ 52.6% (55.2%)	5,939
29位	四国	香川県	↑ 52.5% (52.3%)	1,358
30位	四国	愛媛県	↑ 52.5% (52.1%)	439
31位	九州	大分県	↓ 52.4% (53.1%)	580
32位	関東	茨城県	↑ 51.9% (50.6%)	2,596
33位	近畿	滋賀県	↓ 51.8% (52.3%)	1,105
34位	関東	栃木県	↑ 51.5% (48.8%)	2,202
35位	関東	山梨県	↑↑ 51.4% (44.7%)	1,040
36位	近畿	奈良県	↑ 51.4% (49.0%)	912
37位	近畿	福井県	↑ 50.9% (46.5%)	1,432
38位	関東	群馬県	↑ 50.6% (46.0%)	2,720
39位	九州	鹿児島県	↓ 50.4% (54.2%)	316
40位	東北	岩手県	↑ 50.2% (46.5%)	1,375
41位	九州	長崎県	↓↓ 49.5% (55.9%)	278
42位	中国	山口県	↓↓ 49.1% (55.0%)	386
43位	四国	高知県	↓↓ 48.8% (55.1%)	153
44位	中部	三重県	↓ 47.9% (52.6%)	311
45位	九州	熊本県	↓↓ 46.1% (54.6%)	428
46位	九州	宮崎県	↓↓↓ 39.7% (52.6%)	216
47位	中国	鳥取県	↓↓↓ 34.2% (55.1%)	99

※2025年9月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑/↓：～4ポイント上昇/下落、↑↑/↓↓：5～9ポイント上昇/下落、↑↑↑/↓↓↓：10ポイント以上上昇/下落

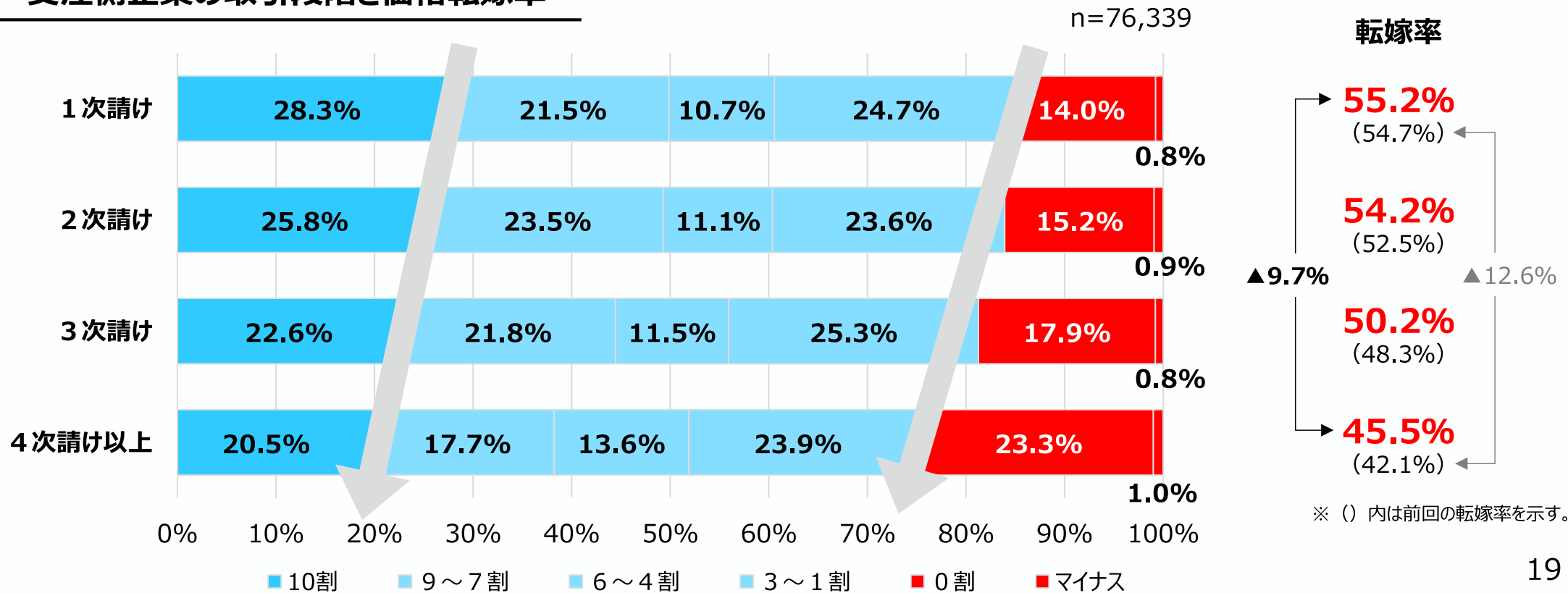
※（）内は前回の転嫁率を示す。

サプライチェーンの各取引段階（※）における価格転嫁の状況

※各取引段階：受注側中小企業に対する、「自社が、最終製品・サービスを提供する企業から数え、どの取引段階に位置しているか」との質問への回答を集計したもの。

- 価格転嫁率は、1次請けの企業は5割超（55.2%）に対し、4次請け以上の企業は4割程度（45.5%）。
- いずれの段階においても、前回と比較して転嫁率は上昇傾向にあり、1次請けの企業と4次請け以上の企業の転嫁率の差は縮小した。
- 一方、引き続き、受注側企業の取引段階が深くなるにつれて価格転嫁率が低くなる傾向がみられ、特に、4次請け以上の階層においては、「全く転嫁できなかった」又は「減額された」企業は、2割強（24.3%）。
 - 引き続き、取引階層の深い段階への価格転嫁の浸透が課題。

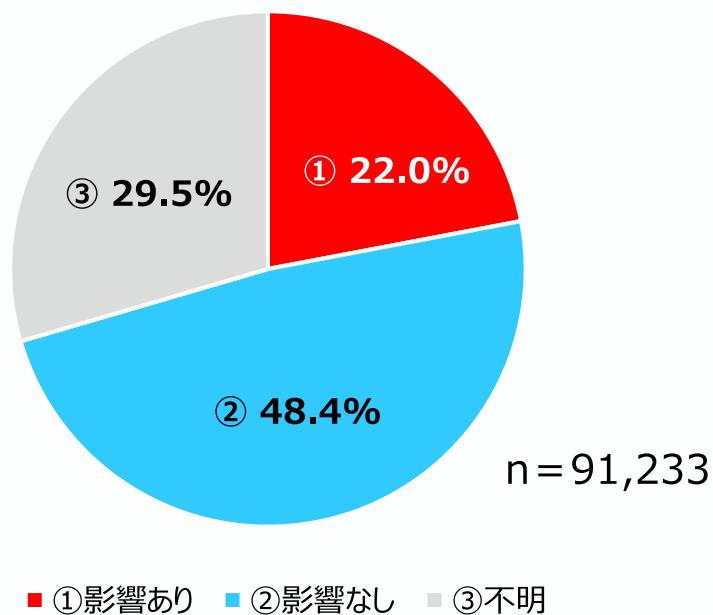
受注側企業の取引段階と価格転嫁率



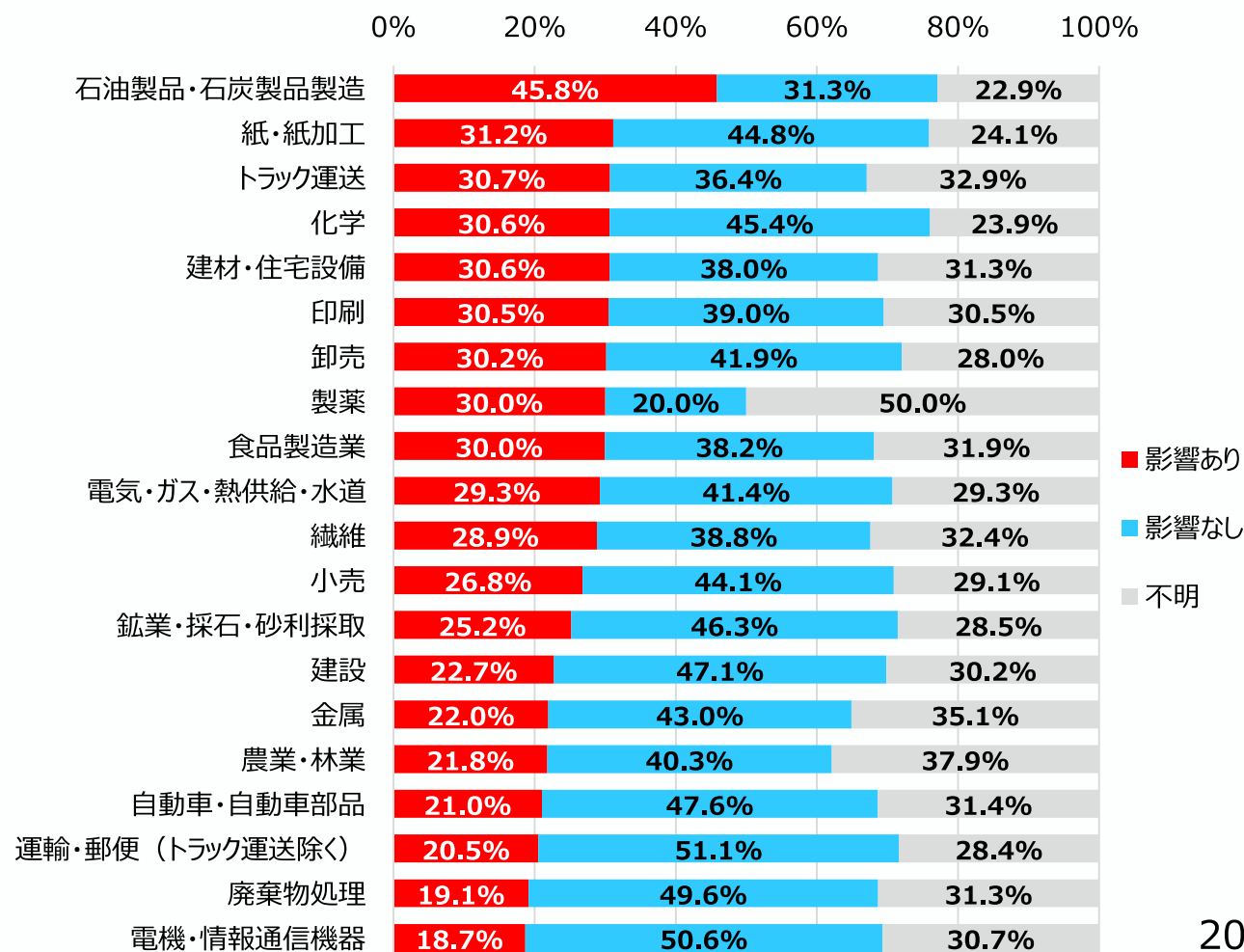
中東情勢の変化による価格交渉・価格転嫁への影響

- 発注側企業との価格交渉・価格転嫁の状況について、今般の中東情勢の変化による影響の有無を調査。
- 「影響があった」と回答した企業は全体の約2割。また、「影響なし」が約5割、「影響は不明」が約3割。
- 「影響あり」と回答した企業の割合が高い業種は、石油製品・石炭製品製造業、紙・紙加工業、トラック運送業などとなった。

中東情勢による価格交渉・転嫁への影響の有無



受注側企業の業種ごとの影響有無（「影響あり」が多い上位20業種）

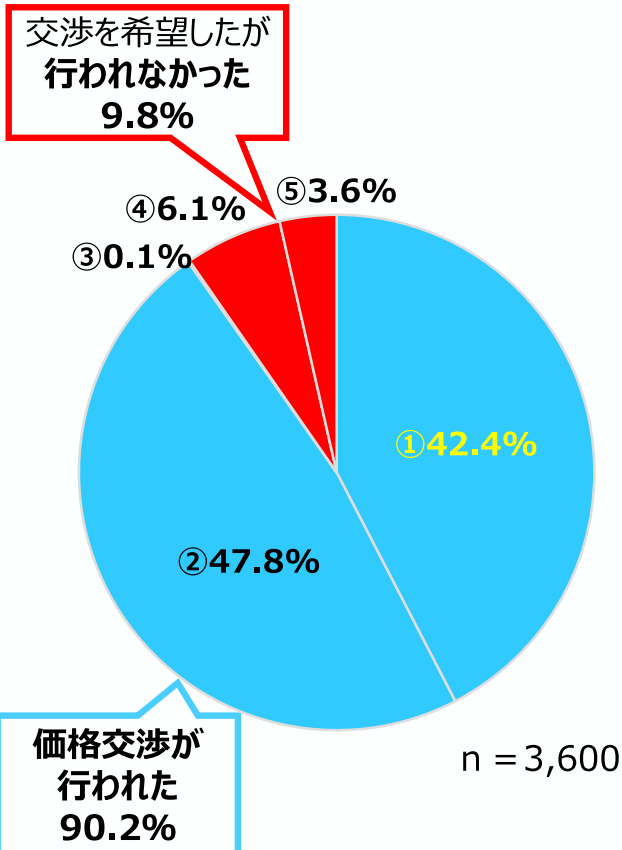


官公需（※）における価格交渉・価格転嫁の状況

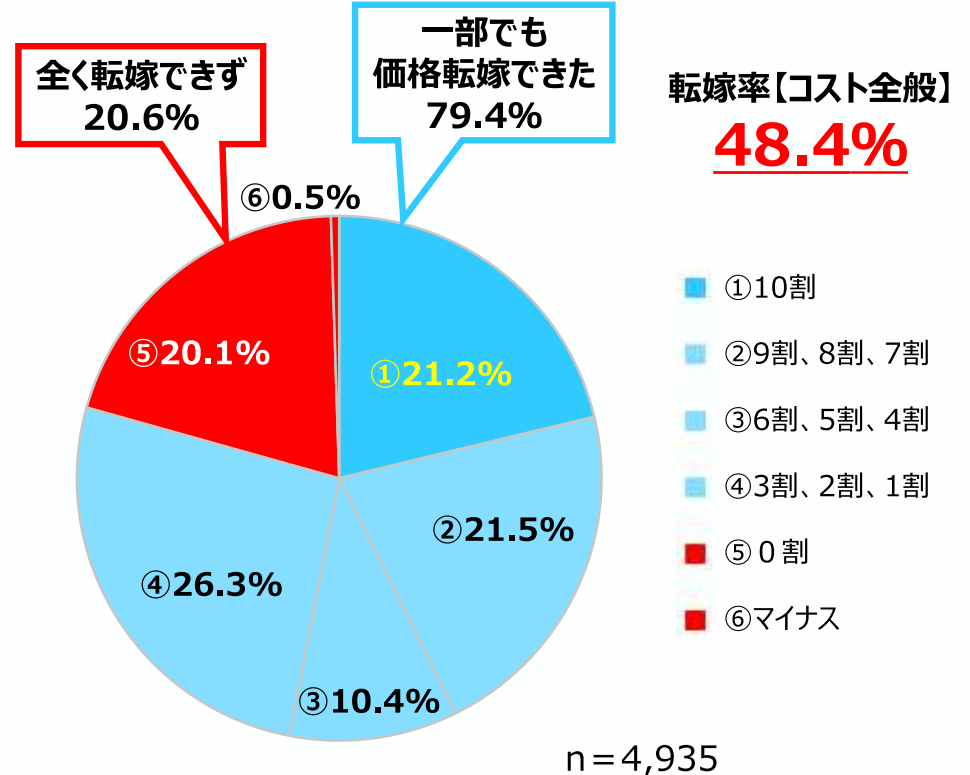
※「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品購入・役務の提供依頼・工事の発注を行うこと。

- 官公需の回答数は7,840件に増加（前回7,193件）。**価格転嫁率**は、**48.4%**（前回52.1%）。
- 「**価格交渉が行われた**」割合は、**9割超**（前回89.5%→90.2%）。
- 全額転嫁できた割合が21.2%**となり、前回24.9%から**減少**。また、**全く転嫁できなかった割合は約2割と前回より増加した**（前回17.6%→20.6%）。

直近6か月間における価格交渉の状況



直近6か月間における価格転嫁の状況



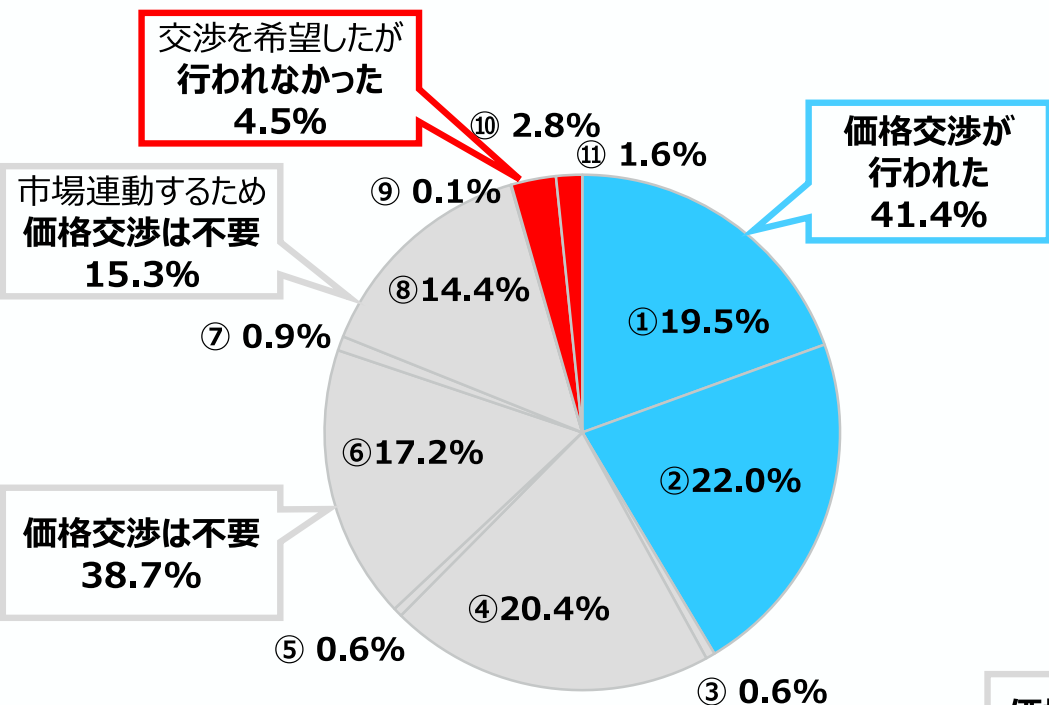
※「価格交渉不要」、「価格転嫁不要」の回答を除いた分布。

【参考】官公需における価格交渉・価格転嫁の状況

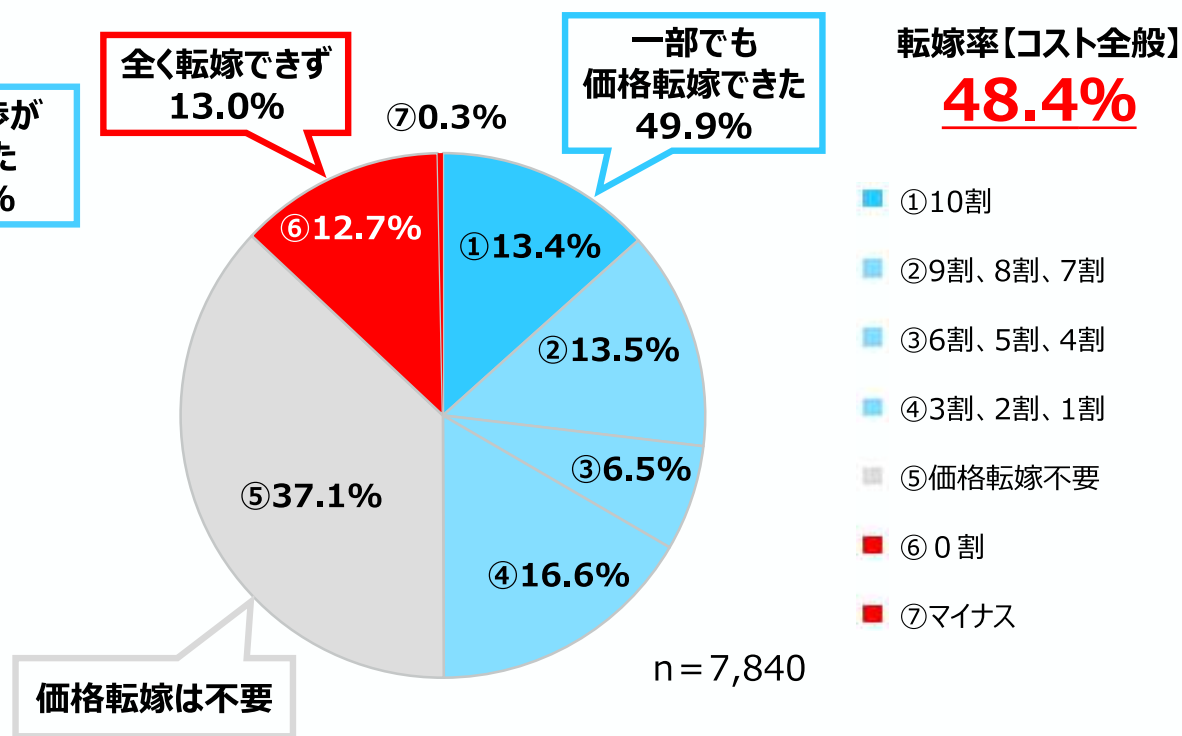
(「価格交渉不要」「価格転嫁不要」の回答を含む)

- 官公需全体としては、「価格交渉不要」と回答した割合が5割超、「価格転嫁不要」と回答した割合が約4割。

直近6か月間における価格交渉の状況



直近6か月間における価格転嫁の状況【コスト全般】



※①～⑪の凡例（アンケート回答項目）は5ページ参照。

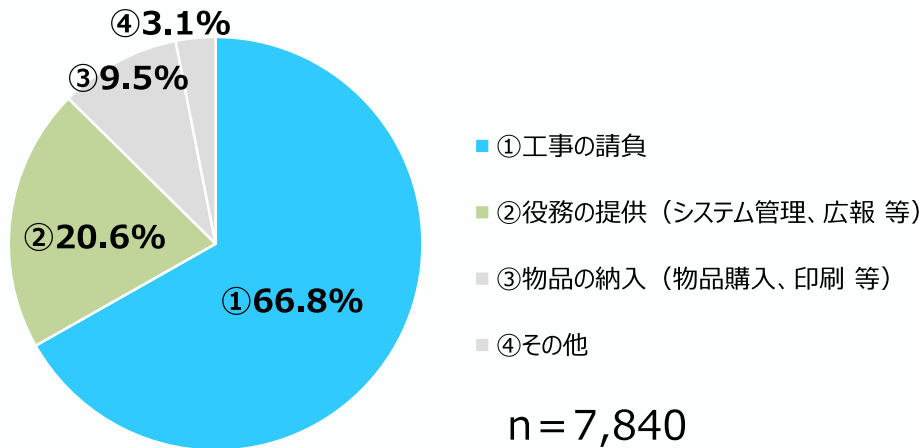
アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲複数年度で契約した案件について、契約期間途中で価格交渉をしたものの、転嫁を認めてもらえなかった。
- ▲最低制限価格制度が導入されておらず、コストが上昇しているにもかかわらず、契約金額は毎年下がっている。
- ▲契約期間が4月から翌年3月までであり、10月に最低賃金が上昇したにも関わらず、差分の転嫁をしてもらえなかった。
- ▲公共工事のため、設計単価が固定されており、実勢価格と乖離があっても価格に反映することができない。スライド条項があっても、自己負担があることに加え、手続きが煩雑で使いにくい。

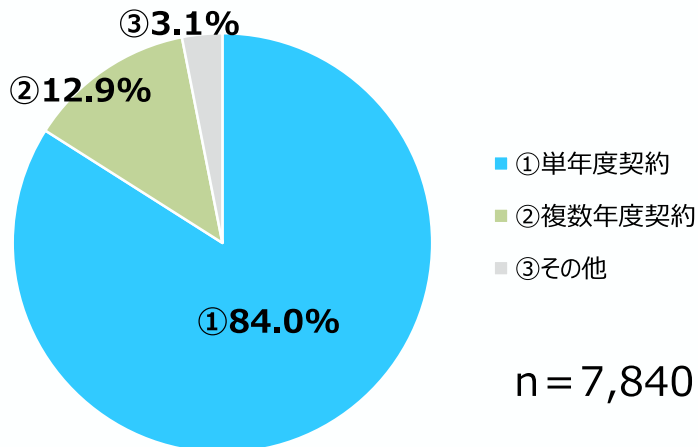
官公需における取引内容別の価格転嫁の状況

- 官公需の取引は、**工事の請負が約 7 割**を占める。次いで、**役務の提供が約 2 割**。
- 取引内容別の転嫁率は、工事の請負が**48.7%**（前回52.9%）、役務の提供が**47.6%**（前回48.5%）、物品の納入が**48.9%**（前回53.1%）といずれも前回から低下。

取引内容



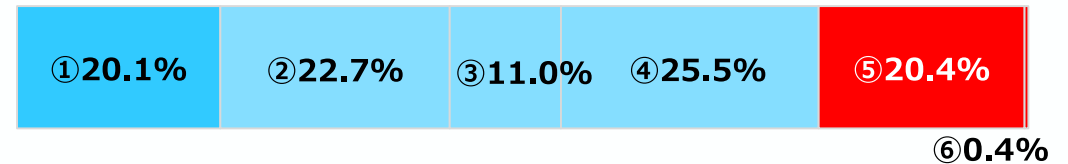
契約期間



取引内容別転嫁率・回答分布

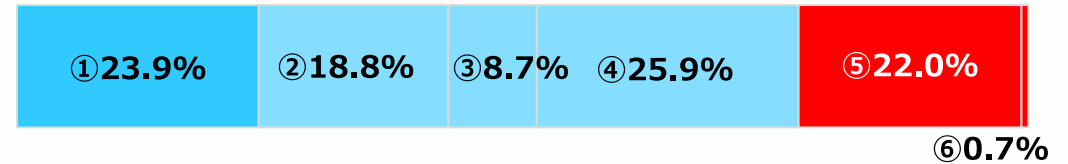
工事の請負

転嫁率：**48.7%**



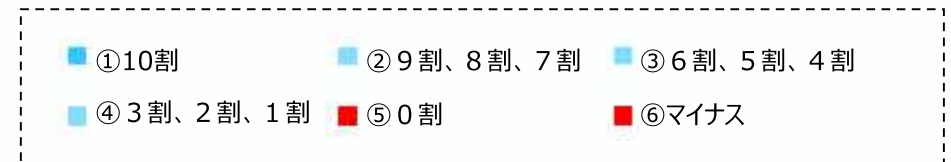
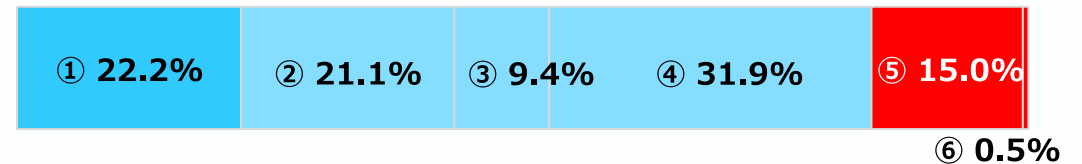
役務の提供

転嫁率：**47.6%**



物品の納入

転嫁率：**48.9%**



※取引内容別の回答分布は、「価格転嫁不要」の回答を除いた分布。

官公需における組織別・業種別の価格転嫁の状況

- 全体として価格転嫁率が前回よりも低下傾向にあり、官公需における価格転嫁への対応が不十分な結果。
- 組織区分で見ると、**国（府省庁）の転嫁率が最も高く、独立行政法人等、都道府県、市区町村の順に転嫁率が低下**しており、規模の小さな機関まで含め取組を進める必要。

組織区分・取引内容別結果

※ 独法等は、国立研究開発法人、国立大学法人等を含む。括弧内は前回2025年9月の結果。

取引内容		転嫁率（全体）		工事		役務		物品		件数	
組織区分											
官公需全体		48.4%	(52.1%)	48.7%	(52.9%)	47.6%	(48.5%)	48.9%	(53.1%)	7,840	(7,193)
	国（府省庁）	57.8%	(60.7%)	59.2%	(66.5%)	58.0%	(53.3%)	43.6%	(45.9%)	504	(497)
	独法等※	53.8%	(54.5%)	59.0%	(69.7%)	50.2%	(48.7%)	56.2%	(55.3%)	278	(302)
	都道府県	50.6%	(54.9%)	51.6%	(54.8%)	50.2%	(50.9%)	43.3%	(61.5%)	2,380	(2,322)
	市区町村	45.7%	(49.2%)	45.3%	(49.7%)	45.0%	(46.4%)	49.6%	(49.9%)	4,678	(4,072)
件数		7,840	(7,193)	5,235	(5,100)	1,618	(1,325)	745	(657)	—	—

受注企業の業種別結果

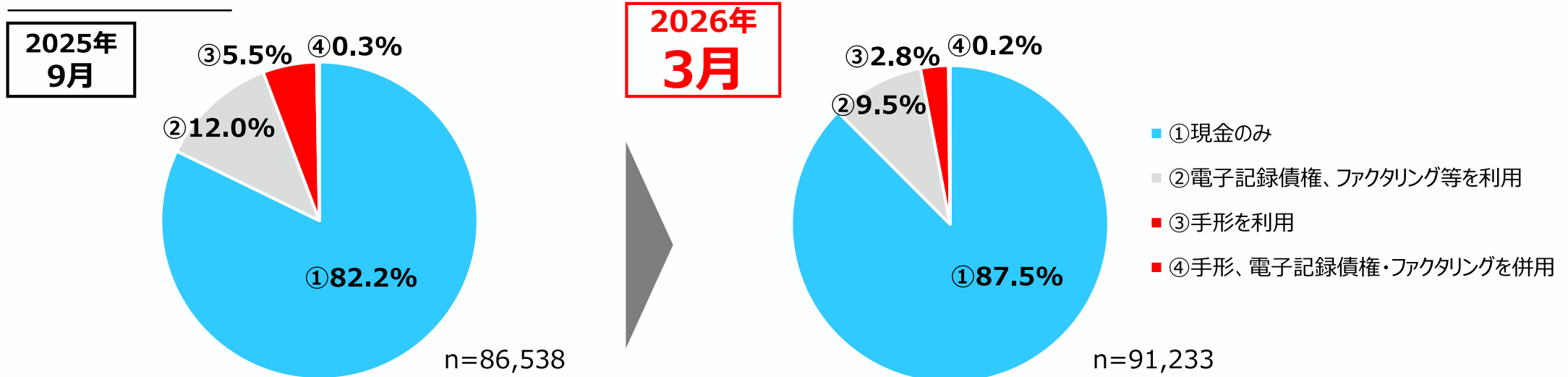
※ 業種別結果は、30件以上の回答があった業種のみを集計。

業種区分	価格転嫁率		件数		業種区分	価格転嫁率		件数	
情報サービス・ソフトウェア	63.6%	(42.2%)	71	(64)	印刷	40.4%	(41.4%)	129	(103)
卸売	52.0%	(55.7%)	247	(213)	電気・ガス・熱供給・水道	39.7%	(50.0%)	112	(109)
建設	48.8%	(52.1%)	4,713	(4,434)	農業・林業	38.6%	(56.4%)	35	(22)
小売	46.6%	(56.6%)	158	(149)	廃棄物処理	38.6%	(36.2%)	137	(128)
生活関連サービス	46.3%	(42.8%)	36	(50)	放送コンテンツ	35.0%	(48.2%)	40	(34)
ビルメンテナンス	43.2%	—	192	—	警備	27.7%	—	38	—

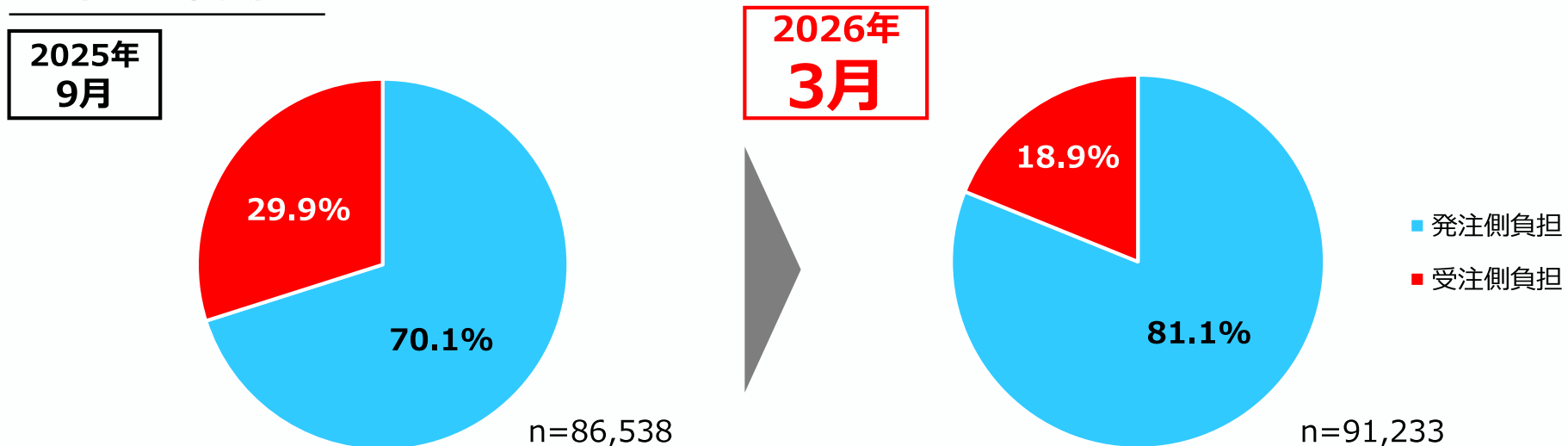
取引代金の支払条件の状況

- 取引代金の支払手段について、全額「現金のみ」の割合は**87.5%**まで増加（前回82.2%）。「手形の利用がある」割合は、**3%**まで減少（前回5.8%）。
- 支払手数料の負担について、「受注側企業が負担している」割合は、**2割弱まで減少**（前回29.9%）。

支払手段



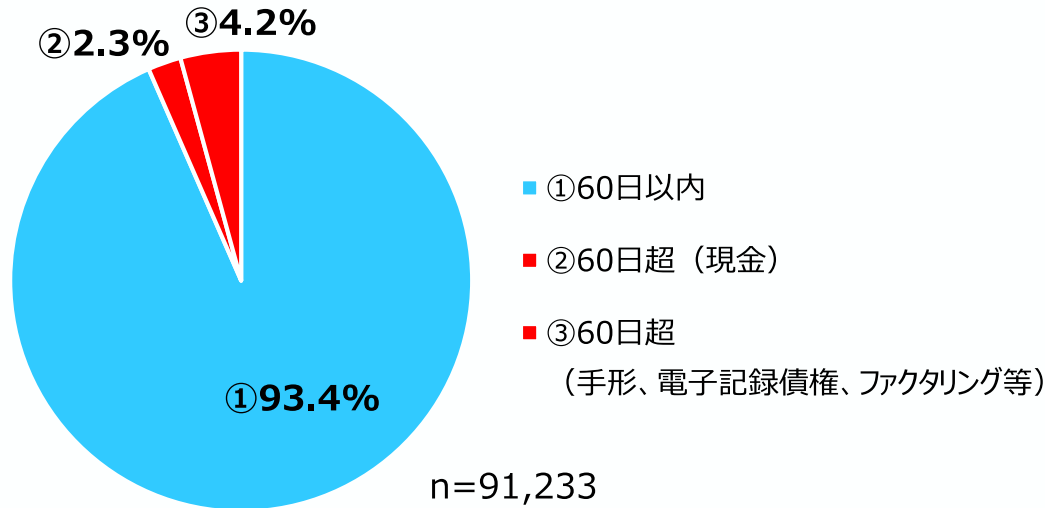
支払手数料負担



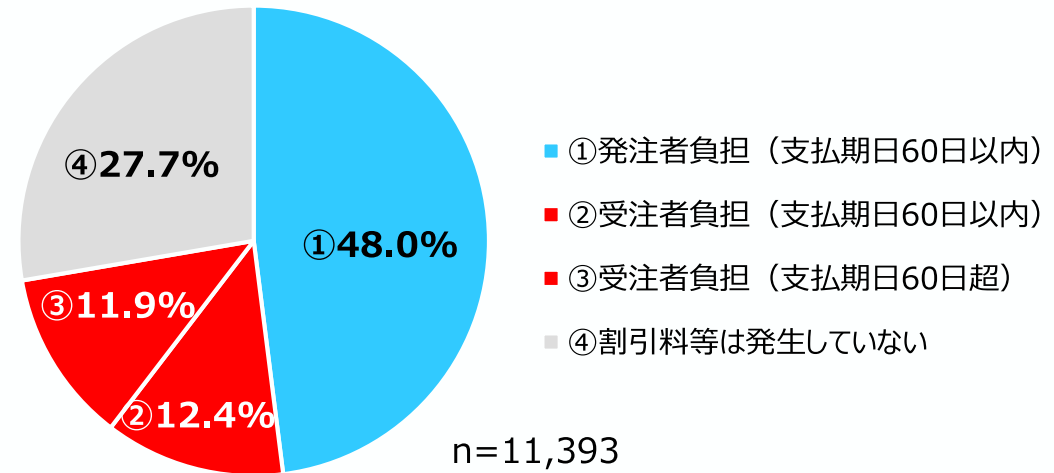
取引代金の支払条件の状況

- **支払期日**（支払いまでの期間）が**60日を超過**している割合は全体の**6.6%**。
- 手形等（手形・電子記録債権・ファクタリング）の利用があり、「**割引料等を受注側企業が負担している**」と回答した割合は、手形等を利用している企業のうち**約2割**（24.3%）を占める。

支払期日※



割引料等※の負担状況



※ 支払期日は、発注側企業が給付を受領した日（役務の場合は提供を受けた日）から受注側企業が取引代金の全額を受け取るまでの期間をいう。

※ 割引料等は、ファクタリング等の現金化に係る手数料（割引料等）や、当該ファクタリング等を利用する際の手数料（システム利用料等）を含む。割引料負担は、満期日より前に、受注者側の事情により、代金の受領を前倒しするために割引料を支払う場合を除く。

アンケート回答企業からの支払条件に関する具体的な声

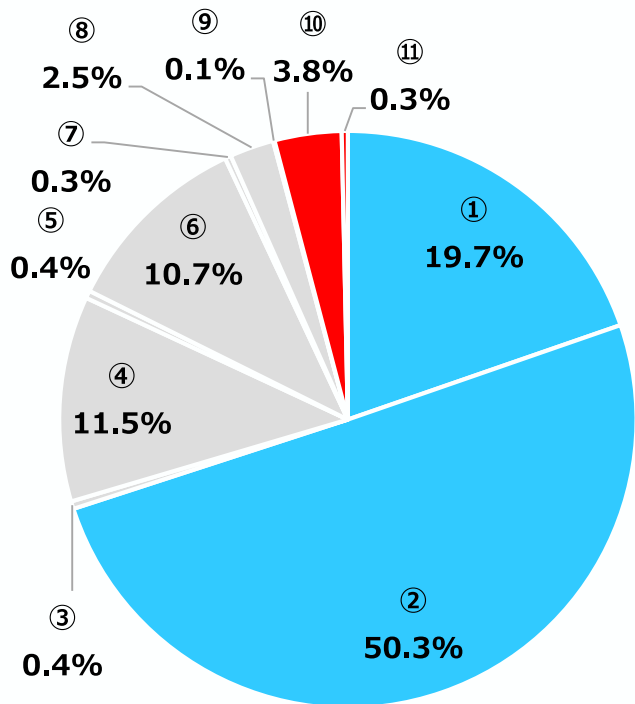
○今年1月から取適法が適用され、期日が短縮されるとともに振込手数料も発注側企業の負担になった。

○手形支払が全額現金に変更になり、支払サイトが短縮されたので資金繰りが楽になった。

▲未だに120日を超えた支払いがある。期日の短縮や支払の現金化を依頼しているが取り合ってもらえない。

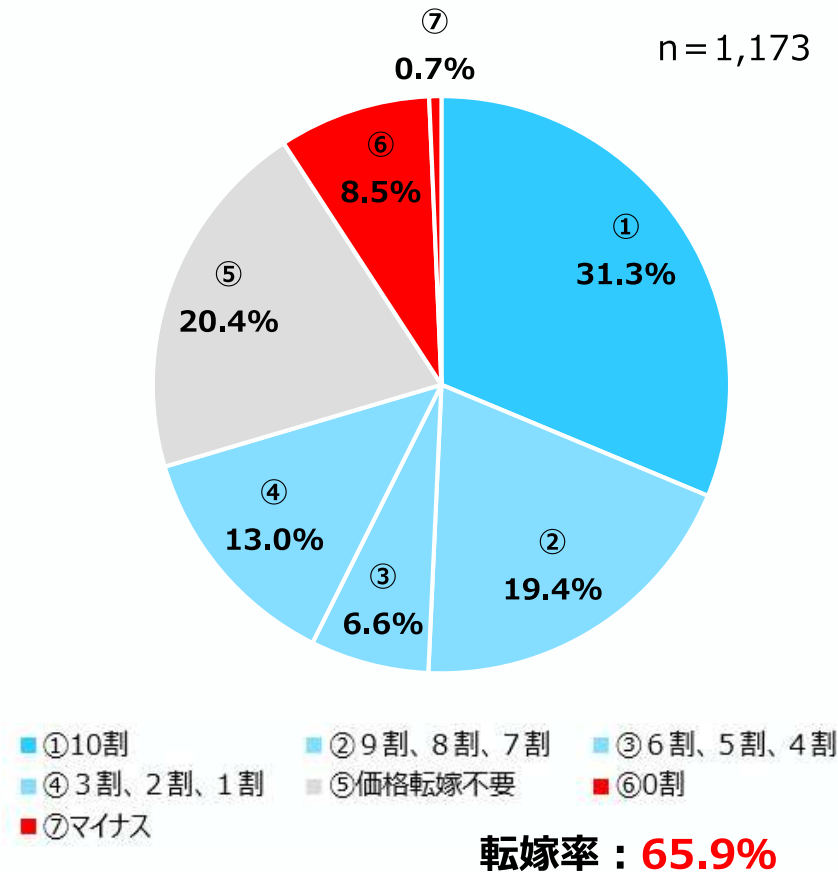
化学

直近6か月間における価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

直近6か月間における価格転嫁の状況【コスト全般】



アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

- 原材料費を発注側が持ち、製造経費を全額加算する方式で価格決定しており、受注側の負担が生じない。
- 業務内容の高度化や人件費上昇を踏まえ、発注側が価格引上げを検討し、期待以上の条件提示があった。
- ▲ 競合他社が動くまで値上げを認めず、承認手続にも時間を要するため、その間は自社でコスト増を吸収せざるを得ない。
- ▲ 法対応で必要な費用まで繰り返し説明や明細提出を求められ、値切りや先延ばしが常態化しており、受注側の負担が大きい。

香川県における中小企業の労働事情

—令和7年度中小企業労働事情実態調査報告書—



香川県中小企業団体中央会

はじめに

中小企業団体中央会では、昭和39年より政府指定事業の一環として、全国規模で「中小企業労働事情実態調査」を実施しています。

令和7年度も、深刻な人手不足等を背景に高水準の賃上げが相次いで実現され、地域別最低賃金の全国平均も過去最大の66円の上げ幅となるなど、全国的に高い賃上げムードが続いています。

一方で、依然として続く原材料や燃料価格の高騰に伴う値上げやトランプ関税の影響など、市場経済は依然として不安定で不透明な情勢であり、我々の生活環境や事業経営環境にも大きな影響をもたらしています。

このため、本年度は、価格転嫁の状況とその内容について例年よりも詳細な項目について調査を行いました（12～14頁）。また、従来 of 調査項目に加えて、労働生産性を高めようとして行った取組み（9頁）や労使間の協議（22頁）、同一労働同一賃金への対応（24頁）等についても新たに調査し、調査結果の中からいくつか要点を抽出して報告書を作成しました。

本報告書が、県内中小企業の労働事情の実態の把握と現状に即した対応をお考えいただく上で、多少なりとも参考になれば幸甚です。

最後に、本調査の実施にあたり格別のご協力をいただきました関係組合及び調査対象事業所に対しまして、厚くお礼申し上げます。

令和7年12月

香川県中小企業団体中央会

目 次

調査実施要領

回答事業所の概要

1. 回答事業所数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 常用労働者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 女性常用労働者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4. パートタイマー比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

調査結果の概要

1. 経営状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 経営状況
 - (2) 主要事業の今後の方針
 - (3) 経営上の障害
 - (4) 経営上の強み
 - (5) 労働生産性を高めようとして行った取組み
2. 労働時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 週所定労働時間
 - (2) 月平均残業時間
3. 有給休暇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 年次有給休暇の平均付与日数
 - (2) 年次有給休暇の平均取得日数
 - (3) 年次有給休暇の平均取得率
4. 価格転嫁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (1) 転嫁状況
 - (2) 転嫁内容と転嫁率
 - (3) 転嫁予定
5. 従業員の採用及び給与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (1) 従業員の採用計画
 - (2) 新規学卒者の初任給
 - ・初任給(高校卒)
 - ・初任給(専門学校卒)
 - ・初任給(短大・高専卒)
 - ・初任給(大学卒)
 - (3) 中途採用者の年齢層
 - (4) 中途採用の際に最も重視した項目
6. 労使間の協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - (1) 労働組合の有無
 - (2) 労使協議の機会や場
 - (3) 労使協議内容
7. 賃金改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (1) 賃金改定実施状況
 - (2) 平均昇給額・昇給率
 - (3) 賃金改定の内容
 - (4) 賃金改定の決定要素
 - (5) 同一労働同一賃金への対応

調査実施要領

1. 調査の目的

香川県内における中小企業の労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに中央会労働支援方針の策定に資することを目的として、毎年定期的を実施するものである。

2. 調査機関

香川県中小企業団体中央会

3. 調査実施方法

会員組合への依頼による郵送調査

4. 調査時点

令和7年7月1日

5. 調査対象事業所

600事業所（製造業・非製造業）

6. 調査対象の選定

県内の従業員規模300人以下の中小企業を任意抽出し一定業種に偏しないよう選定した。

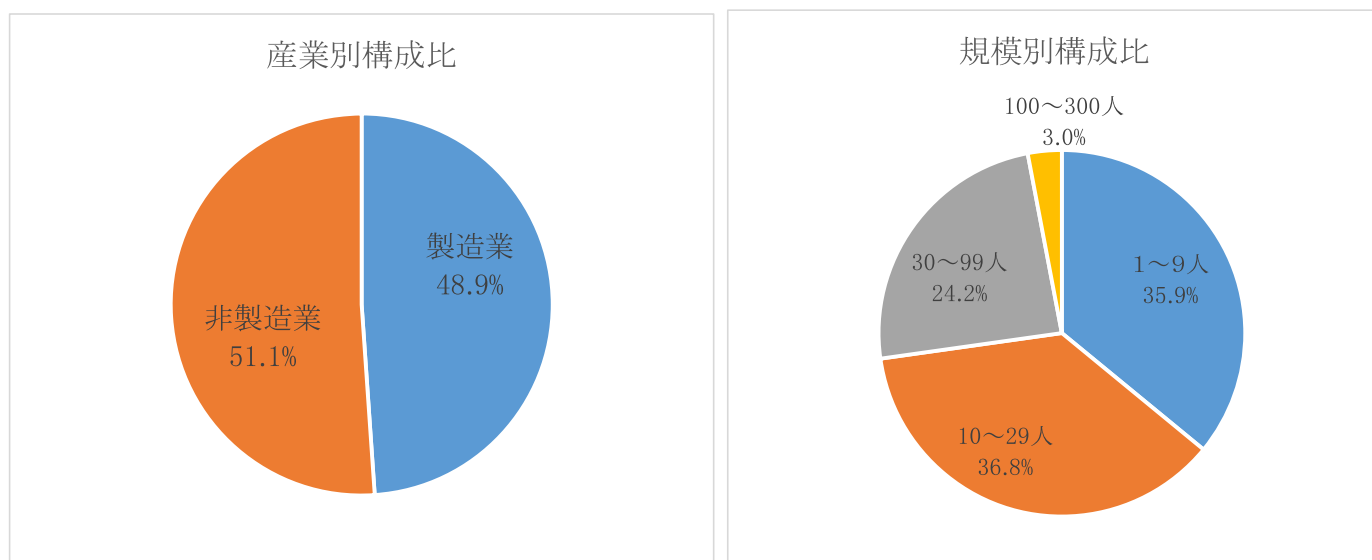
7. 調査の主な内容

- (1) 経営状況に関する事項
- (2) 労働時間に関する事項
- (3) 有給休暇に関する事項
- (4) 価格転嫁に関する事項
- (5) 従業員の採用及び給与に関する事項
- (6) 労使間の協議に関する事項
- (7) 賃金改定に関する事項

回答事業所の概要

1. 回答事業所数 有効回答数 231事業所

令和7年度調査の回答事業所は、調査対象600事業所のうち、製造業113事業所、非製造業118事業所の合計231事業所で、回答率は38.5%であった。(昨年度41.5%)

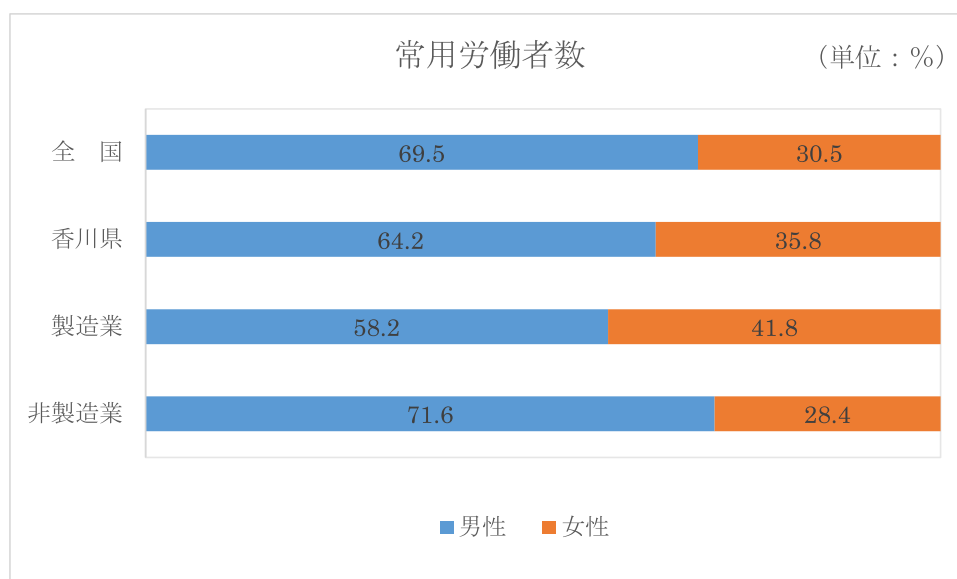


2. 常用労働者数

香川県の回答事業所における常用労働者数は5,713人で、内訳は男性3,688人(64.2%)、女性2,045人(35.8%)となっており、女性の構成比が全国平均(30.5%)より5.3ポイント高い。

業種別にみると、男性常用労働者比率は、製造業では「機械器具」(93.9%)、「窯業・土石」(84.9%)、「金属・同製品」(83.3%)、非製造業では「運輸業」(88.8%)「建設業」(81.5%)の順で高い。

一方、女性常用労働者比率は、製造業では「食料品」(58.7%)、「繊維工業」(55.7%)、非製造業では「サービス業」(49.0%)で高く、製造業に従事する女性の割合は、非製造業に比べて13.4ポイント高くなっている。

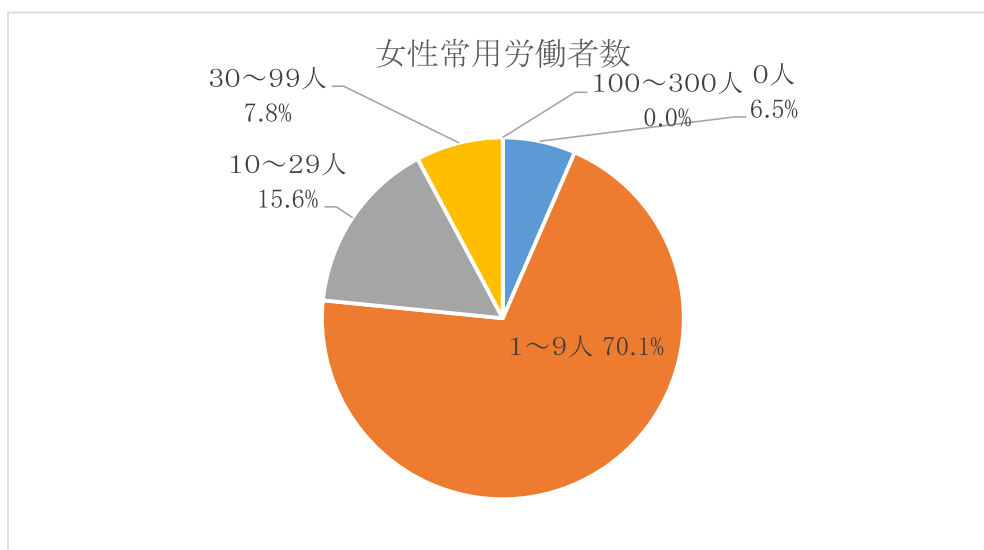


3. 女性常用労働者数

香川県内の女性常用労働者数をみると、「1～9人」が最も多く70.1%、次いで「10～29人」(15.6%)、「30～99人」(7.8%)と続く。

また、1事業所当たりの人数は、8.9人であった(全国平均9.6人)。

業種別にみると、製造業11.7人に対して、非製造業では6.2人と、製造業が5.5人多い結果となった。



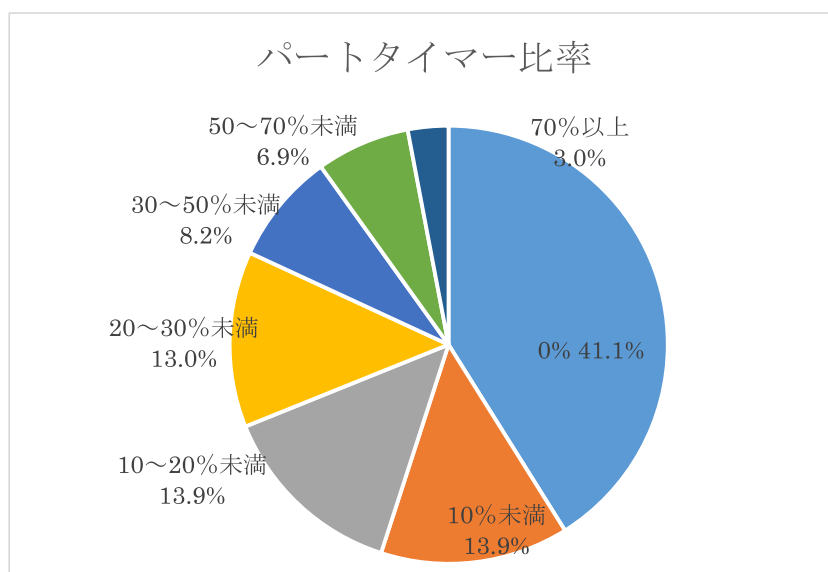
4. パートタイマー比率

パートタイマー比率をみると、「0%」が41.1%と最も高く、次いで「10%未満」(13.9%)、「10～20%未満」(13.9%)と続いている。

1事業所当たりの比率を規模別にみると、「100～300人」の事業所で24.5%と最も高かった。

全体の平均は、15.5%であった。

1事業所当たりの比率を業種別にみると、製造業が15.3%、非製造業が15.6%で、非製造業の方が0.3ポイント高い結果となった。



パートタイマー比率

(%)

		1事業所当たりの比率	0%	10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30～50%未満	50～70%未満	70%以上
全国		14.7	43.5	18.1	11.9	7.8	8.1	6.6	4.0
香川		15.5	41.1	13.9	13.9	13.0	8.2	6.9	3.0
規模別	1～9人	16.0	53.1	0.0	13.6	16.1	4.9	7.4	4.9
	10～29人	13.2	46.4	16.7	13.1	7.1	9.5	4.8	2.4
	30～99人	16.7	20.7	29.3	13.8	17.2	10.3	6.9	1.8
	100～300人	24.5	12.5	12.5	25.0	12.5	12.5	25.0	0.0
業種別	製造業	15.3	35.4	19.5	16.8	11.5	8.0	6.2	2.6
	非製造業	15.6	46.6	8.5	11.0	14.4	8.5	7.6	3.4

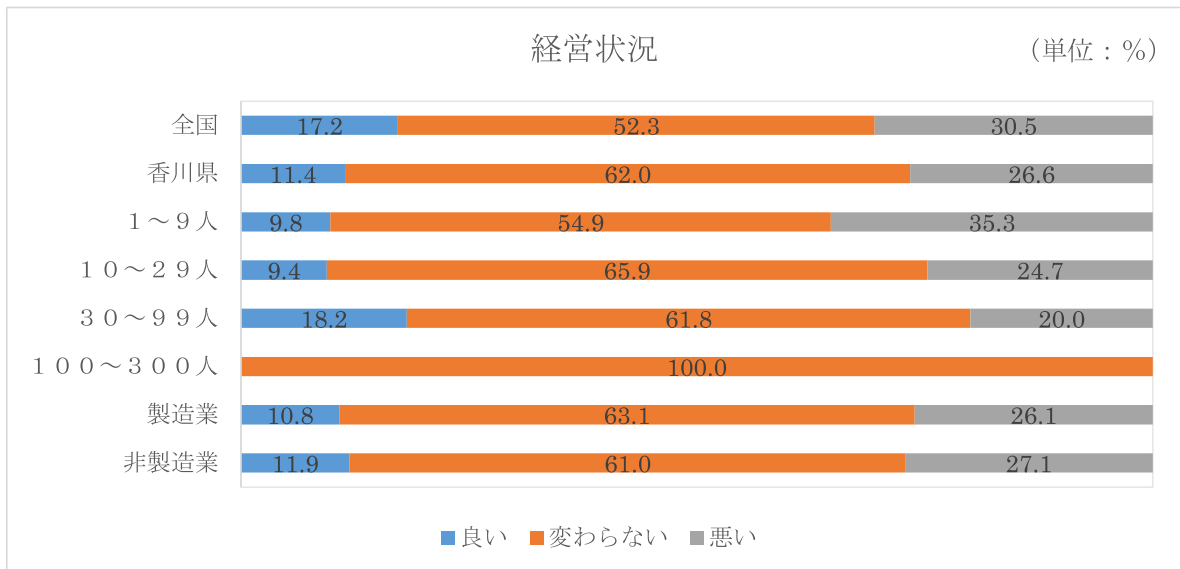
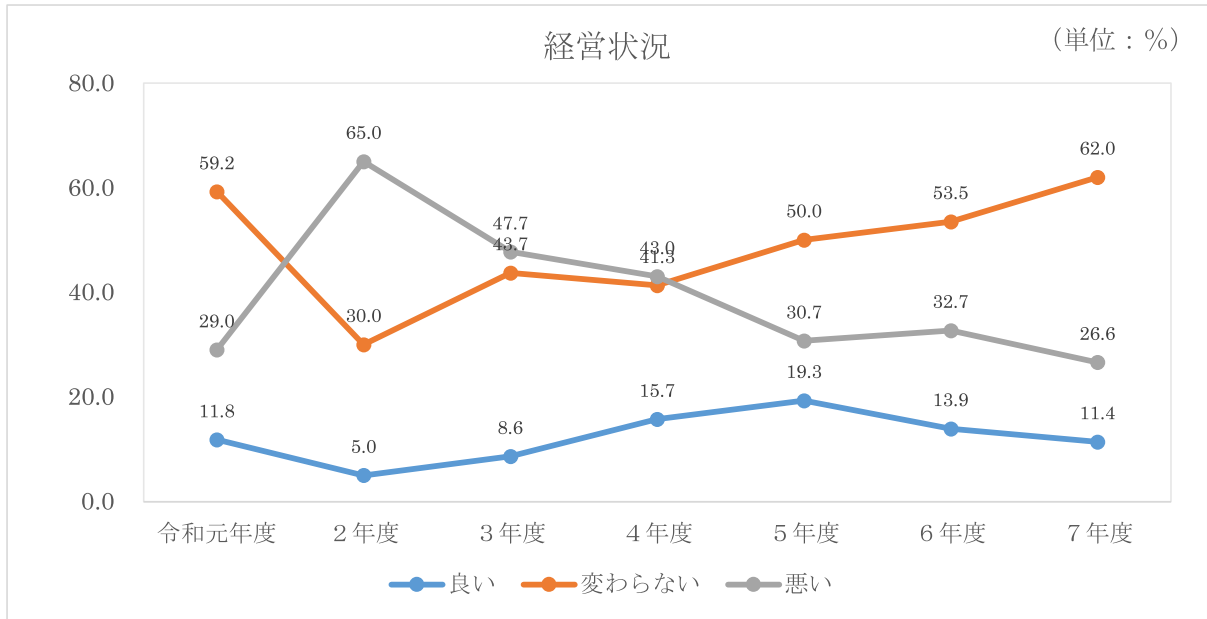
調査結果の概要

1. 経営状況

(1) 経営状況

県内中小企業の現在の経営状況は、「変わらない」が62.0%を占め、以下「悪い」(26.6%)、「良い」(11.4%)の順となっている。「良い」は前年度より2.5ポイント低い結果となった。また、「悪い」は昨年度より6.1ポイント減少しており、経営状況については、コロナ前の令和元年度に近い数値となった。

「良い」を規模別にみると、「30～90人」が18.2%で最も高く、次いで「1～9人」が9.8%、「10～29人」が9.4%という結果となった。

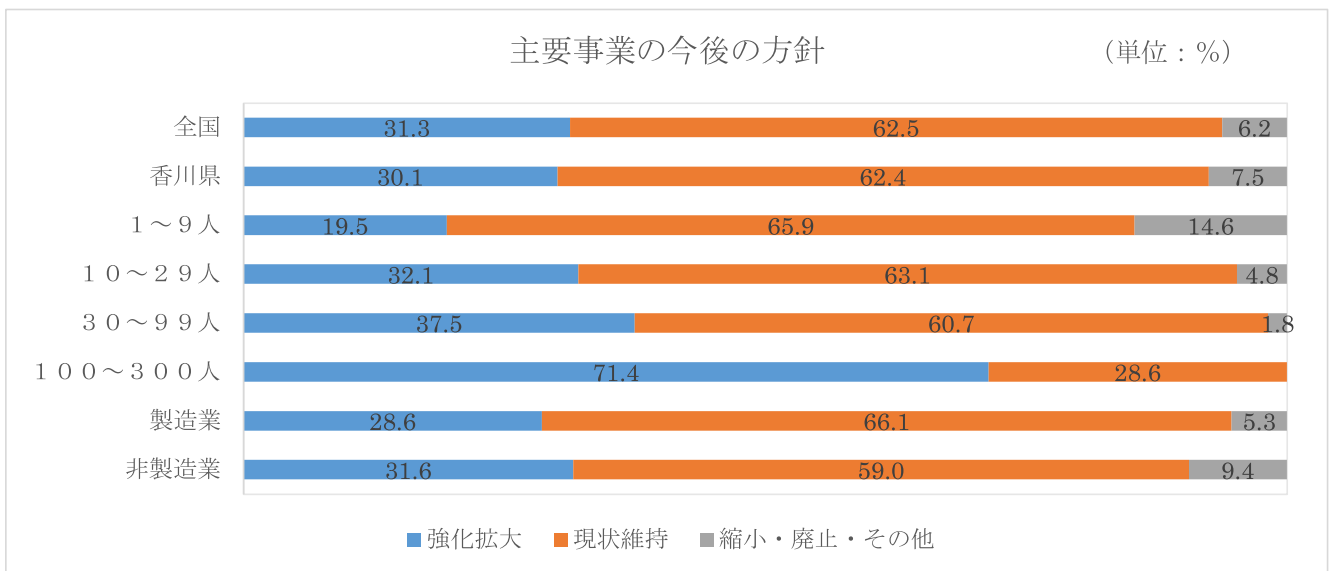
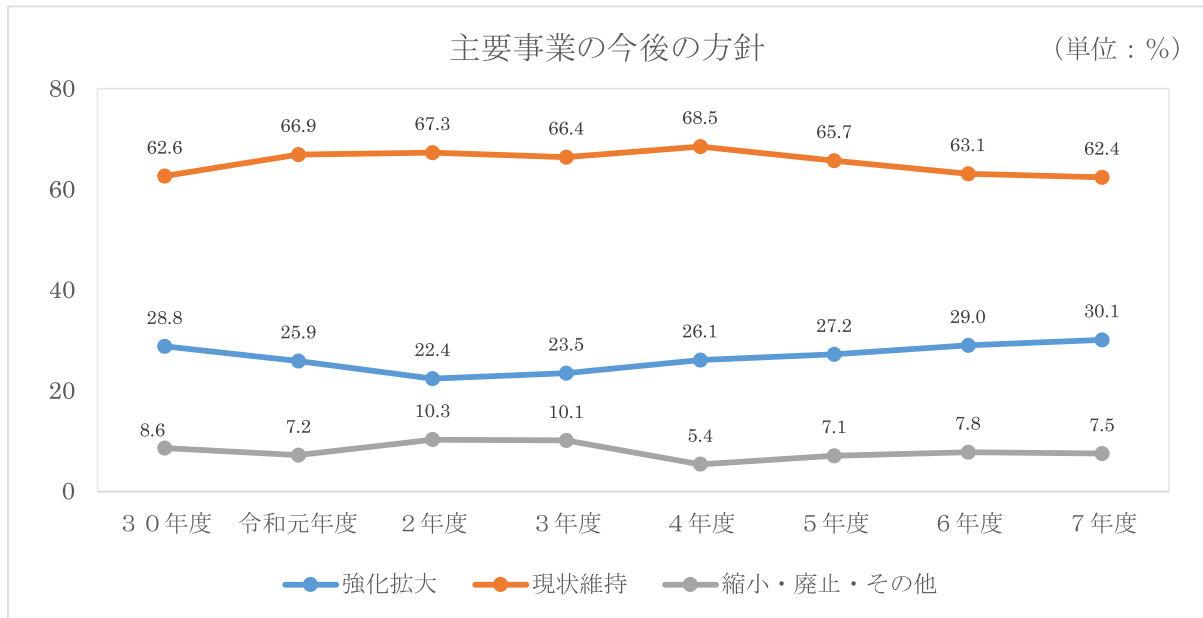


(2) 主要事業の今後の方針

現在行っている主要事業の今後の方針については、「現状維持」とする事業所が62.4%と最も多く、昨年度より0.7ポイント低い結果となった。

「強化拡大」は30.1%で、昨年度より1.1ポイント高く、「縮小・廃止・その他」は、7.5%で、昨年度より0.3ポイント低い結果となった。

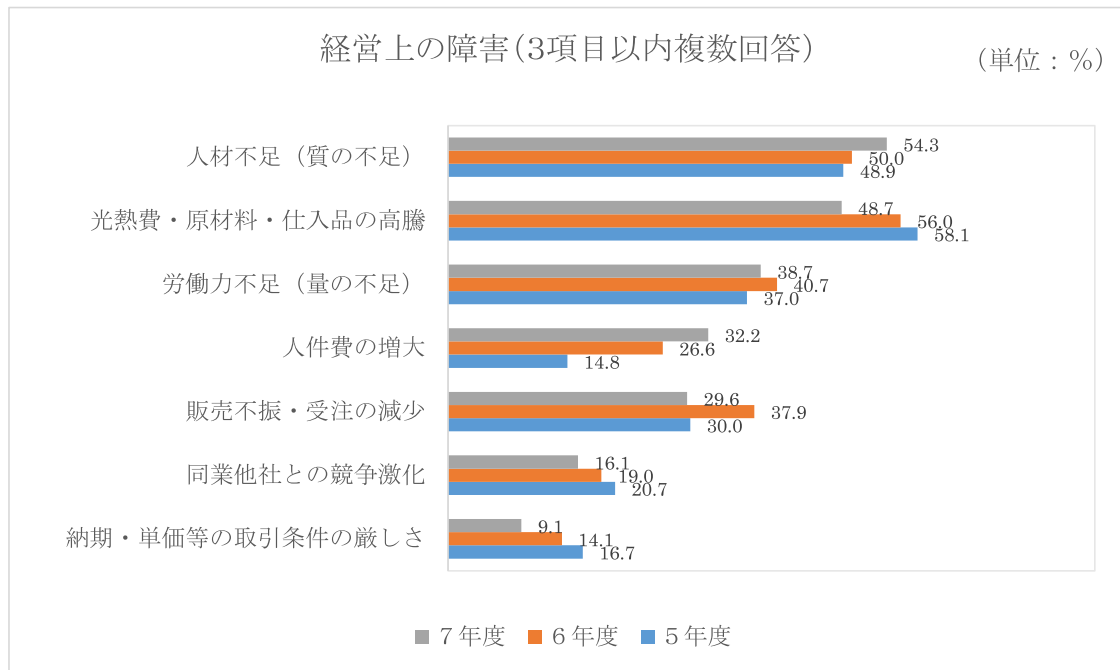
業種別では、製造業で「強化拡大」を考えている事業所は28.6%、非製造業では31.6%であった。一方、「縮小・廃止・その他」は、製造業では5.3%、非製造業では9.4%であった。



(3) 経営上の障害

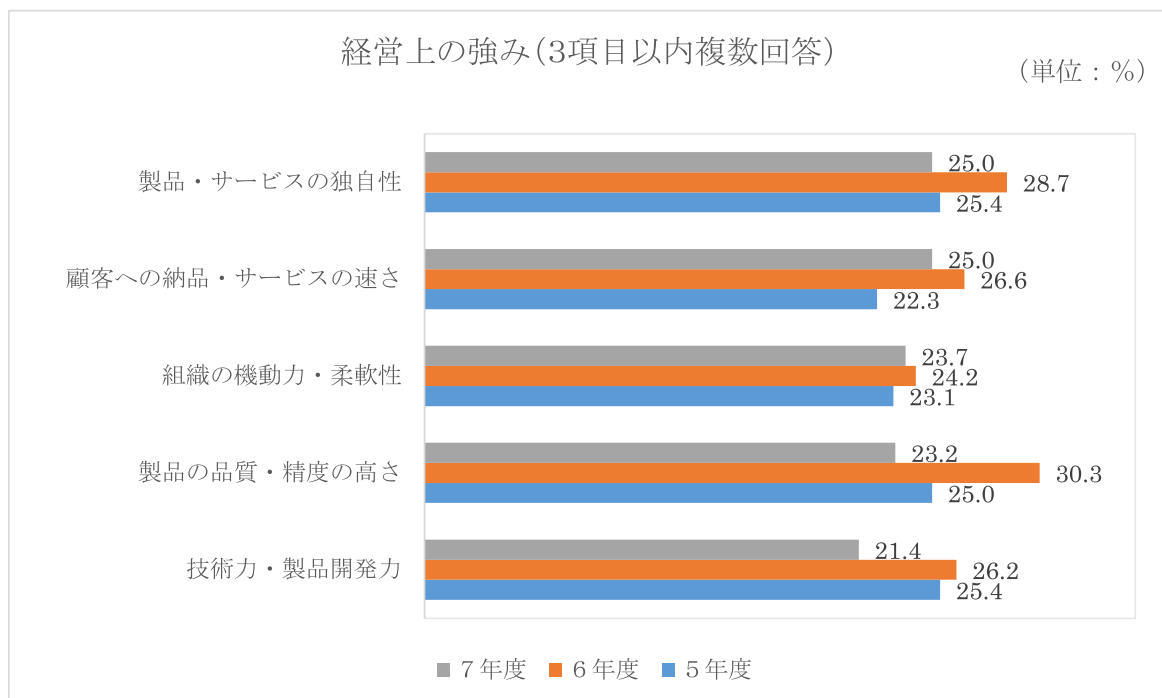
中小企業が直面している経営上の障害の今年度の上位3位は、「人材不足（質の不足）」（54.3%）、「光熱費・原材料・仕入品の高騰」（48.7%）、「労働力不足（量の不足）」（38.7%）で占められている。

「光熱費・原材料・仕入品の高騰」は、昨年度よりも7.3ポイントの減少となっている。人材（質）の不足に加えて人件費の増大についても年々増加しており、光熱費・原材料・仕入品の高騰だけでなく、人手不足感及び人件費の高騰に悩む事業者が増えてきていることが見受けられる結果となった。



(4) 経営上の強み

自社の経営上の強みの今年度の上位3位は、「製品・サービスの独自性」（25.0%）、「顧客への納品・サービスの速さ」（25.0%）、「組織の機動力・柔軟性」（23.7%）で占められている。



(5) 労働生産性を高めようとして行った取組み

労働生産性を高めようとして過去3年間で実施した取組みについて、上位3位は「仕事内容・進め方の見直し」38.6%、「長時間労働の解消（残業の削減等）」31.6%、「既存の商品・サービスの付加価値を高める技術力（現場力）」31.1%であった。

その他、「DX投資（自動化、省力化）」や「メンタルヘルス対策、健康確保策」、「技術革新への対応力」といった項目において、従業員数が多い事業者ほど取組みを行っている割合が高かった。昨今、企業経営における省力化や健康経営といったテーマが重要視されているが、小規模事業者にとっては取り組むハードルが高くなっていることが見受けられた。

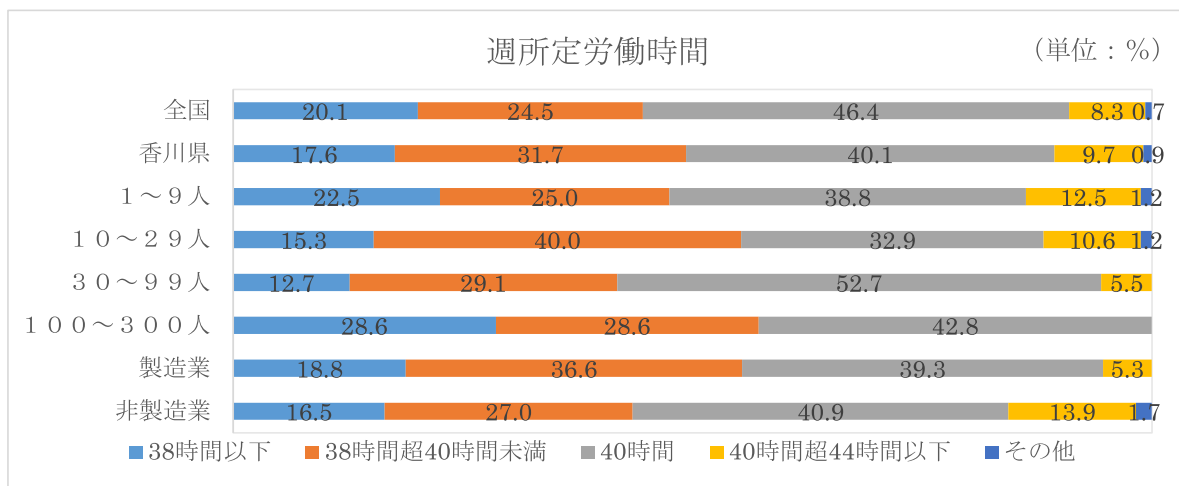
		仕事内容・進め方の見直し	長時間労働の解消（残業の削減等）	既存の商品・サービスの付加価値を高める技術力（現場力）	DX投資（自動化、省力化）	メンタルヘルス対策、健康確保策	技術革新への対応力
全国		40.2	30.9	28.2	18.6	11.1	9.6
香川		38.6	31.6	31.1	13.6	6.1	7.0
規模別	1～9人	36.6	15.9	23.2	1.2	3.7	6.1
	1～4人	32.4	5.4	24.3		2.7	5.4
	5～9人	40.0	24.4	22.2	2.2	4.4	6.7
	10～29人	38.8	37.6	34.1	15.3	8.2	5.9
	10～20人	40.7	37.3	33.9	11.9	10.2	8.5
	21～29人	34.6	38.5	34.6	23.1	3.8	
	30～99人	42.6	42.6	35.2	25.9	3.7	7.4
	100～300人	28.6	57.1	57.1	42.9	28.6	28.6
製造業 計		39.6	32.4	40.5	14.4	5.4	8.1
非製造業 計		37.6	30.8	22.2	12.8	6.8	6.0

2. 労働時間

(1) 週所定労働時間

週所定労働時間については、労働基準法で規定されている「週40時間」以下を達成した事業所は89.4%で、前年度と比べて1.9ポイント増加した。

「週40時間」を超える事業所は、業種別にみると、非製造業において割合が高く、また、規模別にみると、「1～9人」の事業所での割合が高い。特例措置対象事業場を除く事業所においては、法定労働時間を守る必要がある。



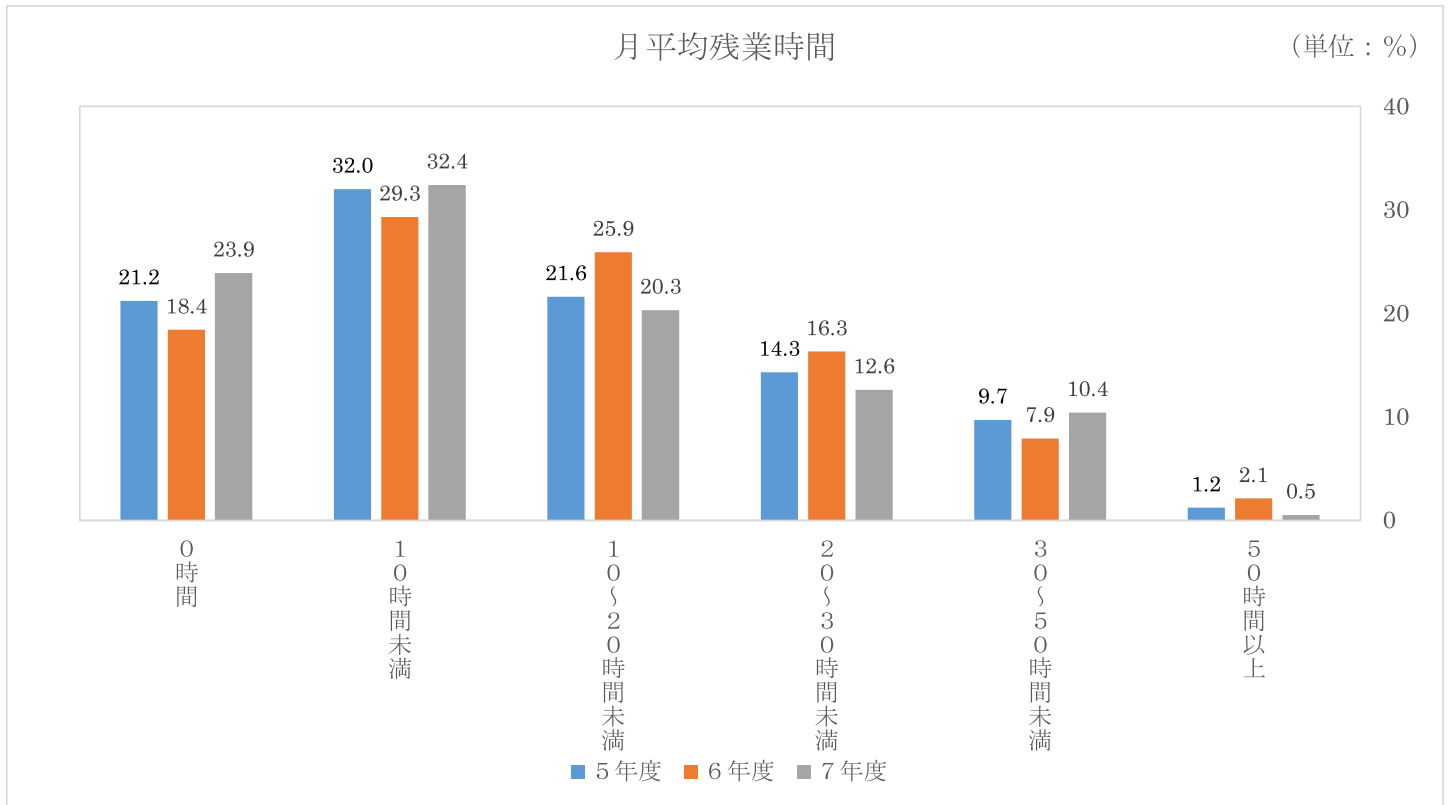
ワンポイントメモ

特例措置対象事業場（週44時間）・・・常時使用する労働者（パート・アルバイト含む。）が10人未満の①商業②映画・演劇業③保健衛生業④接客娯楽業の事業所は適用することができます。

(2) 月平均残業時間

月平均残業時間は、「10時間未満」(32.4%)が最も多く、次いで「0時間」(23.9%)と「10～20時間未満」(20.3%)が続く。

従業員1人当たりの月平均残業時間は、1事業所当たり10.7時間(昨年度12.6時間)と減少した。



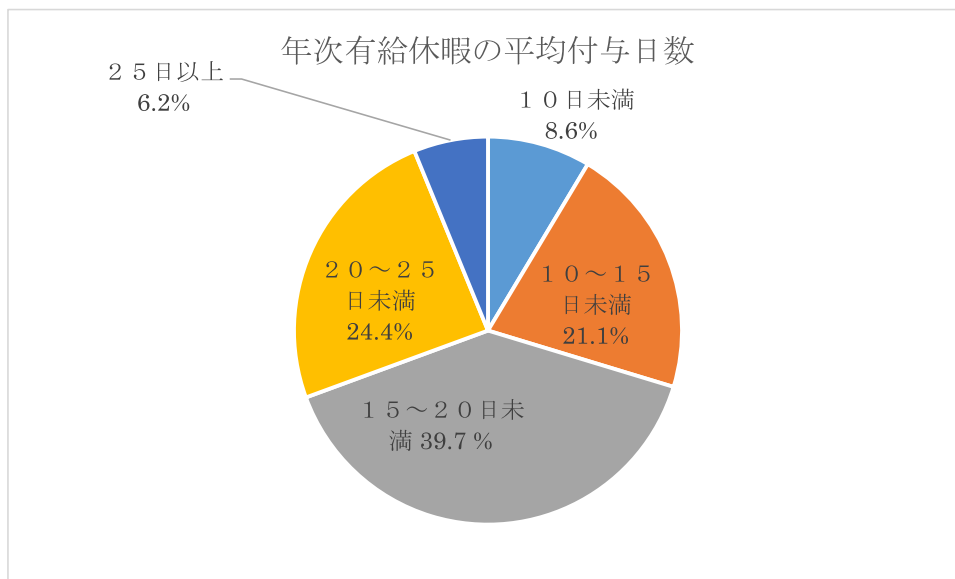
3. 有給休暇

(1) 年次有給休暇の平均付与日数

年次有給休暇の平均付与日数は、「15～20日未満」(39.7%)が最も多く、次いで「20～25日未満」(24.4%)、「10～15日未満」(21.1%)と続く。

年次有給休暇を10日以上付与している事業所は、91.4%となっている。

平均付与日数は、16.4日で昨年度より0.5日増加した。

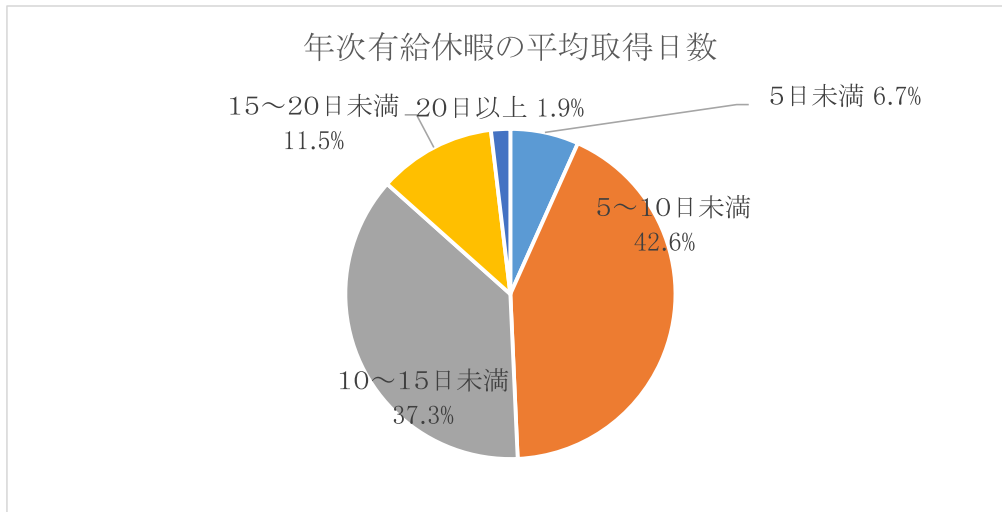


(2) 年次有給休暇の平均取得日数

年次有給休暇の平均取得日数は、「5～10日未満」(42.6%)が最も多く、次いで、「10～15日未満」(37.3%)、「15～20日未満」(11.5%)と続く。

平均取得日数が10日未満の事業所は、49.3%となっている。

平均取得日数は、9.3日であり、昨年度より0.5日減少した。



ワンポイントメモ

年次有給休暇…労働基準法により、雇入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者(パートタイム含む。)に対し、10日以上を付与することが定められています。

ただし、週所定労働時間30時間未満、かつ、週所定労働日数が4日以下のパートタイマーは、通常の労働者と比較して比例付与となります。

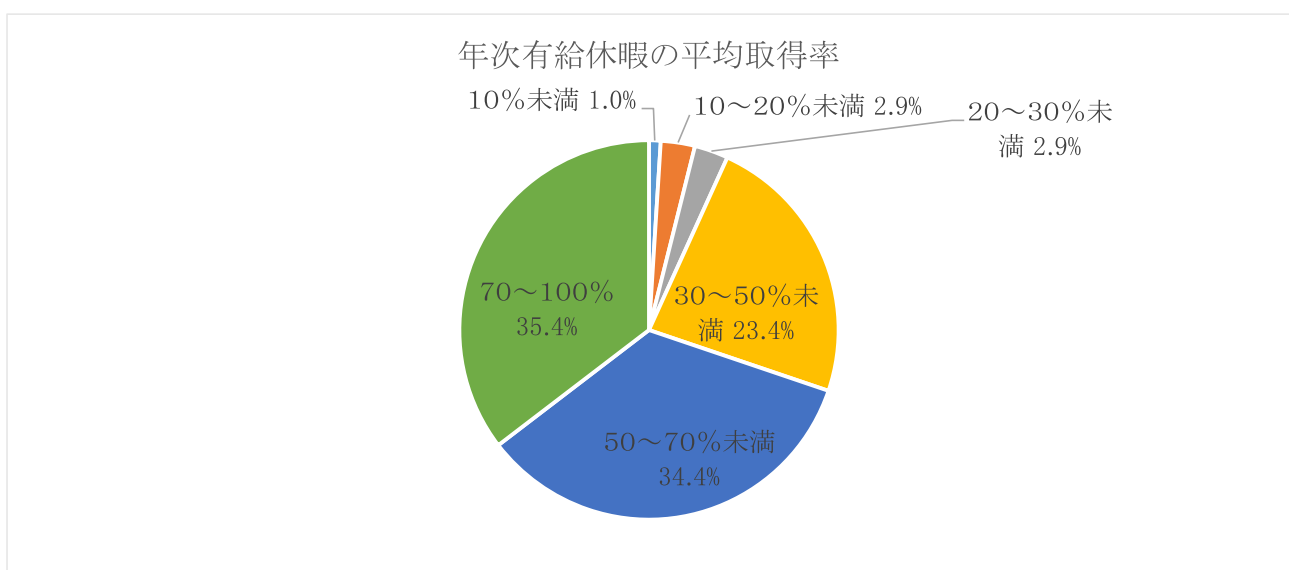
なお、2019年4月から、全ての企業において、年10日以上**の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要**となっています。

(3) 年次有給休暇の平均取得率

年次有給休暇の平均取得率(有給休暇付与日数の内、有給休暇を取得した割合)は、「70～100%」(35.4%)が最も多く、次いで「50～70%未満」(34.4%)であった。

「50%未満」である事業所は、30.2%であった。

年次有給休暇平均取得率は、60.8%であり、昨年度より0.4ポイント減少した。



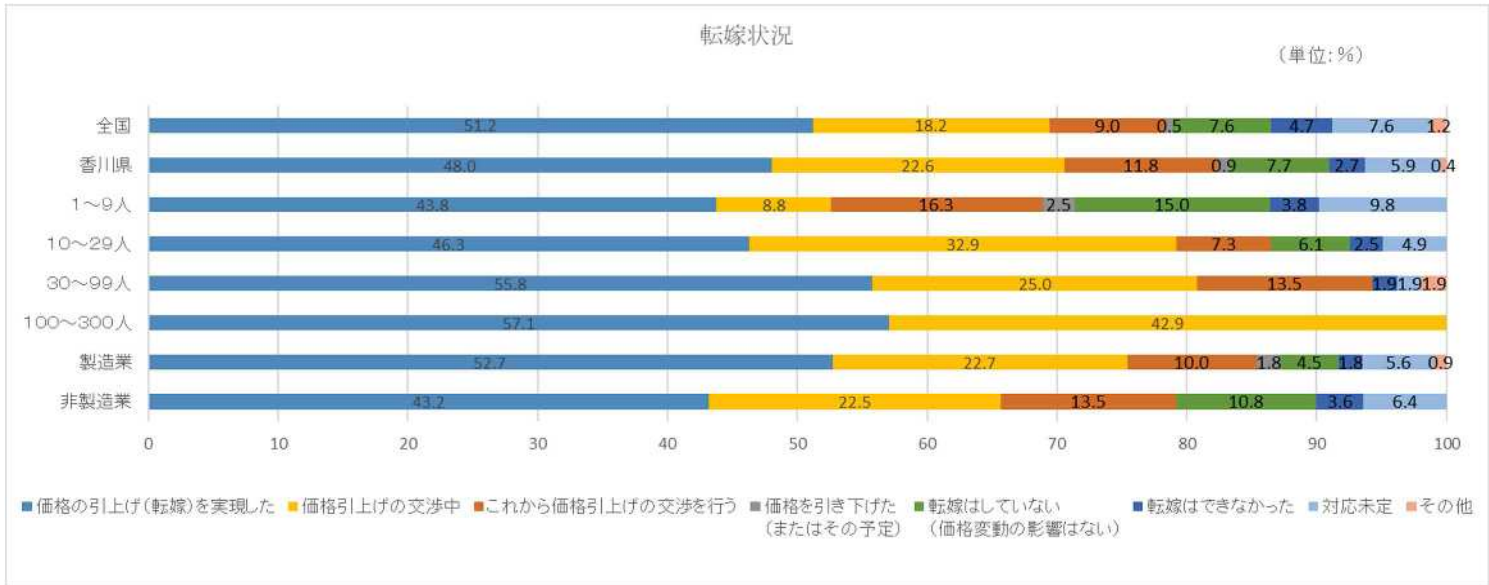
4. 価格転嫁

(1) 転嫁状況

原材料費、人件費等の増加による販売・受注価格への転嫁状況については、「価格の引上げ（転嫁）を実現した」、「価格引上げの交渉中」、「これから価格引上げの交渉を行う」が合わせて82.4%であり、昨年と比較して4.9ポイント増加した。

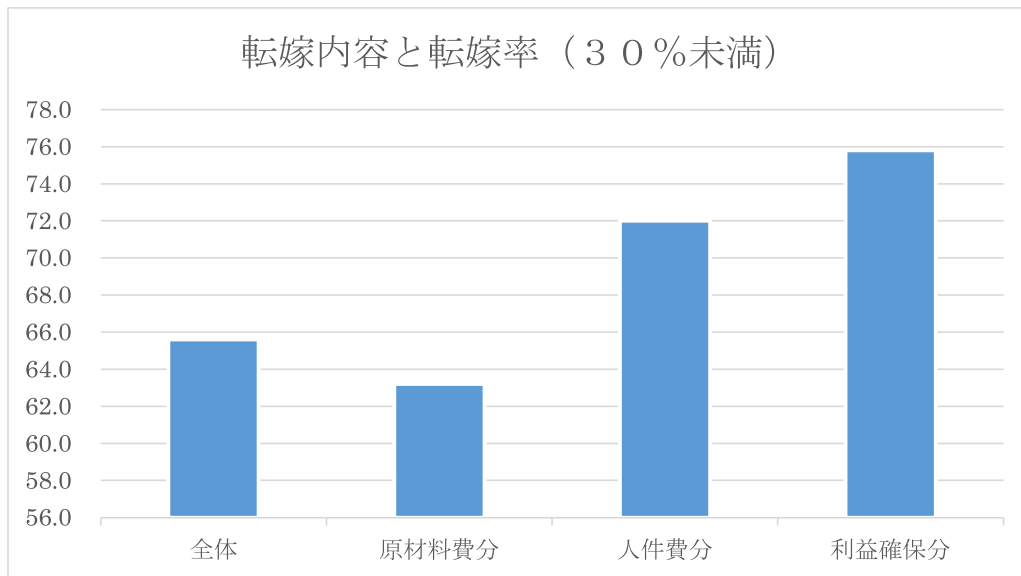
規模別にみると、「100～300人」の事業所で100%（昨年93.3%）が、「価格の引上げ（転嫁）を実現した」、「価格引上げの交渉中」と回答したのに対し、「1～9人」では52.6%（昨年62.3%）で、その差は47.4ポイント（昨年31.0ポイント）となっており、規模による格差は昨年より大幅に拡大した。

業種別では、製造業で「価格の引上げ（転嫁）を実現した」、「価格引上げの交渉中」が75.4%（昨年77.0%）、非製造業では65.7%（昨年62.3%）であり、昨年と同程度の水準であった。

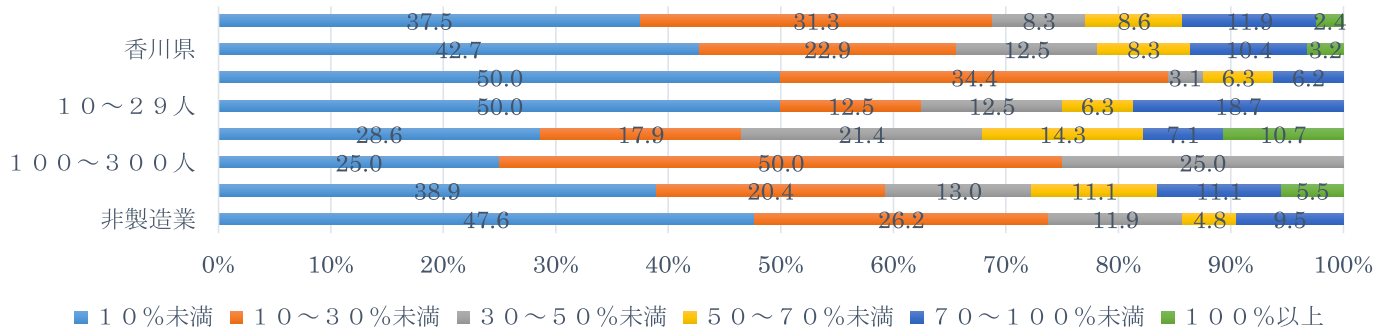


(2) 転嫁内容と転嫁率

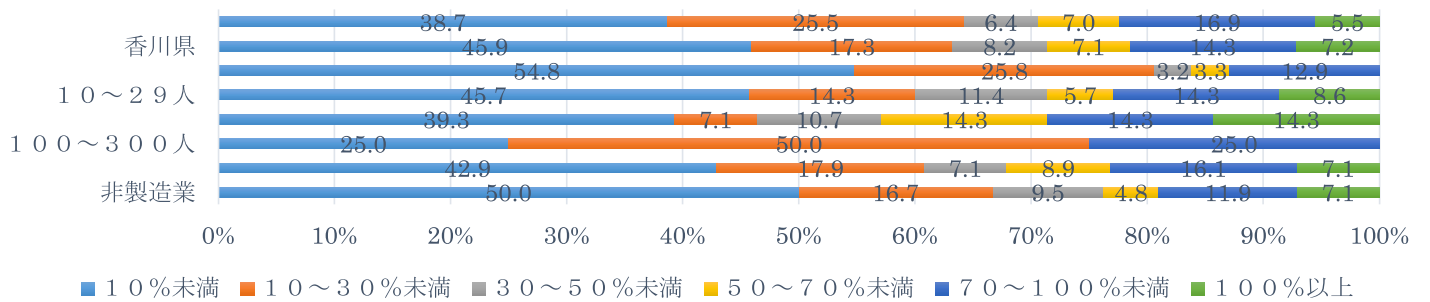
原材料費分・人件費分・利益確保分の価格転嫁について、転嫁率が30%未満の回答に着目すると、全体が65.6%、原材料費分が63.2%、人件費分が72.0%、利益確保分が75.8%であり、人件費分及び利益確保分の価格転嫁が原材料費分に比べて進んでいないことがわかった。



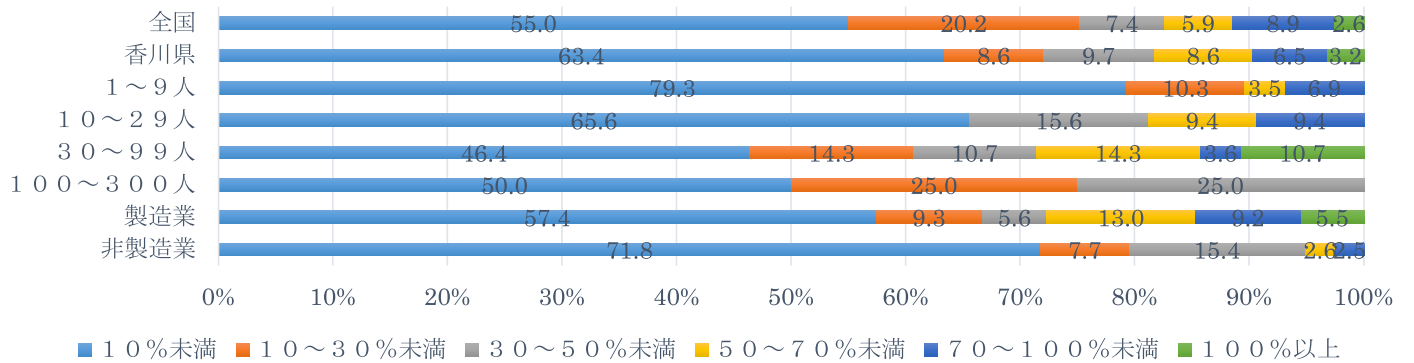
転嫁率（全体）



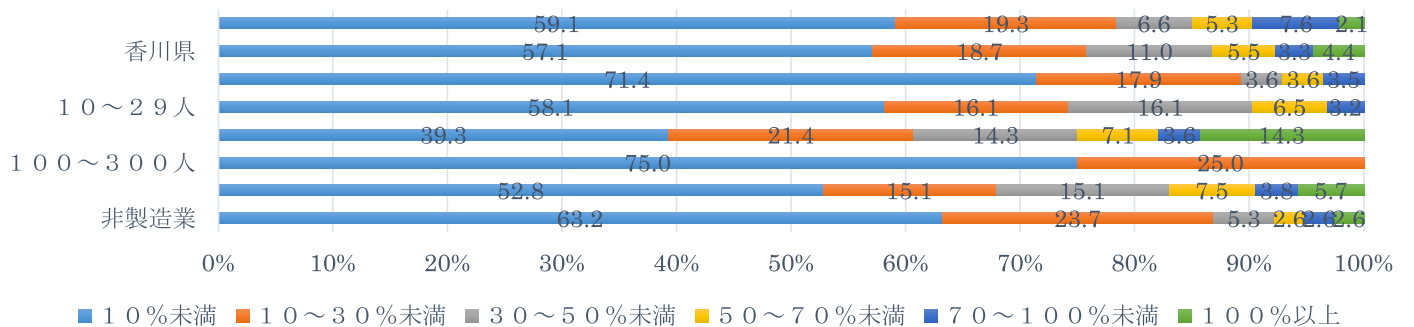
転嫁率（原材料費分）



転嫁率（人件費分）

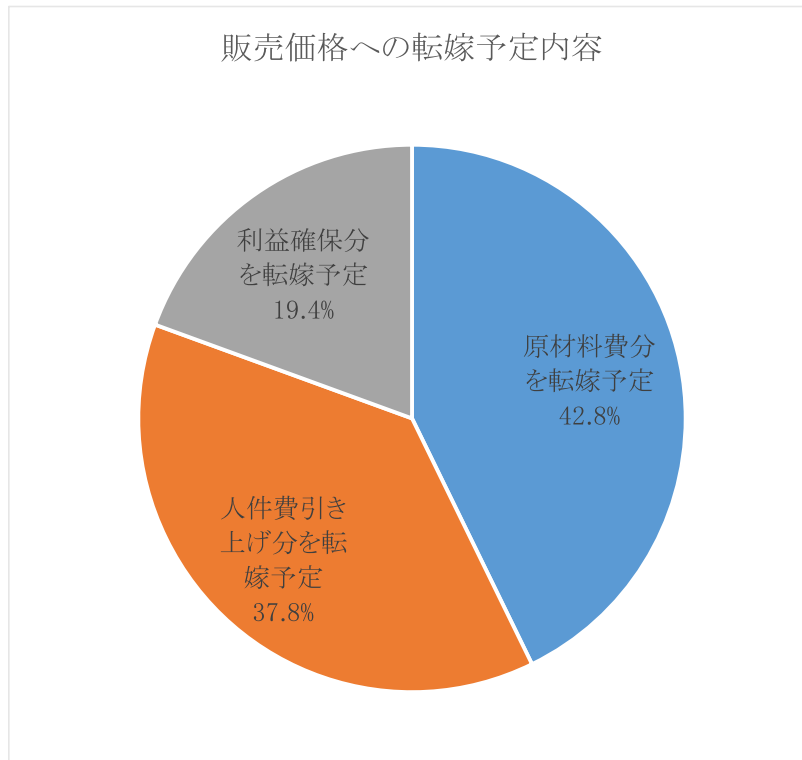


転嫁率（利益確保分）



(3) 転嫁予定

価格転嫁予定については、原材料費分が42.8%、人件費分が37.8%、利益確保分が19.4%という結果となった。特に利益確保分の転嫁については原材料費分の半分以下となっており、利益確保分の価格転嫁について特に壁を感じる事業者が多いと考えられる結果となった。



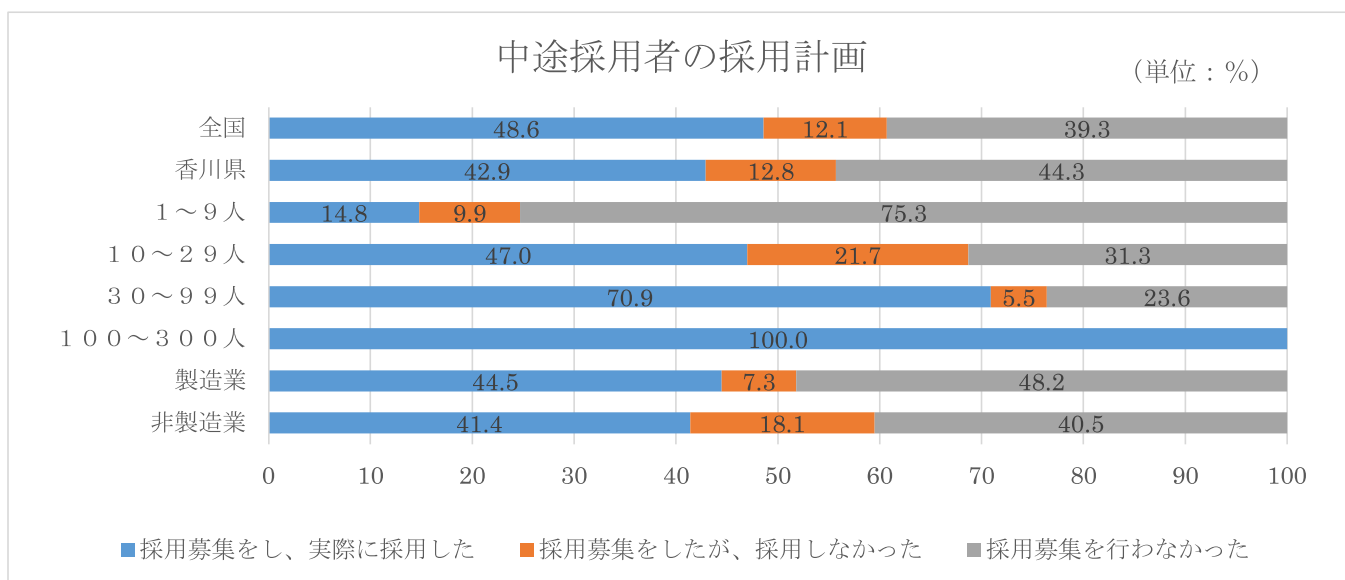
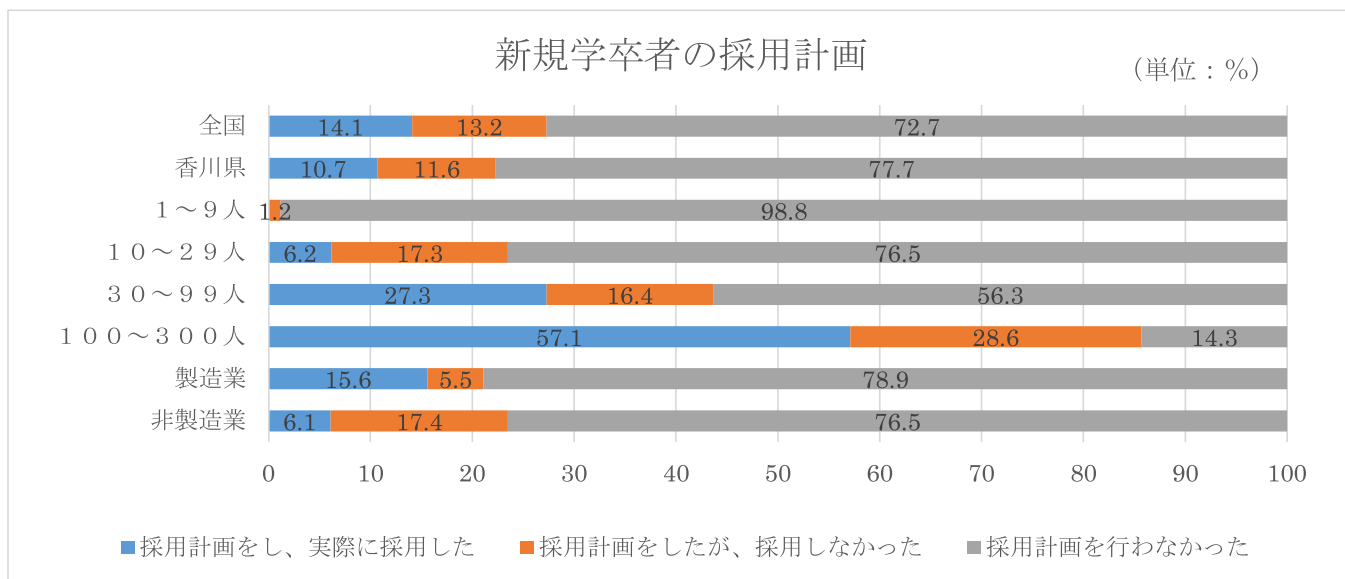
5. 従業員の採用及び給与

(1) 従業員の採用計画

令和7年度の新規学卒者の採用計画について、「採用計画をし、実際に採用した」と回答した事業所は10.7%、「採用計画をしたが、採用しなかった」と回答した事業所は11.6%、「採用計画を行わなかった」と回答した事業所は77.7%であり、新規学卒者の実際の採用が1割程度に留まっていることが分かった。

一方で、令和7年度の中途採用者の採用計画について、「採用募集をし、実際に採用した」と回答した事業所は42.9%、「採用募集をしたが、採用しなかった」と回答した事業所は12.8%、「採用募集を行わなかった」と回答した事業所は44.3%であり、新規学卒者の採用よりも中途採用者の採用を積極的に行っていることが分かった。

また規模別に見ると、新規学卒者・中途採用者いずれにおいても、従業員規模が大きくなるほど採用計画・採用募集のある割合が高く、人材の獲得に意欲的であることがうかがえる。



(2) 新規学卒者の初任給

令和7年3月卒業の新規学卒者に対して、同年6月に支給した1人当たりの平均所定賃金（税込額）の調査結果は次のとおりである。

(単位:円) ※()内の数字は、前年との増減額

区 分			初任給	香川	全国
高校卒	技術系	製造業	203,904 (33,176)	199,803 (23,173)	189,520 (7,624)
		非製造業	187,500 (3,000)		
	事務系	製造業	186,400 (19,025)	183,550 (13,012)	184,149 (6,991)
		非製造業	175,000 (1,300)		
専門学校卒	技術系	製造業	171,700 (▲ 6,593)	201,311 (15,203)	201,527 (5,923)
		非製造業	230,922 (38,562)		
	事務系	製造業	- (-)	200,000 (22,393)	197,489 (8,455)
		非製造業	200,000 (18,975)		
短大卒 (含高専)	技術系	製造業	175,380 (5,380)	175,380 (5,380)	202,104 (10,208)
		非製造業	- (-)		
	事務系	製造業	202,412 (24,562)	202,412 (22,845)	197,876 (9,334)
		非製造業	- (-)		
大学卒	技術系	製造業	202,250 (3,493)	231,658 (15,146)	220,956 (8,166)
		非製造業	246,363 (12,096)		
	事務系	製造業	- (-)	213,000 (2,081)	217,945 (9,088)
		非製造業	213,000 (10,900)		

初任給(高校卒)

初任給 単位:円

格差は全国を100とした場合の比較

	単純平均						加重平均						
	技術系			事務系			技術系			事務系			
	事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	
全 国	1,067	189,520	100.0	307	184,149	100.0	1,839	189,667	100.0	550	184,481	100.0	
香 川	8	199,803	105.4	4	183,550	99.7	12	199,869	105.4	4	183,550	99.5	
規模別	1~9人												
	1~4人												
	5~9人												
	10~29人	2	205,563	107.1	2	174,600	93.4	2	205,563	106.4	2	174,600	95.1
	10~20人	2	205,563	106.4				2	205,563	105.8			
	21~29人				2	174,600	93.4				2	174,600	95.2
	30~99人	5	203,460	106.9	2	192,500	104.6	8	205,912	107.8	2	192,500	104.6
	100~300人	1	170,000	91.0				2	170,000	90.7			
製造業 計	6	203,904	110.2	3	186,400	102.6	10	202,342	108.8	3	186,400	102.1	
食料品	1	197,299	108.5	1	174,200	97.5	1	197,299	108.0	1	174,200	97.2	
繊維工業	1	170,000	97.1				2	170,000	95.6				
木材・木製品				1	180,000	96.9				1	180,000	95.9	
印刷・同関連													
窯業・土石													
化学工業													
金属・同製品	4	214,031	114.6	1	205,000	111.9	7	212,304	113.1	1	205,000	110.7	
機械器具													
その他													
非製造業 計	2	187,500	96.1	1	175,000	94.0	2	187,500	96.5	1	175,000	94.1	
情報通信業													
運輸業													
建設業	2	187,500	95.0	1	175,000	92.3	2	187,500	95.2	1	175,000	89.7	
総合工事業				1	175,000	93.9				1	175,000	91.7	
職別工事業													
設備工事業	2	187,500	95.9				2	187,500	97.4				
卸・小売業													
卸売業													
小売業													
サービス業													
対事業所サービス業													
対個人サービス業													

初任給(専門学校卒)

初任給 単位:円

格差は全国を100とした場合の比較

	単純平均						加重平均					
	技術系			事務系			技術系			事務系		
	事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差
全 国	338	201,527	100.0	104	197,489	100.0	527	205,674	100.0	150	196,132	100.0
香 川	6	201,311	99.9	1	200,000	101.3	10	219,340	106.6	1	200,000	102.0
規模別	1~9人											
	1~4人											
	5~9人											
	10~29人											
	10~20人											
	21~29人											
	30~99人	4	204,442	101.4	2	200,000	99.1	6	227,217	109.0	1	200,000
100~300人	2	195,050	96.5				4	207,525	101.8			
製造業 計	3	171,700	87.6				3	171,700	84.8			
食料品												
繊維工業	2	172,500	92.0				2	172,500	91.1			
木材・木製品												
印刷・同関連	1	170,100	90.7				1	170,100	91.9			
窯業・土石												
化学工業												
金属・同製品												
機械器具												
その他												
非製造業 計	3	230,922	112.0	1	200,000	100.9	7	239,757	115.1	1	200,000	102.0
情報通信業												
運輸業												
建設業	3	230,922	108.1				7	239,757	110.5			
総合工事業	2	246,384	113.0				6	246,384	110.7			
職別工事業												
設備工事業	1	200,000	95.8				1	200,000	95.8			
卸・小売業				1	200,000	101.2				1	200,000	102.1
卸売業												
小売業				1	200,000	112.6				1	200,000	114.4
サービス業												
対事業所サービス業												
対個人サービス業												

初任給(短大・高専卒)

初任給 単位:円

格差は全国を100とした場合の比較

	単純平均						加重平均						
	技術系			事務系			技術系			事務系			
	事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	
全 国	101	202,104	100.0	59	197,876	100.0	136	204,006	100.0	75	198,177	100.0	
香 川	3	175,380	86.8	1	202,412	102.3	4	175,285	85.9	1	202,412	102.1	
規模別	1~9人												
	1~4人												
	5~9人												
	10~29人												
	10~20人												
	21~29人												
	30~99人	3	175,380	88.4	1	202,412	102.6	4	175,285	87.0	1	202,412	103.8
	100~300人												
製造業 計	3	175,380	87.3	1	202,412	103.7	4	175,285	87.0	1	202,412	103.6	
食料品				1	202,412	107.2				1	202,412	108.0	
繊維工業	1	175,000	91.3				2	175,000	93.3				
木材・木製品													
印刷・同関連	2	175,570	91.9				2	175,000	92.5				
窯業・土石													
化学工業													
金属・同製品													
機械器具													
その他													
非製造業 計													
情報通信業													
運輸業													
建設業													
総合工事業													
職別工事業													
設備工事業													
卸・小売業													
卸売業													
小売業													
サービス業													
対事業所サービス業													
対個人サービス業													

初任給(大学卒)

初任給 単位:円

格差は全国を100とした場合の比較

	単純平均						加重平均					
	技術系			事務系			技術系			事務系		
	事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差
全 国	443	220,956	100.0	385	217,945	100.0	794	223,965	100.0	730	220,961	100.0
香 川	6	231,658	104.8	1	213,000	97.7	13	229,735	102.6	2	213,000	96.4
規模別	1~9人											
	1~4人											
	5~9人											
	10~29人	1	255,850	119.6			1	255,850	118.1			
	10~20人	1	255,850	123.9			1	255,850	124.4			
	21~29人											
	30~99人	2	248,300	112.0			9	232,578	104.4			
	100~300人	3	212,500	95.6	1	213,000	98.3	3	212,500	94.0	2	213,000
製造業 計	2	202,250	93.5				2	202,250	92.1			
食料品	1	214,500	100.2				1	214,500	99.7			
繊維工業	1	190,000	101.2				1	190,000	101.7			
木材・木製品												
印刷・同関連												
窯業・土石												
化学工業												
金属・同製品												
機械器具												
その他												
非製造業 計	4	246,363	109.2	1	213,000	97.7	11	234,732	103.4	2	213,000	96.5
情報通信業												
運輸業												
建設業	3	243,200	105.1	1	213,000	97.7	10	232,620	99.2	2	213,000	96.5
総合工事業	2	254,800	109.9	1	213,000	99.5	3	262,067	110.6	2	213,000	99.1
職別工事業												
設備工事業	1	220,000	95.0				7	220,000	94.8			
卸・小売業	1	255,850	114.4				1	255,850	114.2			
卸売業	1	255,850	114.8				1	255,850	114.1			
小売業												
サービス業												
対事業所サービス業												
対個人サービス業												

(注)

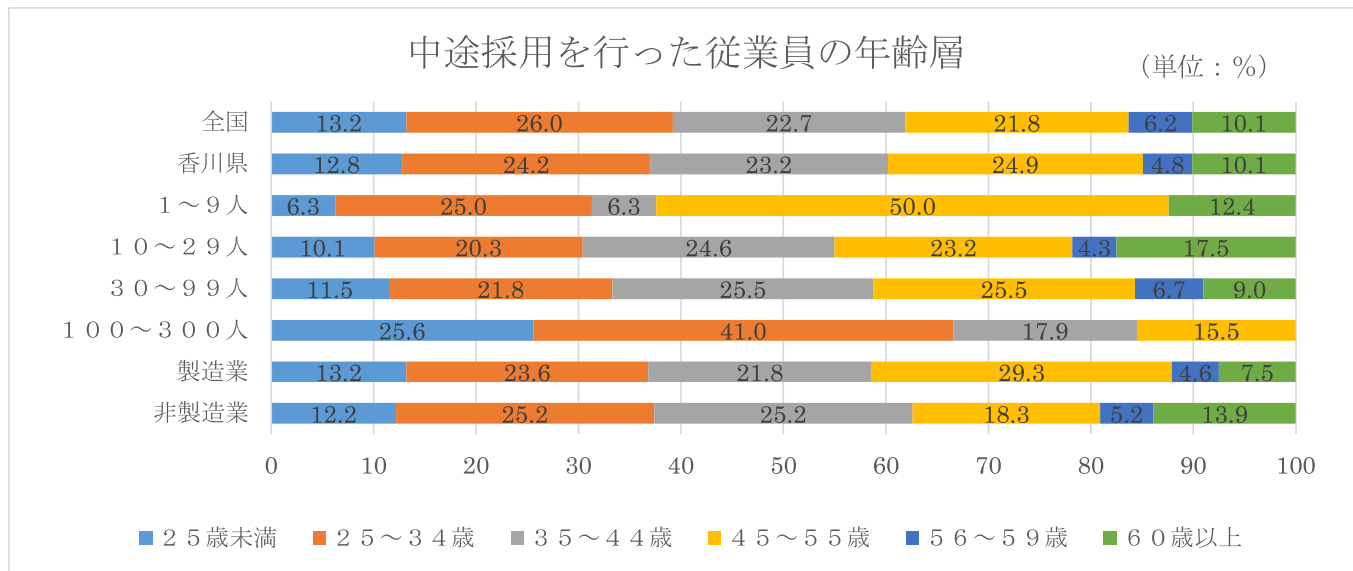
新規学卒者の初任給は、採用した人数及び1人当たり平均初任給額の双方に回答した事業所を集計対象とし、単純平均（1事業所当たり）及び加重平均（採用者1人当たり）の両方を示しています。

単純平均は、事業所ごとの1人あたり平均初任給額を足しあげ、事業所数で除した数値です。

加重平均は、各事業所の1人あたり平均初任給額に採用した人数を乗じて得た数の総和を採用した人数の総和で除した数値です。

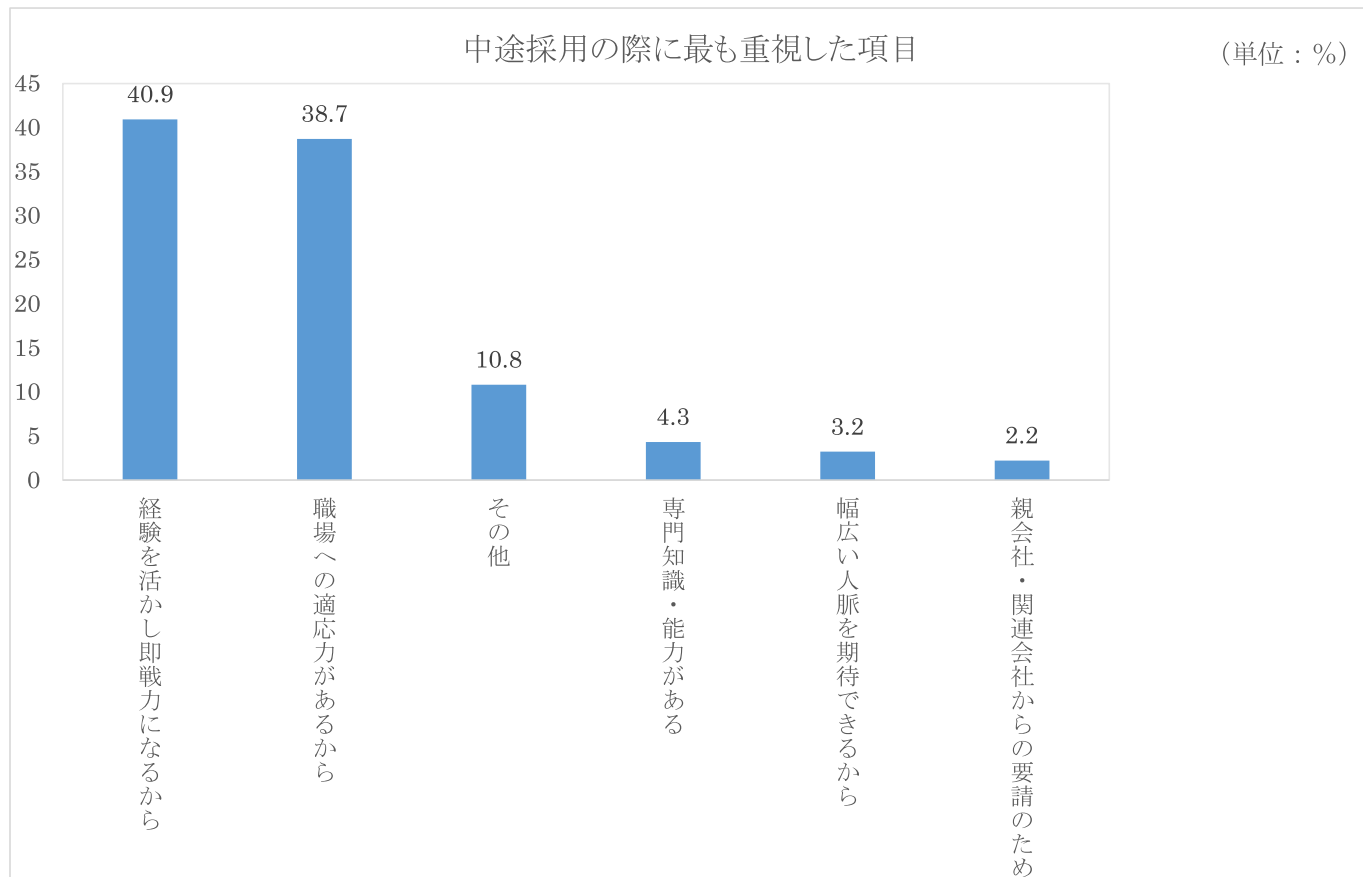
(3) 中途採用者の年齢層

中途採用者の年齢層は、規模別に見ると、「1～9人」では45歳以上の割合が62.4%であり、昨年より17.0ポイント大幅に増加し、小規模事業者においては即戦力となる年齢層が一定以上の人材採用を進めていることが分かった。一方で「100～300人」では45歳以上の割合が15.5%であり、昨年より23.8ポイント大幅に減少し、企業規模が大きいほど若手中途人材の採用を進めている結果となった。



(4) 中途採用の際に最も重視した項目

中途採用の際に重視した項目では、「経験を活かし即戦力になるから」が40.9%、「職場への適応力があるから」が38.7%と高くなっており、即戦力としての期待を持って採用を行っていることがわかった。



6. 労使間の協議

(1) 労働組合の有無

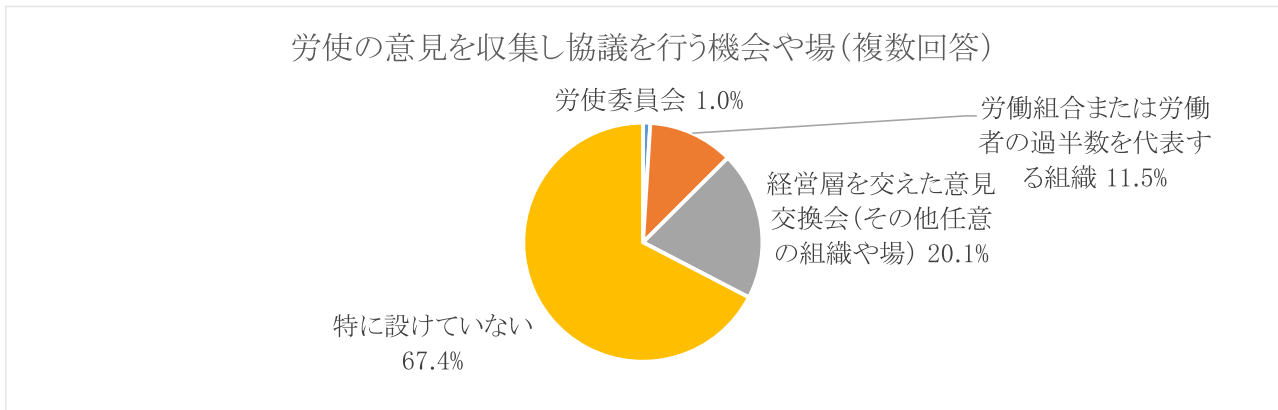
労働組合のある事業所は、7事業所であり、香川県内の組織率は3.0%であった（昨年度17事業所、組織率6.8%）。

労働組合の有無及び組織率

	事業所数	労働組合の有無		組織率
		ある	ない	
全国	15,371	1,038	14,333	6.8%
香川	231	7	224	3.0%
規模別	1～9人	83	0	0.0%
	10～29人	85	3	3.5%
	30～99人	56	4	7.1%
	100～300人	7	0	0.0%

(2) 労使協議の機会や場

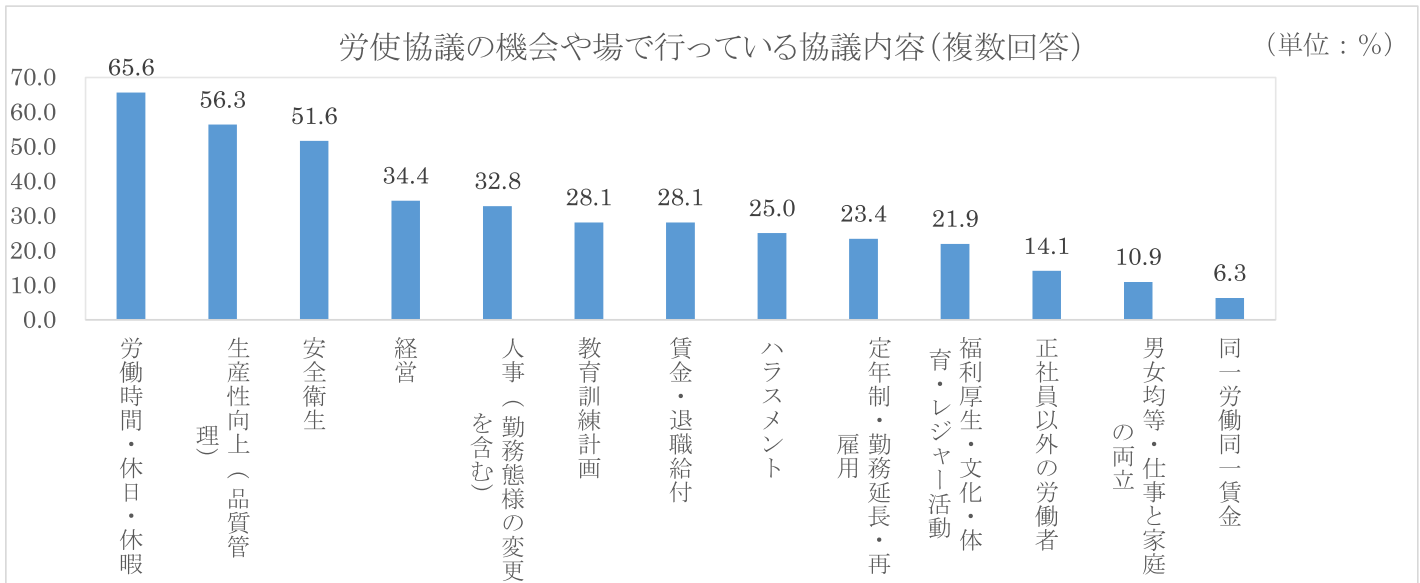
労使の意見を収集し協議を行う機会や場については、「特に設けていない」67.4%、「経営層を交えた意見交換会（その他任意の組織や場）20.1%」、「労働組合または労働者の過半数を代表する組織」11.5%の順で高く、過半数の事業者において労使協議の機会や場が設けられていないことがわかった。



(3) 労使協議内容

労使協議の機会や場で行っている協議内容は、「労働時間・休日・休暇」65.6%、「生産性向上（品質管理）」56.3%、「安全衛生」51.6%の上位3項目が過半数を超える結果となった。

一方で、その他の内容については4割を切っており、企業ごとに対応が分かれる結果となった。



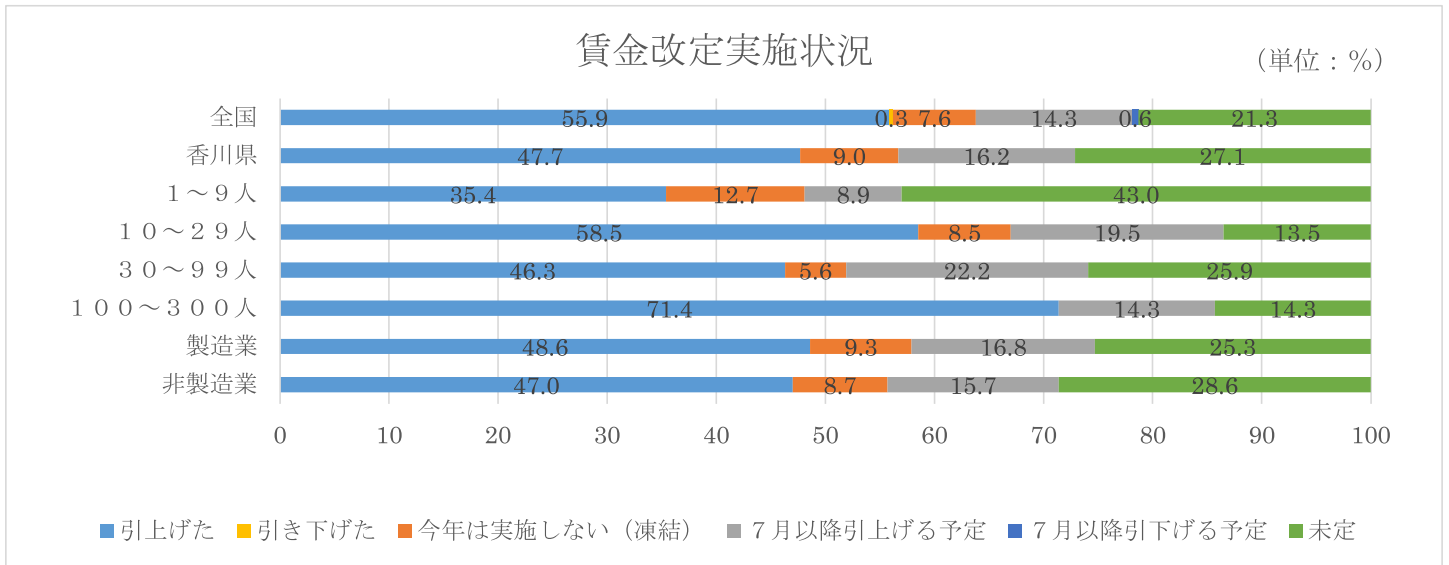
7. 賃金改定

(1) 賃金改定実施状況

令和7年1月1日から同年7月1日までの間の賃金改定実施状況については、「上げた」、「7月以降引上げる予定」が合わせて63.9%であり、昨年(69.5%)より5.6ポイント減少した。また、「下げた・7月以降引下げる予定」は0.0%であり、昨年(0.4%)より0.4ポイント減少した。

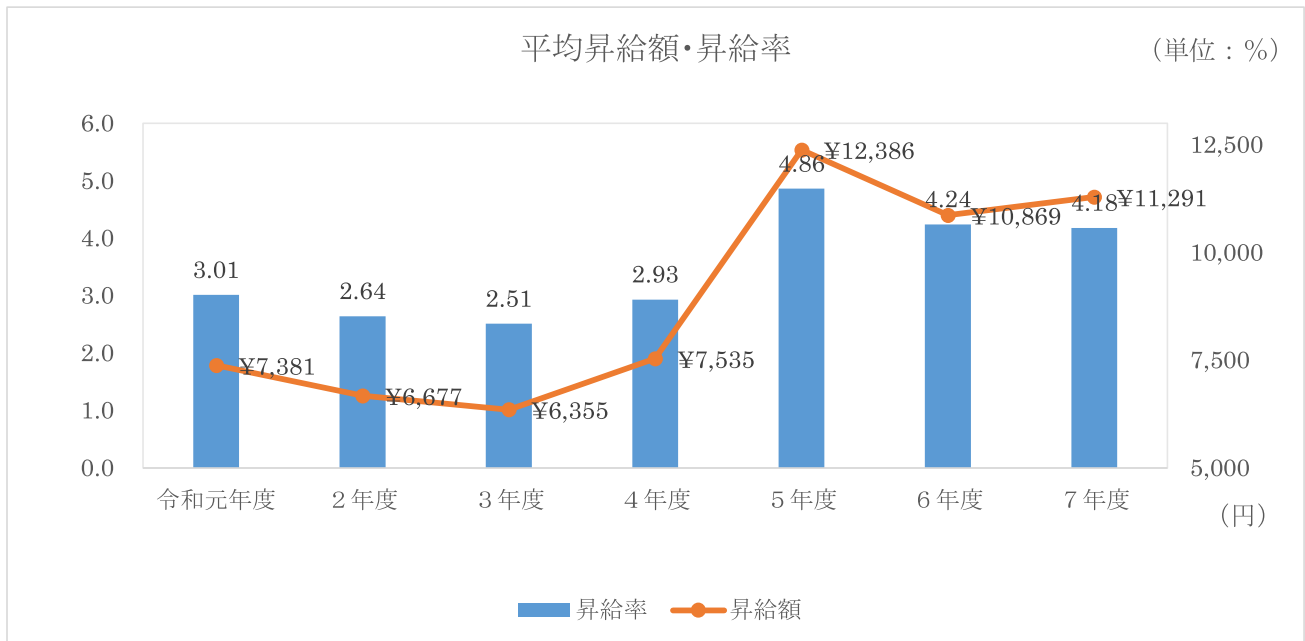
規模別にみると、「100～300人」の事業所で71.4%が「上げた」と回答したのに対し、「1～9人」では35.4%、「10～29人」では58.5%、「30～99人」では46.3%であり、規模による格差が見受けられる結果となった。

また、業種別では、製造業で「上げた」が48.6%(昨年56.4%)、非製造業では47.0%(昨年45.6%)であった。



(2) 平均昇給額・昇給率

令和7年1月から同年7月までの間に、常用労働者に定期昇給・ベースアップを実施した78事業所の平均昇給額・昇給率を見ると、単純平均の平均昇給額が11,291円(対前年比プラス4,222円)、平均昇給率は4.18%(対前年比マイナス0.06ポイント)となっている。

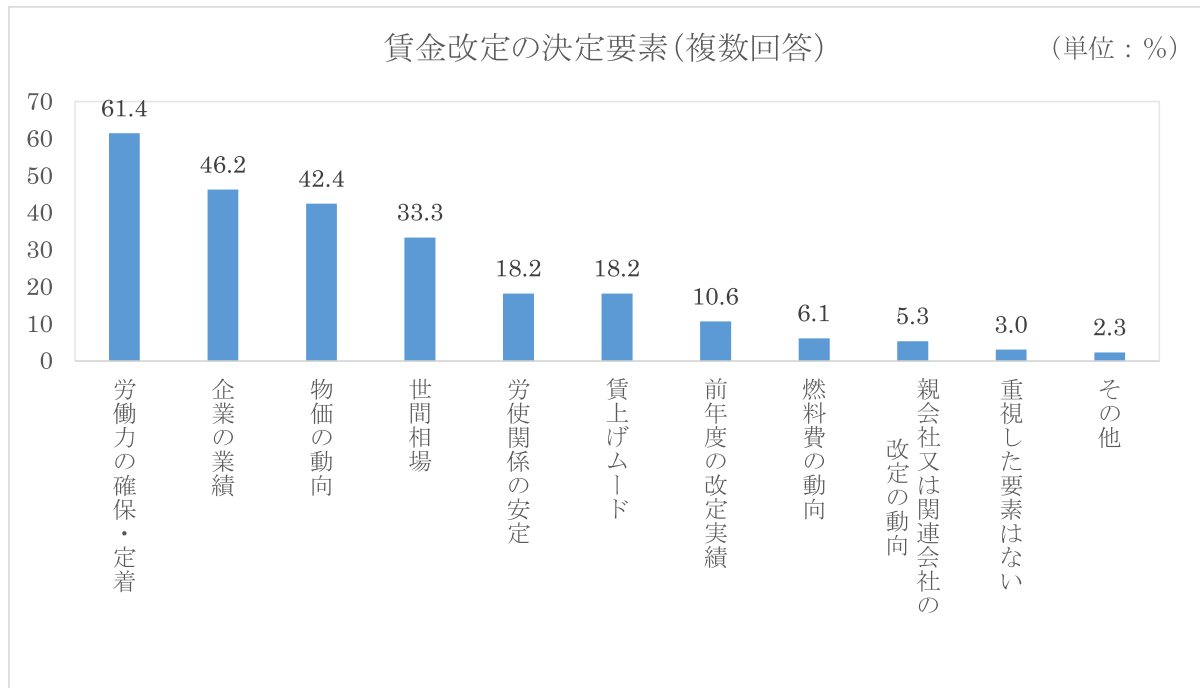


(3) 賃金改定の内容

賃金改定の内容は、「定期昇給」が63.5%で最も高く、次いで「基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)」が33.3%、「ベースアップ」が19.8%であった。

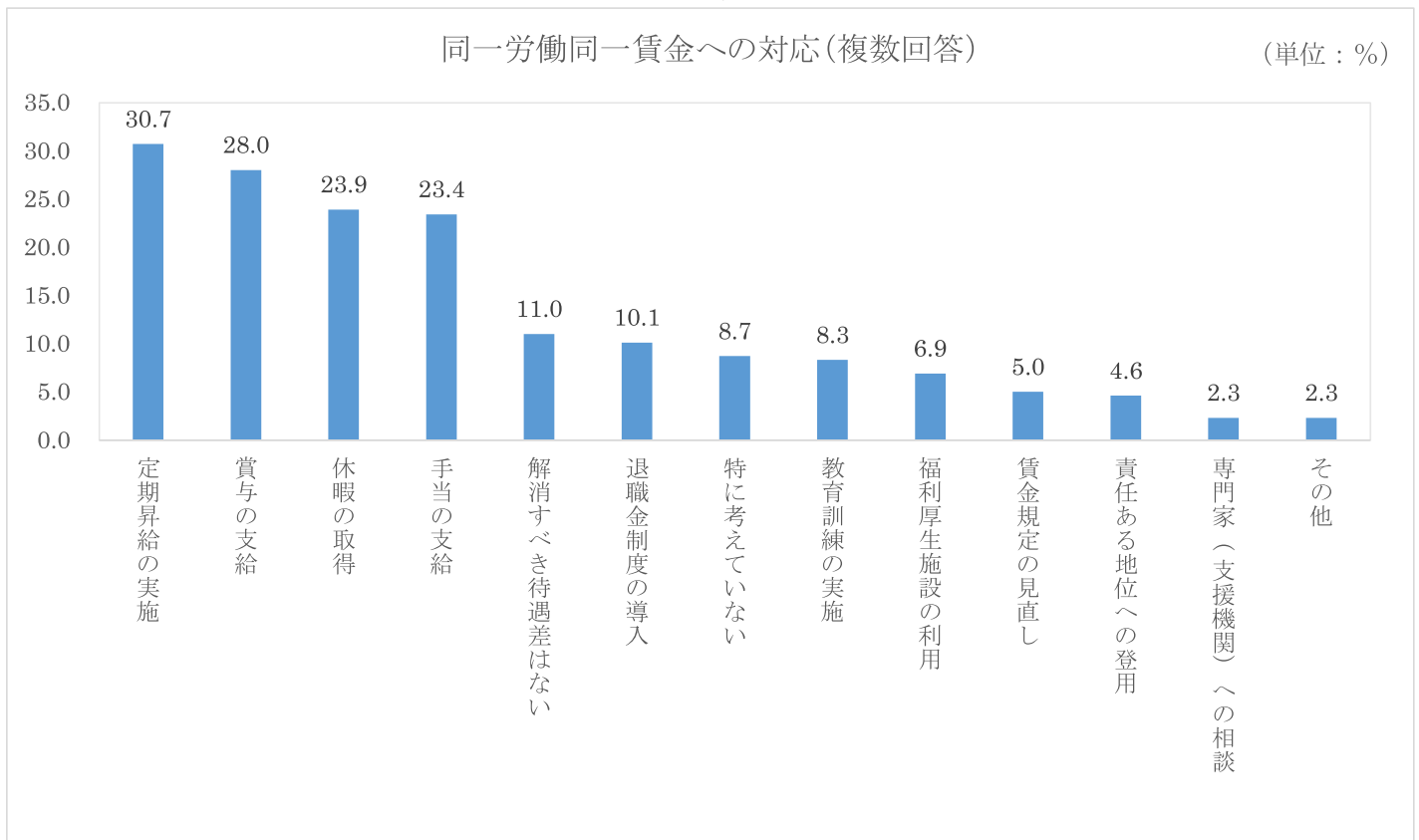
(4) 賃金改定の決定要素

賃金改定の決定要素は、「労働力の確保・定着」が61.4%（前年度61.3%）と最も高く、次いで「企業の業績」が46.2%（前年度58.9%）、「物価の動向」が42.4%（前年度48.5%）の順であった。



(5) 同一労働同一賃金への対応

同一労働同一賃金への対応としては、「定期昇給の実施」が30.7%と最も高く、次いで「賞与の支給」が28.0%、「休暇の取得」が23.9%の順であった。



2026年5月18日

香川労働局長 友住 弘一郎 殿
香川地方最低賃金審議会
会長 籠池 信宏 殿

全労連四国地区協議会
議長 十河 浩二



要 請 書

貴職におかれては、労働者の生活の安定、地域経済の健全な発展のために尽力されていることに敬意を表します。

日本の最低賃金は、2025年の改定によって加重平均1121円となりましたが、石破前首相が「2020年代に1500円を達成する」とした政府目標は、高市首相が反故にしまい、世界各国の最低賃金から大きく遅れる状況を招いています。さらに問題は、地域間格差の解消が遅れている上に、決定した改定額の実施時期を遅らせる状況も各地方の審議会で発生していることです。また、公益・使用者・労働者委員が対等な立場で審議するはずの審議会が、公益委員を除外して改定額を決定するような状況も発生しています。

物価高騰が収まる状況になく、最低賃金を大幅に改善しなければ生活困窮者の増加は火を見るよりあきらかです。また、現在の地域別最低賃金制度では、最高額の東京(1226円)と最低額の高知・宮崎・沖縄(1023円)との差は203円もあり、地方から都市圏へ(外国人労働者も含めた労働力人口が流出し、地域経済が疲弊する要因の1つとなっています。全労連が全国で取り組んだ「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で1700円以上(月150時間)、直近の調査では1800円必要との結果も出ています。

私たちは、最低賃金の地域間格差を解消するために、全国一律最低賃金制を求めています。現行法は、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、現状の支払能力と経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低い地域は低いままとなっています。また、高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥と言え、問題の解決には、最低賃金の全国一律制度の実現しかありません。最低賃金法を改正し、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促し、家族形成が現実と思える社会にかえることが、人口減少社会に歯止めをかける確かな道となります。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置のほか、原材料高騰・人件費増分を正當に価格転嫁できるよう公正取引ルールを充実させること、そのための法整備・体制を拡充・強化することが求められています。

このような情勢で、最低賃金や審議会の在り方等について下記のとおり要請します。

記

- 1) 最低賃金を全国一律制度とし、法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができるよう時給 1700 円以上とすること。また、急激な物価高騰など生計費負担が増加する時は、速やかに再改定の措置を行なうこと。
- 2) 最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援策は、生産性向上のための投資とは切り離し、賃金引き上げに対する直接的支援(賃金補助・社会保障減免等)を行うこと。
また、昨年の審議会答申で要望のあった中小企業・小規模事業者対策についてどのような対応が行われたのかを明らかにすること。
さらに、昨年度までの業務改善助成金等の最低賃金引き上げ支援策の利用状況も含め、明らかにすること。
- 3) 最賃審議委員の公正な任命を行うこと。
- 4) 審議会及び専門部会を全面的に一般公開すること。また、審議会・専門部会(二者協議も含め)の議事録を遅滞なく公開すること。
- 5) 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にすること。
- 6) 最低賃金制度を全国一律制度にするとともに、地方最賃審議会の制度改正も進めること。
制度改正までの間は、地方審議会の改定時期を全国統一とし、地方毎に改定時期を変更しないこと。さらに、公益・使用者・労働者各委員の立場を対等平等とし、改定額は三者協議の場で決定する方式を堅持すること。

以上

香川 労働局

労働局長友住 弘一郎殿

最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。

さて、いま私たちの周りには「1 万ヶ所を超える子供食堂の実態」が示すように貧困と格差が拡大し、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は 2000 万人を超える非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引上げが最も有効であると考えています。低賃金で働く 2000 万人非正規労働者の多くが「結婚できない」、「子供が作れない」、「子供にご飯が食べさせられない」という悲惨な生活実態、労働実態に置かれています。その上に一昨年来の物価の高騰は実質賃金の低下を招き、彼ら彼女らにさらなる大きな生活苦と困難を強めています。

私たちは「最低賃金の大幅引上げ」を貴職に求めてきました。その結果、昨年は前向きな取り組みが全国的に広がってきました。が、まだまだ不十分です。非正規労働者の生活の維持改善はもっぱら最低賃金の引き上げを待つほかに、彼ら彼女らの生活実態を無視することは非人道的とのそしりを免れません。高市首相は「2000 年代に最低賃金を 1500 円に引き上げる」という政府の公約を推進することを明言せず、その感覚の鈍さに怒りを覚えます。改めて最低賃金の「大幅引き上げ」を求めるとともに、最低賃金制度の改善を以下のように求めます。

記

1. 地域別最低賃金・時給 1500 円を直ちに実現すること。
2. 生涯 2000 万円～2500 万円にも達する最賃格差をなくし、東京一極集中や地方から都会への労働力人口流出、過疎促進現象をなくすこと。
3. 最低賃金の地域ランク制を廃止し、直ちに全国一律最賃制を実施すること。
4. 最低賃金の引き上げに伴う中小企業に対する支援は、社会保険料の減免など国の責任を明確にするとともに、公的支援は簡素でわかりやすい制度とすること。
5. 新しい最低賃金は、決定後速やか（1 ヶ月以内）に実施すること。
6. 中央、地方の最低賃金審議会の公開原則を本審だけでなく専門部会にまで拡充すること。
7. 最賃審議委員は全ナショナルセンター（連合、全労連、全労協）から最低 1 人は選出できる仕組みにすること。

2026 年 6 月 2 日

JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・谷 英樹（最低賃金の大幅引き上げ四国 CP 委員会・代表委員）
共同代表・春田 洋（JAL 闘争支援四国共闘会議・議長）

以上